

老人福祉計画 第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

青森県つがる市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 法令の根拠	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画策定の背景	4
(1) 介護保険法等の主な改正の内容.....	4
(2) 第9期介護保険事業計画の基本指針.....	5
5 計画の策定体制	7
(1) 老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置.....	7
(2) 住民参加.....	7
(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査.....	7
(4) 在宅介護実態調査.....	8
(5) 在宅生活改善調査.....	8
6 計画の期間	9
第2章 高齢者等の状況.....	13
1 高齢者を取り巻く現状	13
(1) 人口の推移.....	13
(2) 人口構成.....	14
(3) 高齢者人口の推移.....	15
(4) 高齢者のいる世帯の状況.....	16
(5) 要介護等認定者数の推移.....	16
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	18
(1) 調査の概要.....	18
(2) 主な調査結果.....	19
3 在宅介護実態調査	22
(1) 調査の概要.....	22
(2) 主な調査結果.....	23
4 在宅生活改善調査	30
(1) 調査の概要.....	30
(2) 主な調査結果.....	31
5 将来推計	34

(1) 人口推計.....	34
(2) 高齢者人口の推計.....	35
(3) 要介護等認定者数の推計.....	36
6 第8期計画の検証	38
(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進.....	38
(2) 自立支援・重度化防止等に向けた取り組み.....	38
(3) 認知症に関する施策の総合的な推進.....	38
第3章 計画の基本方針.....	41
1 基本理念	41
2 基本目標（大項目）	41
(1) とともに支え合うまちづくり.....	41
(2) 生きがいつくり・介護予防のしくみづくり.....	42
(3) 自分らしく暮らせるしくみづくり.....	44
(4) 権利と尊厳を護るしくみづくり.....	44
(5) 持続可能な介護保険サービスの体制づくり.....	45
3 施策体系	46
4 施策目標（中項目～小項目）	47
第4章 施策の展開.....	53
1 とともに支え合うまちづくり	53
(1) 住まい・生活支援の体制整備.....	53
(2) 地域包括支援センターの機能強化と充実.....	58
(3) 在宅医療・介護連携の推進.....	60
(4) 見守り・支え合いの推進.....	62
2 生きがいつくり・介護予防のしくみづくり	68
(1) 生きがいつくり・社会参加の推進.....	68
(2) 介護予防活動の推進.....	71
(3) 高齢者の健康と適正医療の推進.....	75
3 自分らしく暮らせるしくみづくり（認知症施策の推進）	76
(1) 認知症に関する理解促進.....	76
(2) 認知症の早期診断・早期対応のための支援の充実.....	76
(3) 認知症の人と家族への支援の充実.....	77
4 権利と尊厳を護るしくみづくり	79
(1) 高齢者虐待の防止.....	79
(2) 成年後見制度の利用促進（つがる市成年後見制度利用促進基本計画）	79

第5章 介護保険サービス	85
1 日常生活圏域	85
2 介護保険サービス	86
(1) 介護保険サービスの充実及び適正化.....	86
(2) 自立支援及び悪化の防止などに向けた取り組み.....	116
(3) 介護業務の改善・効率化.....	117
(4) 災害・感染症対策に係る体制整備.....	117
3 介護保険事業費	118
(1) 介護保険事業費の算定手順.....	118
(2) 介護保険事業費の見込み.....	119
4 第1号被保険者の介護保険料	121
(1) 地域支援事業費の負担割合.....	121
(2) 介護保険給付費の負担割合.....	122
(3) 第1号被保険者保険料の算出.....	123
(4) 第1号被保険者所得段階別保険料負担割合.....	125
第6章 計画の推進体制.....	129
1 計画の推進	129
(1) 地域包括ケアシステムの推進.....	129
(2) 医療・介護人材確保の方策.....	129
(3) 連携体制.....	129
(4) 相談・情報提供体制の充実.....	130
(5) 指導体制の強化.....	131
(6) 各種地域計画・まちづくり施策等との連携.....	131
2 計画の進捗管理	132
(1) 老人福祉計画・介護保険事業計画の運営管理.....	132
(2) 点検・評価方法の確立.....	132
(3) 点検・評価結果の反映.....	132
資料編	135
1 つがる市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	135
2 つがる市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員名簿	136
3 策定委員会の経過	137
4 介護保険料の状況（令和3年度～令和5年度）	138
(1) 青森県内市町村別保険料基準月額（令和3年度～令和5年度）.....	138
(2) 都道府県別平均保険料基準月額（令和3年度～令和5年度）.....	139

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

我が国の総人口は、令和5(2023)年4月1日現在、約1億2,455万人と前年同月に比べ約51万人減少しています。一方で後期高齢者(75歳以上)人口は約1,975万人と前年同月に比べ約75万人増加し、高齢化率は29.1%となっています。

また、団塊世代が後期高齢者(75歳以上)となる令和7(2025)年には高齢化率が32.1%、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には37.7%となる見込みとなっています。

一方、高齢者や要介護者等を支える世代となる生産年齢人口(15～64歳未満)は7,401万人と前年同月に比べ約17万人減少しています。

こうした背景を踏まえ「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、団塊世代が75歳以上となる令和7(2025)年、さらには高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年に向けて、生産年齢人口が急減することを踏まえ、介護サービス基盤の整備、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上等を図るための指針が示されました。

また、令和5(2023)年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、「認知症基本法」)では、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進するという目的が示されました。また、基本的な施策として、①認知症の人に関する理解、②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、③認知症の人の社会参加の機会の確保、④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護、⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等、⑥相談体制の整備等、⑦研究等の推進等、⑧認知症の予防等が挙げられています。

このような状況において、令和5年度に「つがる市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」を見直す時期を迎え、本市の地域特性に鑑み、すべての高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らせるよう、介護、介護予防、生活支援などの各種施策、サービスの提供量、提供体制、介護保険財政の安定化の方策等を示し、市民とともに推進していくことを目的に「つがる市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下、「本計画」)を策定します。

2 法令の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定による「市町村老人福祉計画」と介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定による「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定した計画です。また、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定するものです。

本計画は、介護保険法第 117 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定による「市町村介護給付適正化計画」を内包するものです。

老人福祉計画は、高齢者が住み慣れた地域で安心して元気に、生き生きと暮らし続けるため、必要な措置が講じられるよう定めたものです。このため、地域における高齢者を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画として作成されます。

介護保険事業計画は、介護保険の給付対象サービス種類ごとの量の見込み等について定め、保険料算定をするなど、介護保険事業運営の基本となる計画です。

これらの計画は、その内容を老人福祉計画と整合性をもって策定することが必要なことから計画は同一とし、策定も同時期に行うこととしています。

3 計画の位置づけ

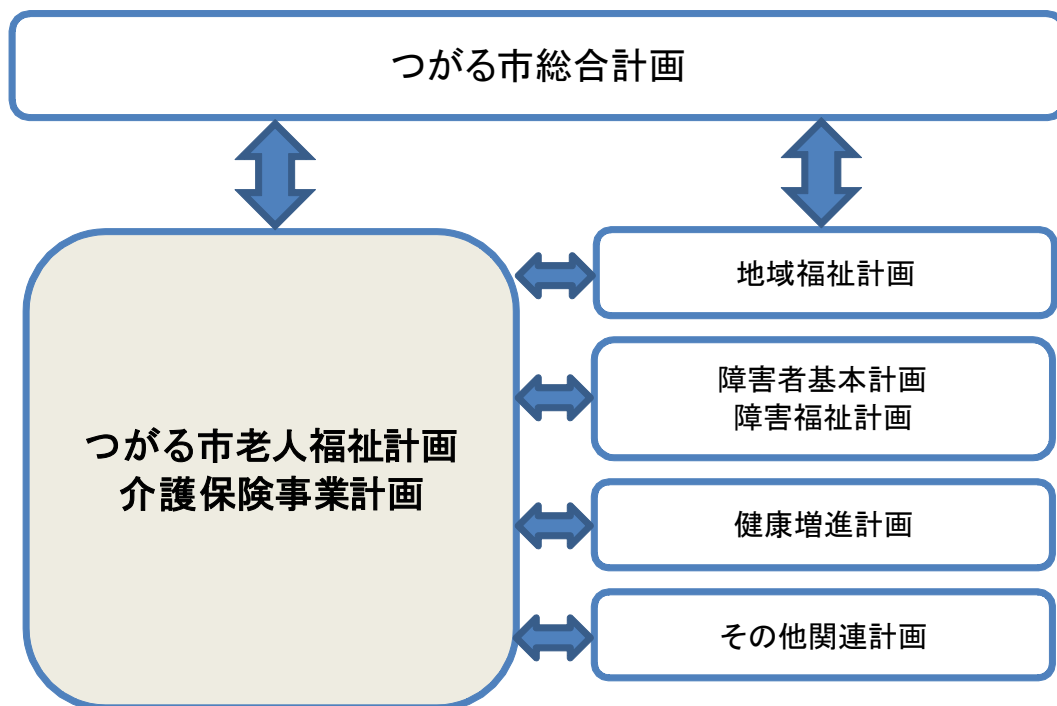
本計画は、本市のまちづくりの方向性を示した「つがる市総合計画」において、保健・医療・福祉に位置づけられ、これを上位計画として策定される個別計画になります。また、市の関連の諸計画との整合性を図って策定・実施するものです。

第 9 期介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）については、第 7 期介護保険事業計画（平成 30 年度～令和 2 年度）、第 8 期介護保険事業計画（令和 3 年度～令和 5 年度）の延長線上にある計画として位置づけられます。

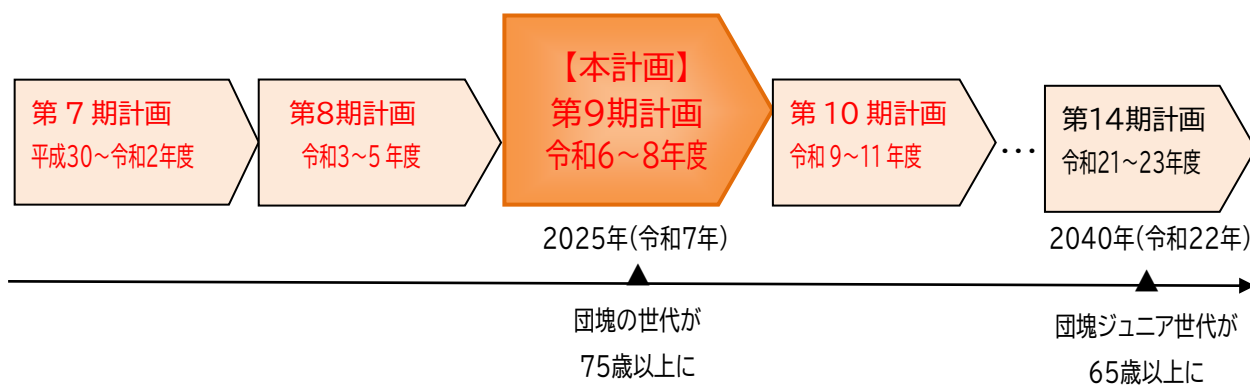
また、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7（2025）年、さらに団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22（2040）年を見据えた中長期的な視点を持つものとして策定しています。

諸計画との関連では、本市で策定される福祉関連分野である、地域福祉計画、障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、健康増進計画等との調和を図りつつ、地域の課題解決に向けた取り組みを推進するために策定します。

◇計画の位置づけ（関連諸計画）



◇計画の位置づけ（中長期計画）



4 計画策定の背景

(1) 介護保険法等の主な改正の内容

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」によって、こども・子育て支援の拡充、高齢者医療制度の見直し、医療保険制度の基盤強化等の改正が盛り込まれました。

主な改正の項目としては、以下のとおりです。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要（介護保険関係）

1. 介護情報基盤の整備

- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
- ・ 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
- ・ 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする

※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中

2. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
- ・ 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け

※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項

- ・ 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

3. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
- ・ 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設など

4. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
- ・ サービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化など

5. 地域包括支援センターの体制整備等

- 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備
- ・ 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とするなど

(2) 第9期介護保険事業計画の基本指針

令和5年7月31日の全国介護保険担当課長会議において、第9期介護保険事業計画の基本指針に記載を充実する事項として、以下の3項目の案が示されました。

第9期介護保険事業計画の基本指針において充実する事項の概要

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性

② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要支援者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待対応及び防止にむけた取組の強化
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性

② 医療・介護基盤情報の整備

- 医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供

③ 保険者機能の強化

- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

5 計画の策定体制

(1) 老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置

本計画は、本市の特性に応じた事業展開が期待されるため、行政機関内部だけでなく、被保険者、医療関係者、老人保健関係者、老人福祉関係者、介護保険事業者等（19人）で構成するつがる市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を設置しています。

策定委員会は、令和5年度中に5回開催し、現状の把握から第9期計画中に必要とされる各種介護サービスや保険料等について検討します。

(2) 住民参加

本計画は、老人福祉計画の策定指針において、住民参加の位置づけがなされているとともに、介護保険法においては、介護保険事業計画により介護サービスの水準が明らかにされ、それが保険料の水準にも影響を与えることから、本計画の見直しにあたっては、被保険者の意見を反映させるための措置を講じることが義務づけられています。

このことから、本計画の策定委員会には公募により選出された被保険者の代表（3人）に参画して頂き、保険料を負担する立場、介護サービスを利用する立場からの意見や要望を反映できるよう行っています。

(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、要介護状態になる前の高齢者について、

- ・要介護状態になるリスク（以下、各種リスク）の発生状況
- ・各種リスクに影響を与える日常生活（以下、社会参加状況）の状況

を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施します。

本調査の対象者は、要介護認定を受けていない高齢者（一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者）です。

調査終了後、本計画の結果のうち必要なデータを「見える化」システム上に登録することで、経年比較や地域間比較が可能になります。

（４）在宅介護実態調査

本計画では、在宅介護サービスを利用している要介護（支援）者及びその介助者に対して、在宅における介護者の実態を把握するために聞き取り調査を実施しています。

この調査は、本計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的としています。

（５）在宅生活改善調査

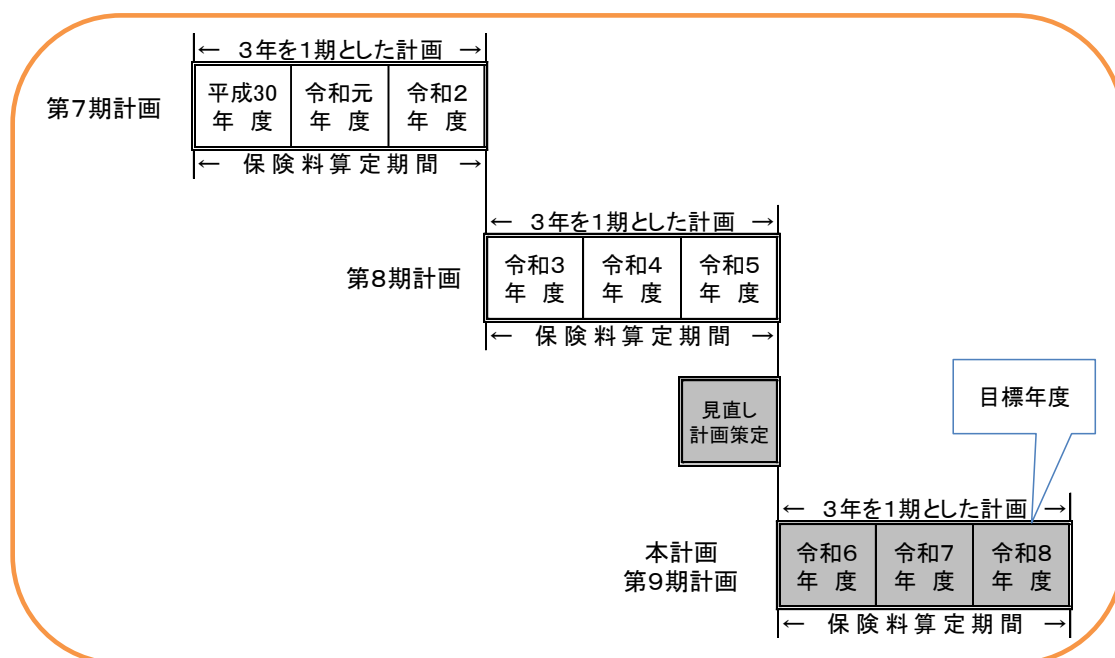
この調査は、つがる市内の居宅介護支援事業所および介護予防支援事業所に勤務する介護支援専門員を対象に、現在自宅等にお住まいの方で「現在のサービス利用では在宅の維持が難しくなっている方」の人数、生活維持が難しくなっている理由、生活の改善のために必要な支援・サービス等を把握するために実施し、調査結果や調査に基づいた関係者間での議論を通じ、住み慣れた地域での生活の継続性を高めるために必要な各種サービス提供を充実させるための基礎資料として活用し、介護保険事業計画に反映していくことを目的とします。

6 計画の期間

本計画は、介護保険事業計画が3年を1期として3年ごとの見直しが義務づけられており、併せて老人福祉計画についても同時期に見直しを行い、整合性のとれた計画と位置づけ、第9期計画では、令和6年度から令和8年度を目標年次とする3カ年計画とします。

また、本計画は、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度（2025年度）、令和22年度（2040年度）における高齢者介護の姿を見据えて策定するものであり、第8期計画を見直し、新たに将来に向けた高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築を進める計画として策定します。

◇計画期間



第2章

高齢者等の状況

第2章 高齢者等の状況

1 高齢者を取り巻く現状

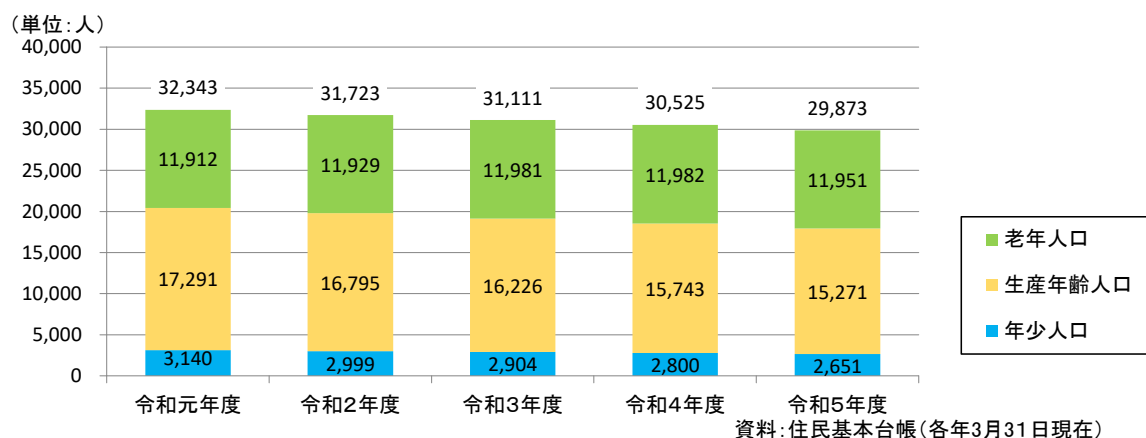
(1) 人口の推移

本市の総人口は年々減少し続けており、令和5年3月31日現在の総人口は29,873人で、令和元年に比べ2,470人の減少となっています。

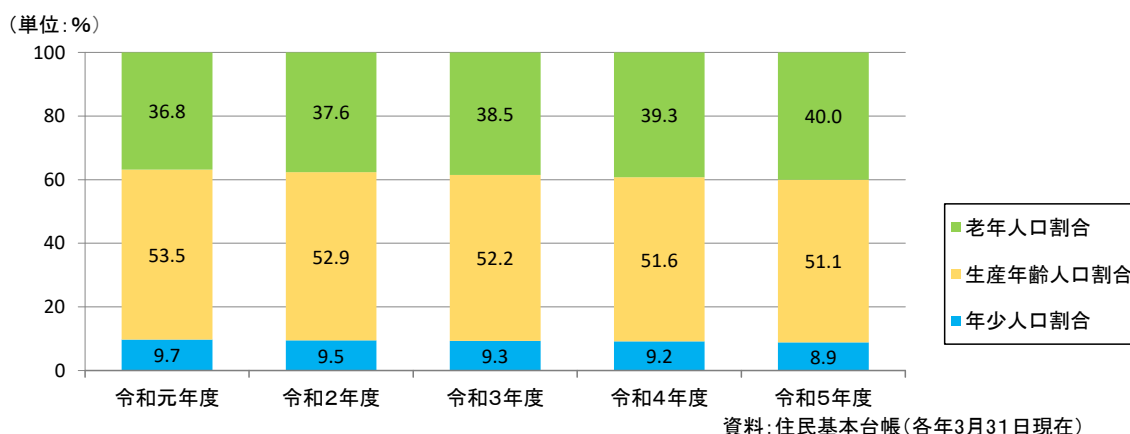
年齢三区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向となっています。老年人口（65歳以上）は増加傾向が続いていますが、令和5年度に若干減少しています。

また、年齢三区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合、生産年齢人口割合は減少傾向にありますが、老年人口割合は増加傾向にあることから、少子高齢化が継続して進行し続けています。

■年齢三区分別人口の推移



■年齢三区分別人口割合の推移

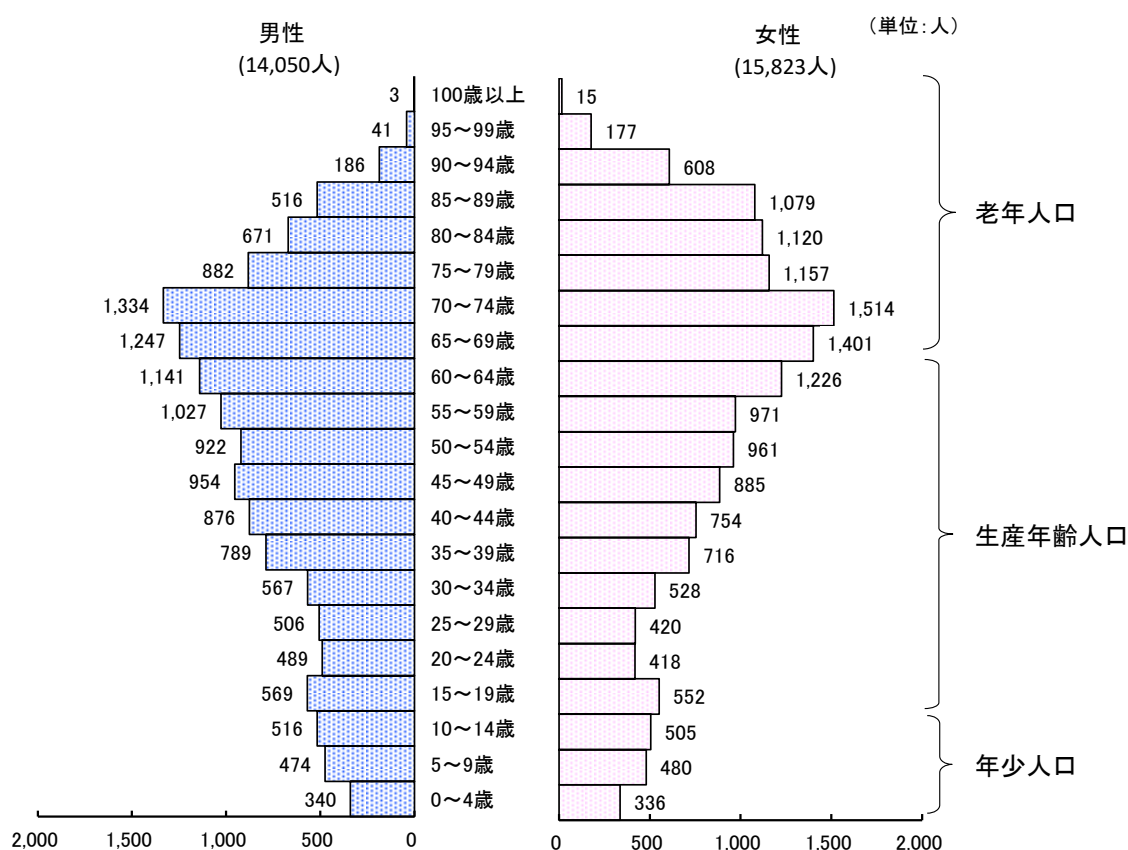


(2) 人口構成

令和5年3月31日現在の人口構成を、人口ピラミッドでみると、出生数の減少と高齢化が反映された「つぼ型」となっています。

また、65～69歳を中心とした「団塊の世代」が老年人口となり、今後もさらに高齢者人口の増加と高齢化率の上昇が継続することがうかがえます。

■令和5年の人口ピラミッド



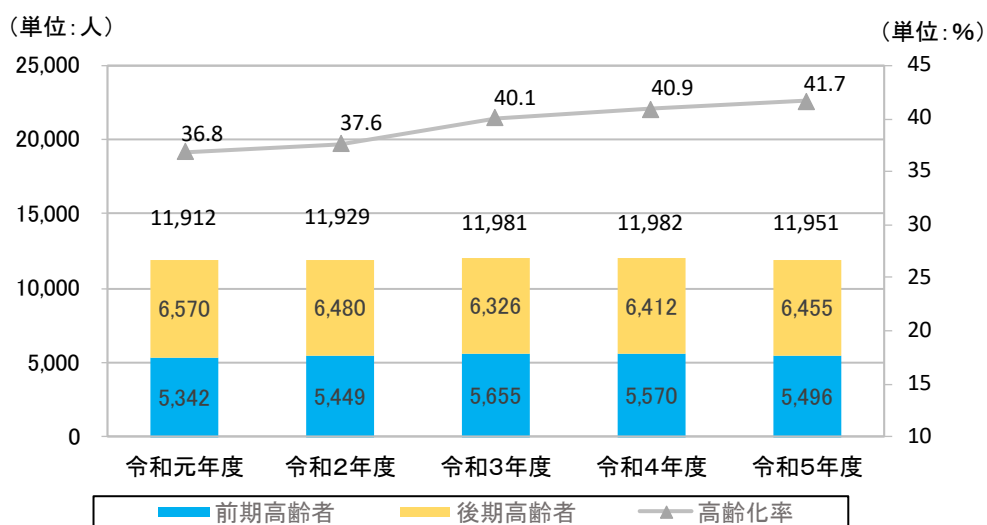
資料:住民基本台帳(令和5年3月31日現在)

(3) 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると令和元年には 11,912 人でしたが、令和 5 年には 11,951 人となり、高齢化率も 41.7%と増加傾向が続いています。

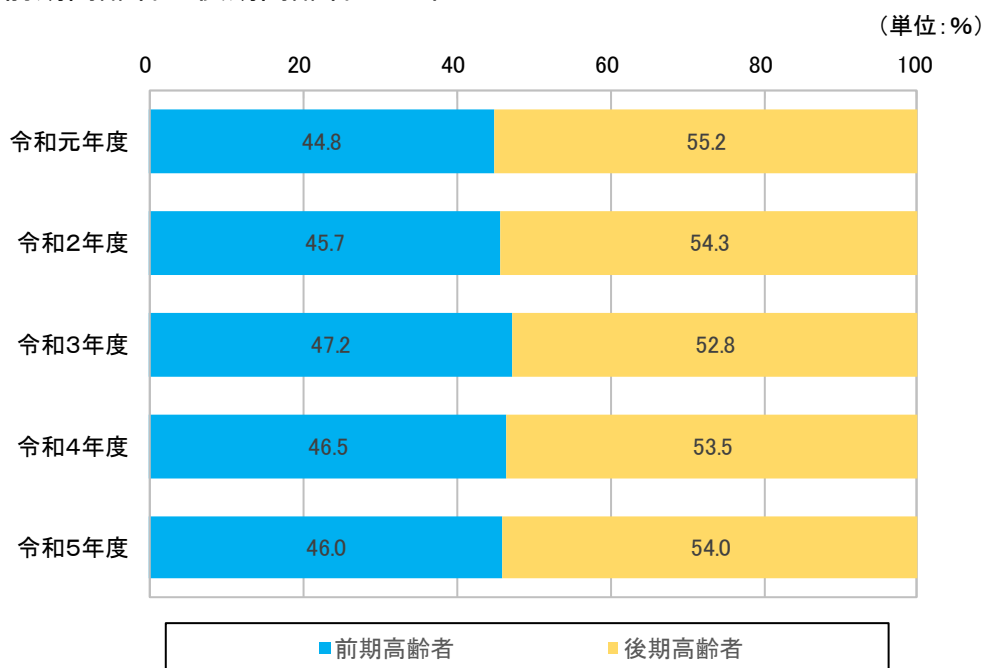
また、65 歳以上の高齢者を前期高齢者（65～74 歳）と後期高齢者（75 歳以上）に分けて、その比率をみると、令和元年度では前期高齢者が 44.8%、後期高齢者が 55.2%となっており、令和 5 年度は前期高齢者が 46.0%、後期高齢者が 54.0%で横ばいで推移しています。

■ 高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日）

■ 前期高齢者・後期高齢者の比率



資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日）

(4) 高齢者のいる世帯の状況

総世帯数は、年々減少傾向が続いています。

高齢者のいる世帯は、令和2年では7,249世帯となっており、高齢者単独世帯は、件数、比率とも増加傾向にあります。

このまま推移すると、今後も高齢化が進み高齢者単独世帯の増加が見込まれます。

■高齢者のいる世帯の推移

(単位：世帯、%)

区分	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯 A	11,432	10,937	10,764
高齢者のいる世帯 B	7,167	6,719	7,249
高齢者単独世帯 C	1,225	1,389	1,595
高齢者世帯比率 (B/A)	62.7	61.4	67.3
高齢者単独世帯比率 (C/A)	10.7	12.7	14.8

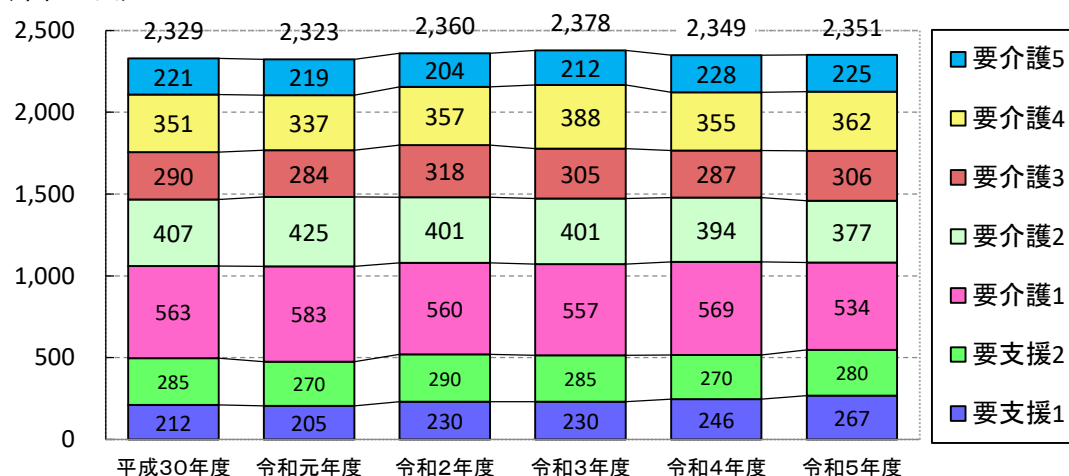
資料：国勢調査

(5) 要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数の推移をみると平成30年度から令和5年度にかけての5年間では、多少の増減があるものの横ばいで推移しており、結果22人増(約0.9%)となっています。

■要介護等認定者数の推移

(単位：人)

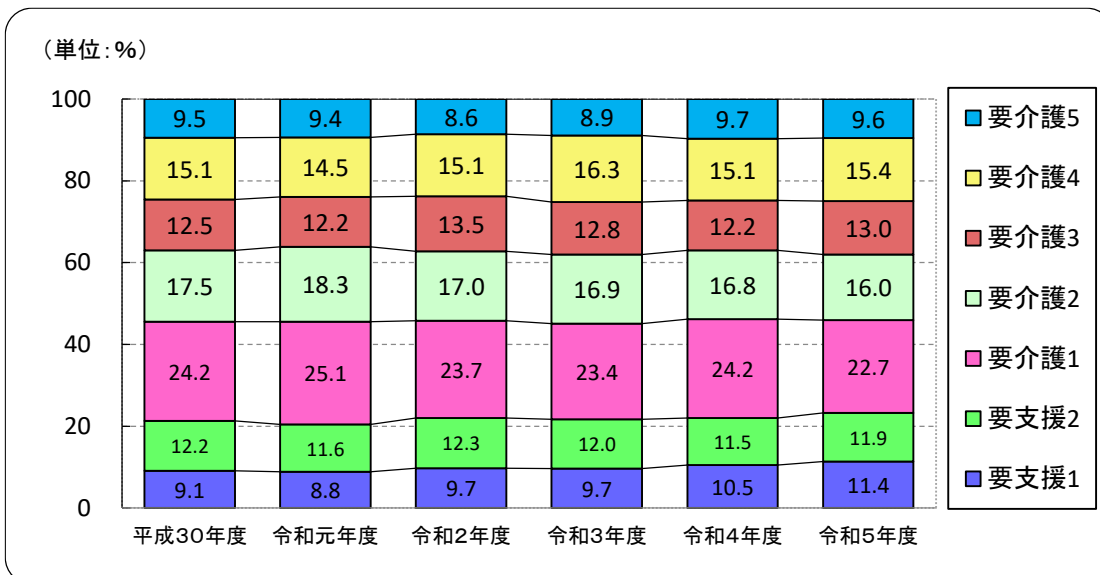


資料：介護保険事業状況報告

要介護等認定者数の要介護度別割合の推移をみると、年度によりばらつきがありますが、要支援1が平成30年度9.1%から令和5年度の11.4%と2.3ポイント増加しており、5年間を通してやや増加の傾向にあります。

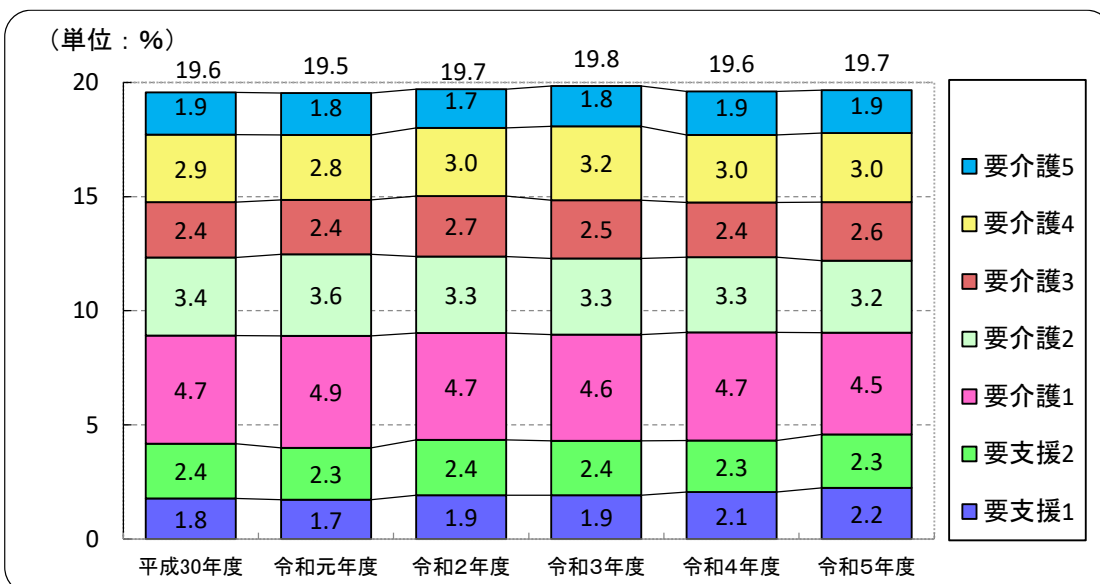
認定率（被保険者数に対する要介護等認定者の割合）の推移は、要介護等認定者数と同様の傾向であり、全体として横ばいで推移する傾向となっています。

■要介護等認定者数の要介護度別割合の推移



資料：介護保険事業状況報告

■認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 調査の概要

①調査の目的

要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施します。

②調査の対象

令和4年12月1日現在、つがる市に在住している要介護認定を受けていない高齢者（一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者）で、無作為抽出された1,000人。

③調査の方法

郵送配布、郵送回収

④調査時期

令和4年12月

⑤回収率

配布数	回収数（有効件数）	回収率
1,000 件	624 件	62.4%

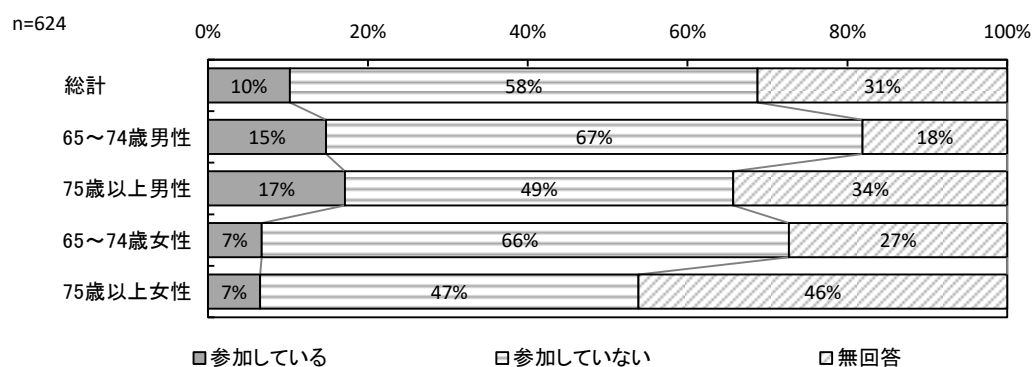
(2) 主な調査結果

※ 端数の関係等で各グラフの割合の合計が 100%にならない場合があります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、介護予防への取り組み、地域における支え合いにつながるボランティアへの参加等を確認する内容になっています。

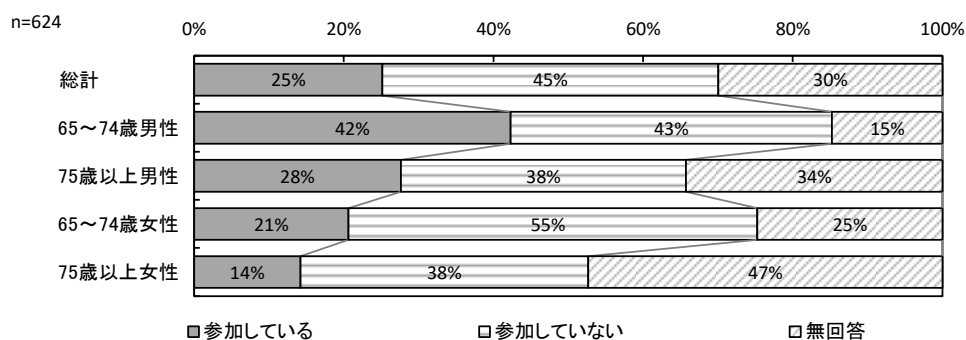
1. 地域での活動について（グラフでは、「週 4 回以上」「週 2～3 回」「週 1 回」「月 1～3 回」「年に数回」の数値が小さく見づらくなるため、それらを合計して「参加している」としてしています。）

◇ボランティアのグループへの参加状況



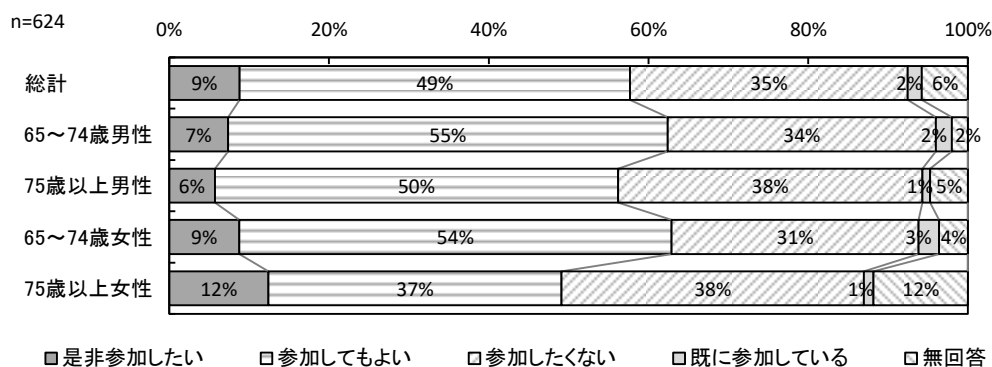
「参加していない」(58%) の割合が最も高くなっています。「参加している」の割合は、男性の方が高い傾向となっています。

◇町内会・自治会への参加状況



「参加していない」(45%) の割合が最も高くなっています。「参加している」の割合は、男女とも「65～74 歳」の方が高い傾向となっています。

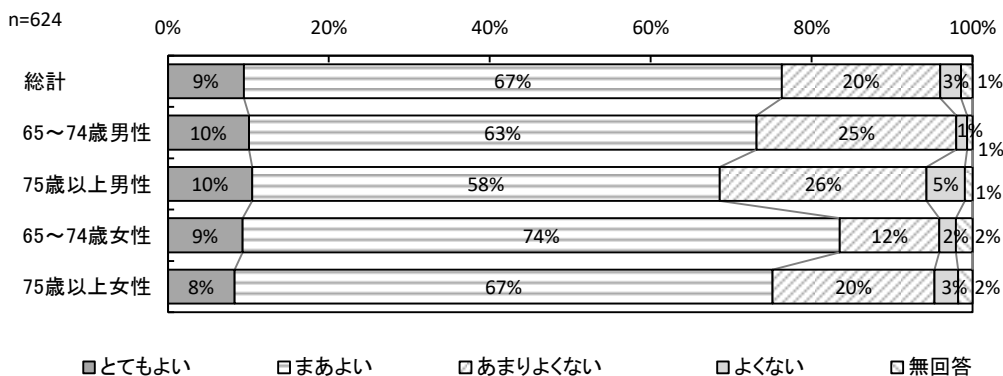
◇地域住民の有志による活動への参加意向



「地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか」と尋ねたところ、「参加してもよい」（49％）の割合が最も高くなっています。「是非参加したい」の割合は、女性の方が高い傾向となっています。

2. 健康について

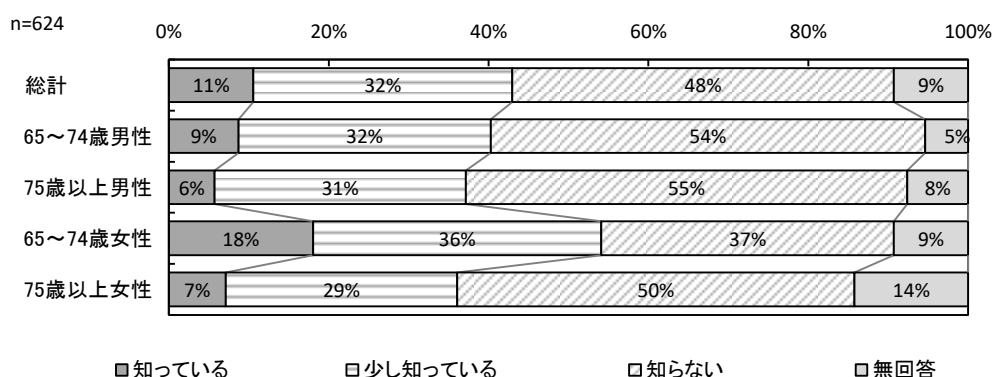
◇自分自身の健康状態について



現在の本人の健康状態について尋ねたところ、健康状態は「まあよい」（67％）の割合が最も高く、次いで「あまりよくない」（20％）となっています。「とてもよい」（9％）と「まあよい」（67％）の合計は 76％となっています。「とてもよい」と「まあよい」の合計では、いずれの年齢層でも、女性の方が高い傾向になっています。

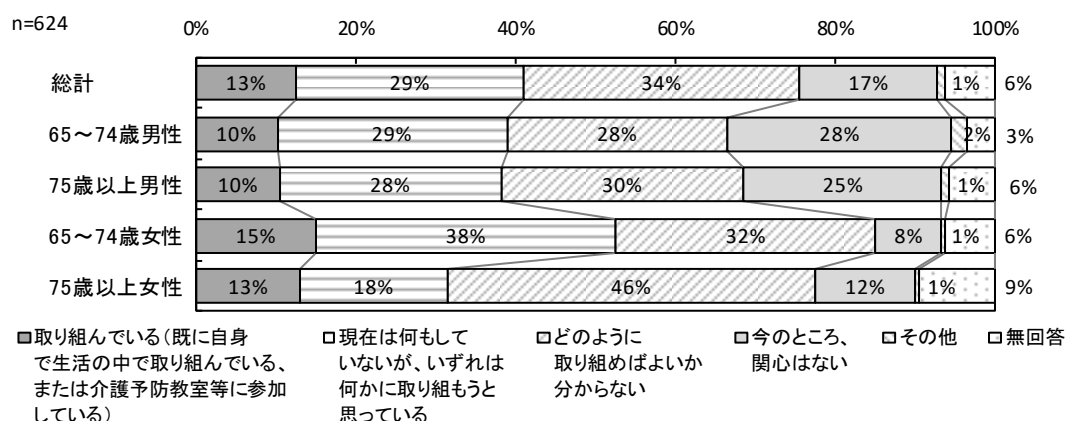
3. 介護予防について

◇「介護予防」の意味について



介護予防に対する調査では、まず「介護予防」という言葉の認識については、「知らない」（48％）の割合が最も高く、次いで「少し知っている」（32％）となっています。

◇「介護予防」への取り組み状況について



介護予防につながる取り組み状況については、全体で「どのように取り組めばよいかわからない」（34％）の割合が最も高くなっています。

3 在宅介護実態調査

(1) 調査の概要

①調査の目的

これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とします。

②調査の対象

令和5年1月1日現在、つがる市に在住し、要支援・要介護認定を受け、在宅で生活し、更新申請に伴う認定調査を受ける方。

③調査の方法

認定調査員による聞き取り調査（要介護者及びその介助者）

④調査時期

令和5年9月

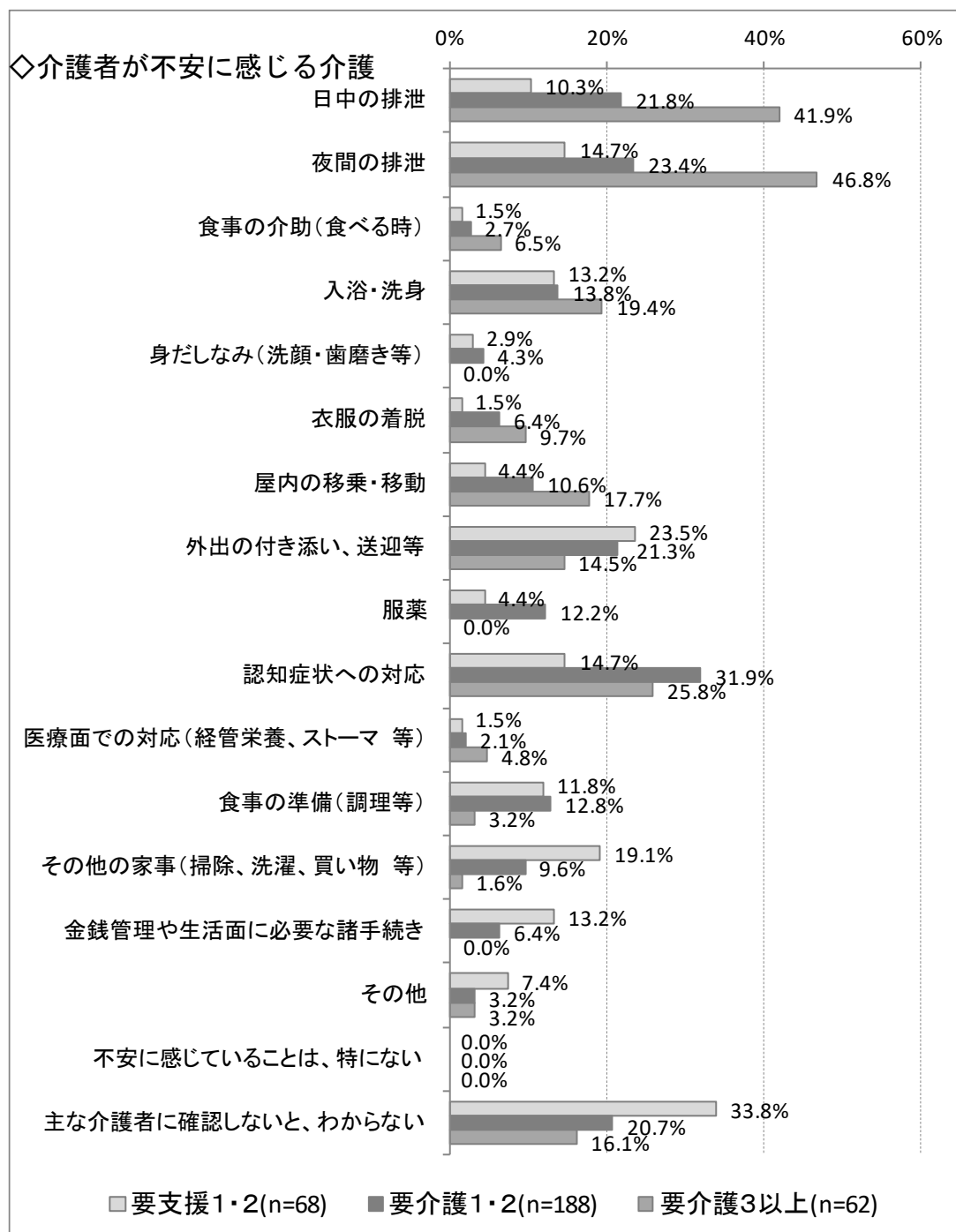
⑤回収率

配布数	回収数（※有効件数）	回収率
423 件	423 件	100.0%

(2) 主な調査結果

※ 端数の関係等で各グラフの割合の合計が 100%にならない場合があります。

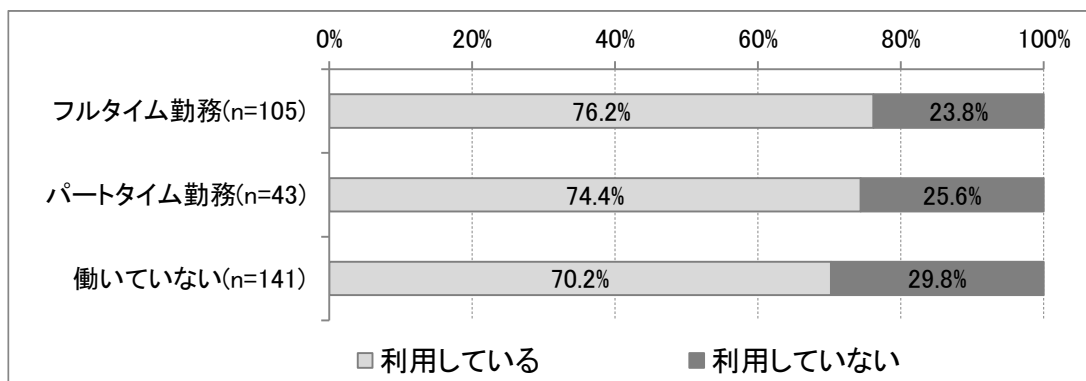
1. 介護者の負担



介護者が不安に感じる介護を要介護度別にみると、「要支援1・2」では「主な介護者に確認しないと、わからない」が 33.8%と最も割合が高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が 23.5%、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物 等)」が 19.1%となっている。「要介護1・2」では「認知症状への対応」が 31.9%と最も割合が高く、次いで「夜間の排泄」が 23.4%、「日中の排泄」が 21.8%となっています。「要介護3以上」では「夜間の排泄」が 46.8%と最も割合が高く、次いで「日中の排泄」が 41.9%、「認知症状への対応」が 25.8%となっています。

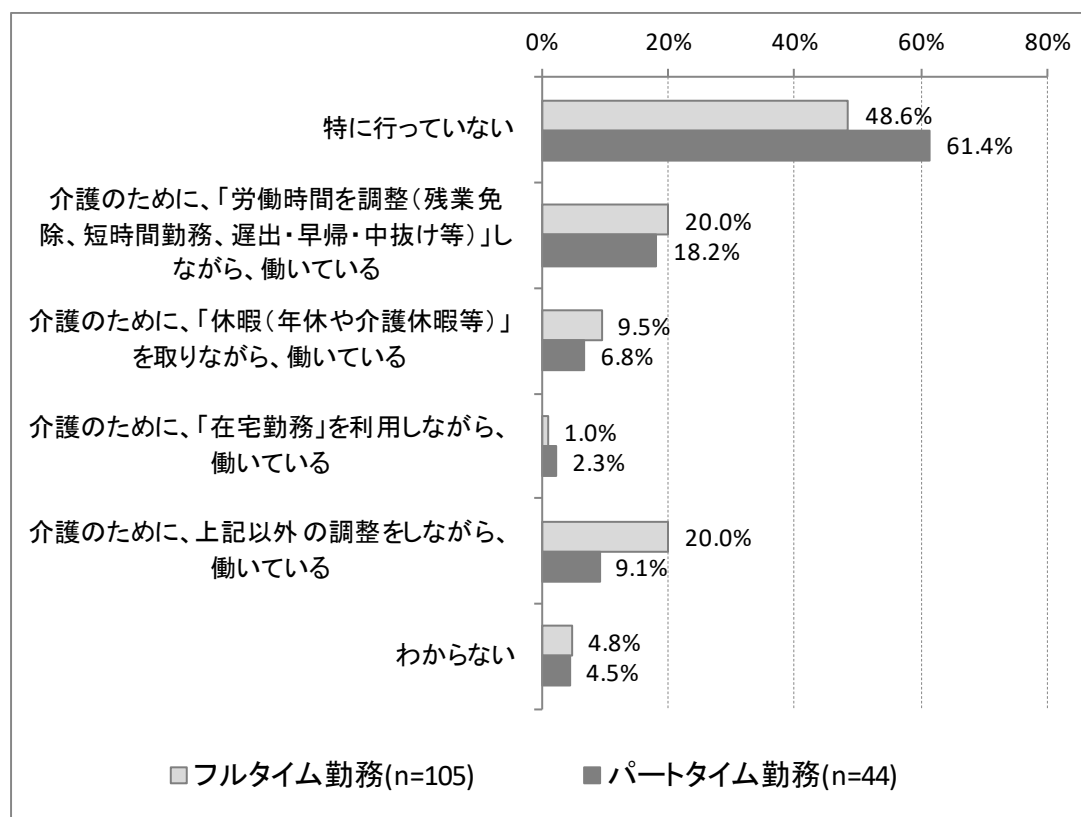
2. 介護保険サービスの利用について

◇介護保険サービス利用の有無（就労状況別）



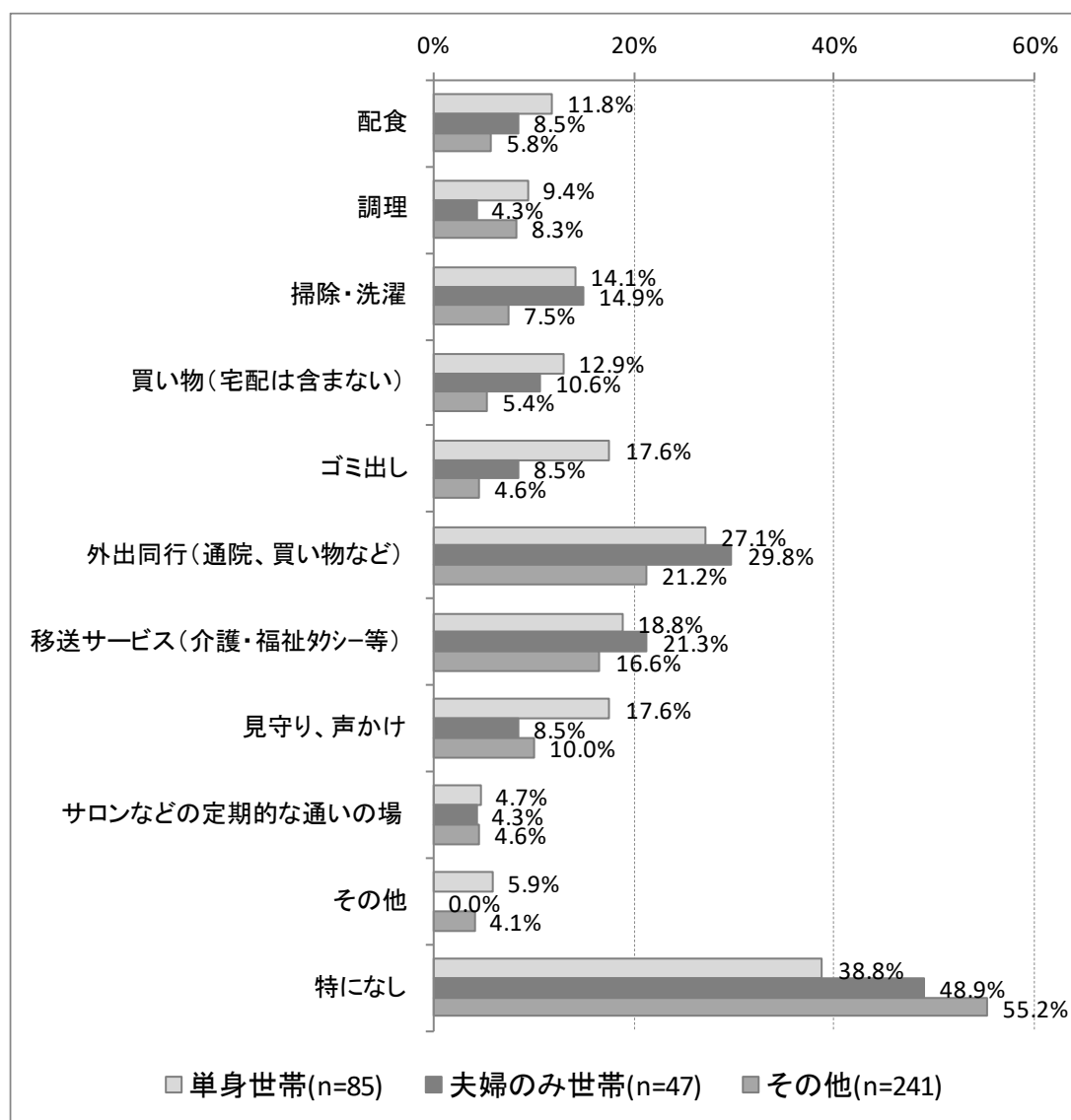
介護保険サービスの利用の有無を介護者の勤務形態別にみると、「フルタイム勤務」では「利用している」が 76.2%と割合が高く、次いで「利用していない」が 23.8%となっています。「パートタイム勤務」では「利用している」が 74.4%と割合が高く、次いで「利用していない」が 25.6%となっています。「働いていない」では「利用している」が 70.2%と割合が高く、次いで「利用していない」が 29.8%となっています。

◇介護のための働き方の調整（就労状況別）



介護者の働き方の調整の状況を介護者の勤務形態別にみると、「フルタイム勤務」では「特に行っていない」が 48.6%と最も割合が高く、次いで「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」、「介護のために、上記以外の調整をしながら、働いている」が 20.0%、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」が 9.5%となっています。「パートタイム勤務」では「特に行っていない」が 61.4%と最も割合が高く、次いで「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」が 18.2%、「介護のために、2～4 以外の調整をしながら、働いている」が 9.1%となっています。

◇在宅介護の継続のために必要な支援・サービス（世帯類型別）

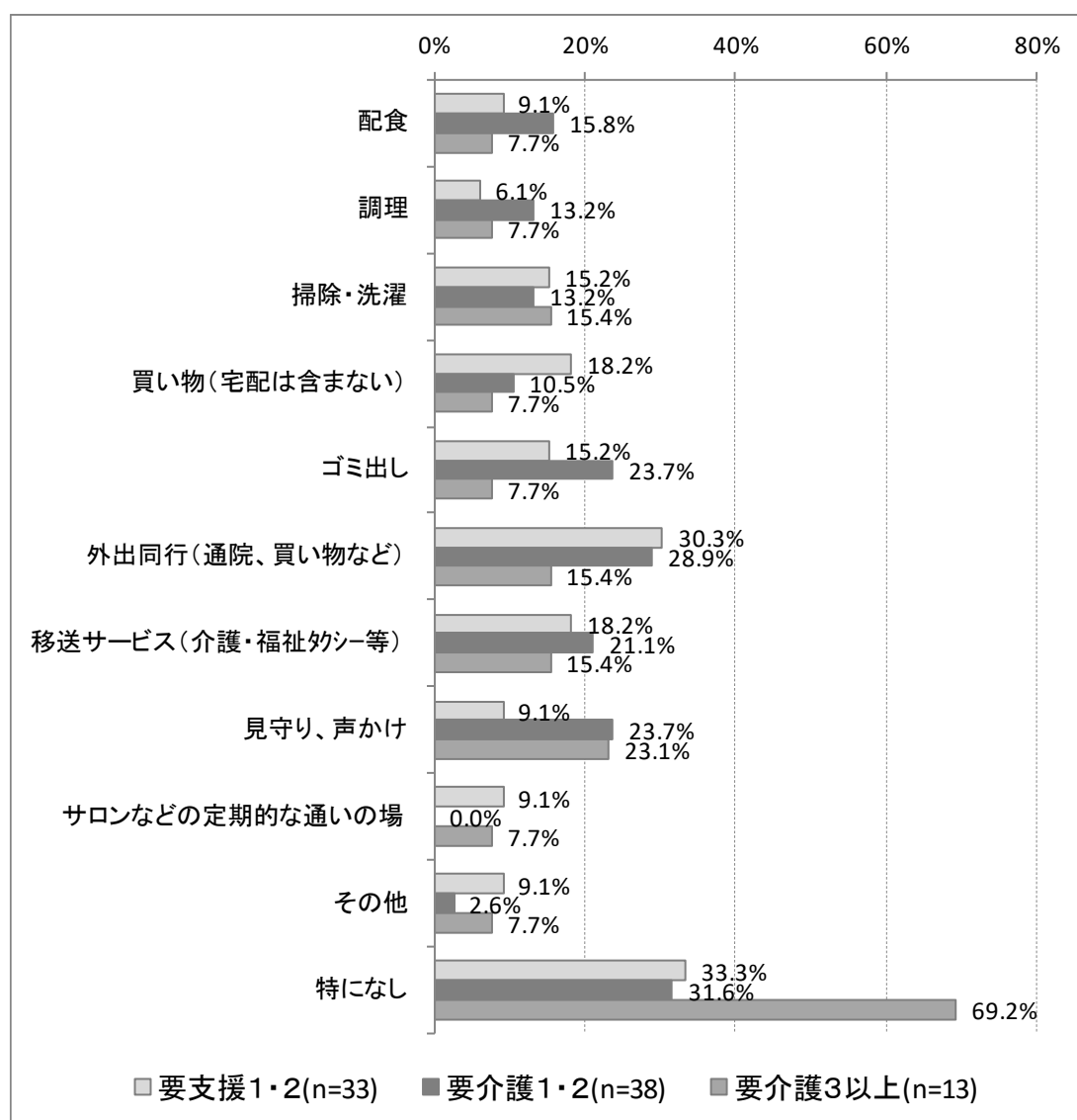


保険外の支援・サービスの必要性を世帯類型別にみると、「単身世帯」では「特になし」が38.8%と最も割合が高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が27.1%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が18.8%となっています。

「夫婦のみ世帯」では「特になし」が48.9%と最も割合が高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が29.8%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が21.3%となっています。

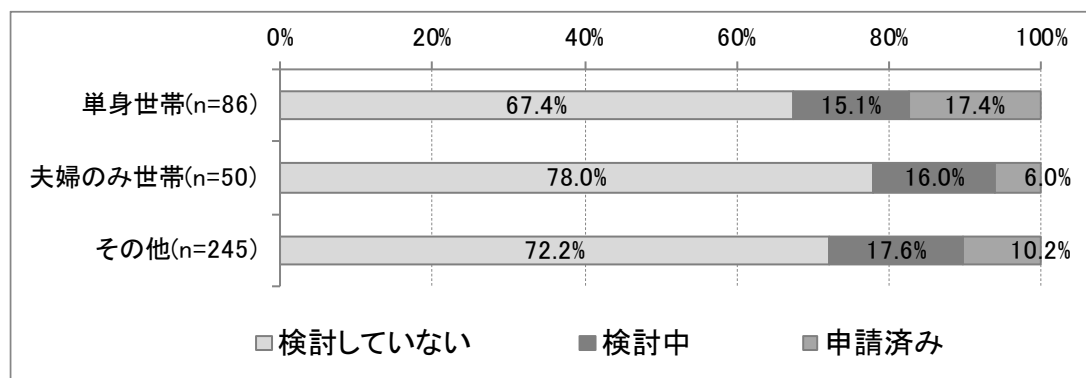
「その他」では「特になし」が55.2%と最も割合が高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が21.2%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が16.6%となっています。

◇在宅介護の継続のために必要な支援・サービス（要介護度別・単身世帯）



保険外の支援・サービスの必要性を要介護度別にみると、「要支援1・2」では「特になし」が33.3%と最も割合が高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が30.3%、「買い物（宅配は含まない）」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が18.2%となっています。「要介護1・2」では「特になし」が31.6%と最も割合が高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が28.9%、「ゴミ出し」、「見守り、声かけ」が23.7%となっています。「要介護3以上」では「特になし」が69.2%と最も割合が高く、次いで「見守り、声かけ」が23.1%、「掃除・洗濯」、「外出同行（通院、買い物など）」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が15.4%となっています。

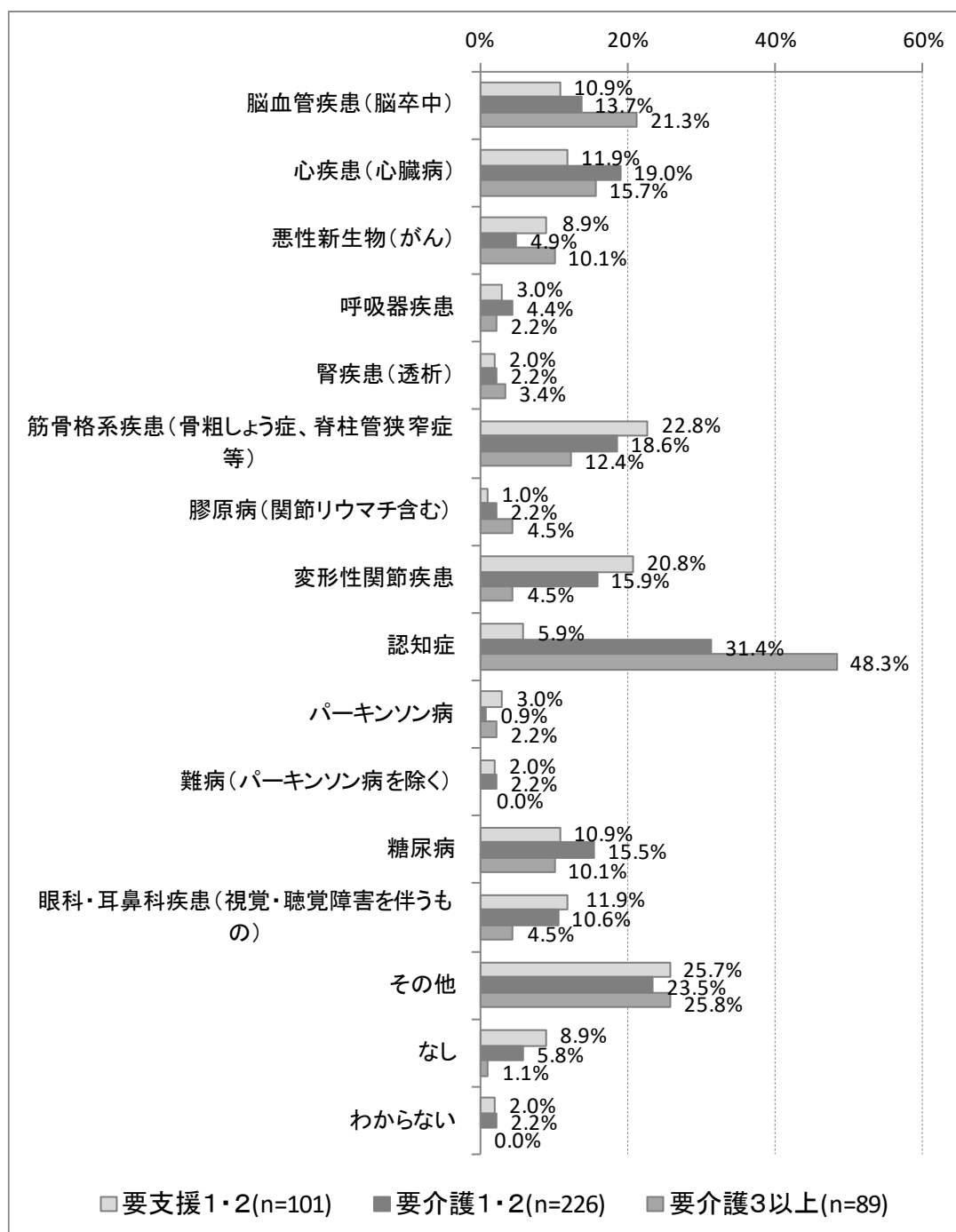
◇施設等入所検討状況（世帯類型別・全要介護度）



施設等の検討状況を世帯類型別にみると、「単身世帯」では「検討していない」が 67.4%と最も割合が高く、次いで「申請済み」が 17.4%、「検討中」が 15.1%となっています。「夫婦のみ世帯」では「検討していない」が 78.0%と最も割合が高く、次いで「検討中」が 16.0%、「申請済み」が 6.0%となっています。

「その他」では「検討していない」が 72.2%と最も割合が高く、次いで「検討中」が 17.6%、「申請済み」が 10.2%となっています。

◇抱えている疾病（要介護度別）



抱えている傷病を要介護度別にみると、「要支援1・2」では「その他」が25.7%ともっとも割合が高く、次いで「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」が22.8%、「変形性関節疾患」が20.8%となっています。「要介護1・2」では「認知症」が31.4%ともっとも割合が高く、次いで「その他」が23.5%、「心疾患(心臓病)」が19.0%となっています。「要介護3以上」では「認知症」が48.3%ともっとも割合が高く、次いで「その他」が25.8%、「脳血管疾患(脳卒中)」が21.3%となっています。

4 在宅生活改善調査

(1) 調査の概要

①調査の目的

在宅介護の維持に向けた現状把握と施策ニーズ等に関する調査(今回初めての調査)。

②調査の対象

つがる市内の居宅介護支援事業所および介護予防支援事業所に勤務する介護支援専門員。

③調査の方法

調査票による本人記入方式

④調査時期

令和4年11月～12月

⑤回収率

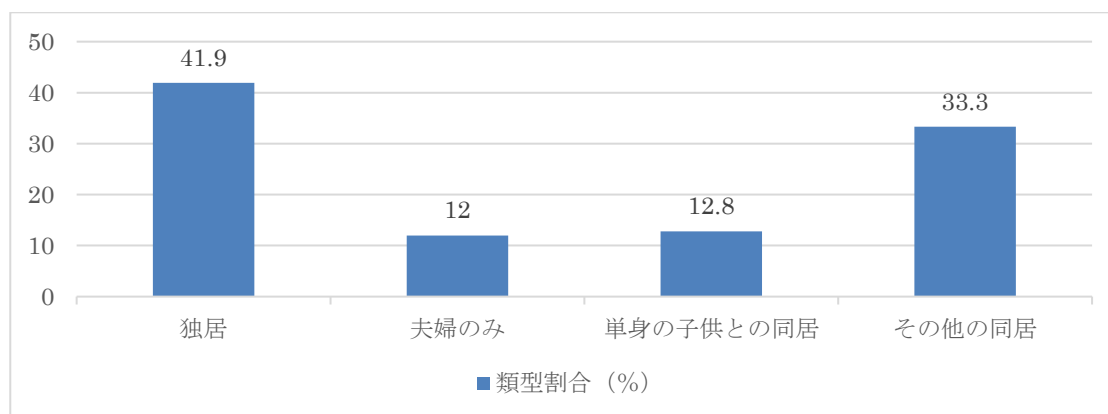
	配布数	回収数	回収率
事業者票	14	14	100.0%
利用者票	45	45	100.0%

(2) 主な調査結果

※ 端数の関係等で各グラフの割合の合計が 100%にならない場合があります。

1. 対象となる利用者の状況等について

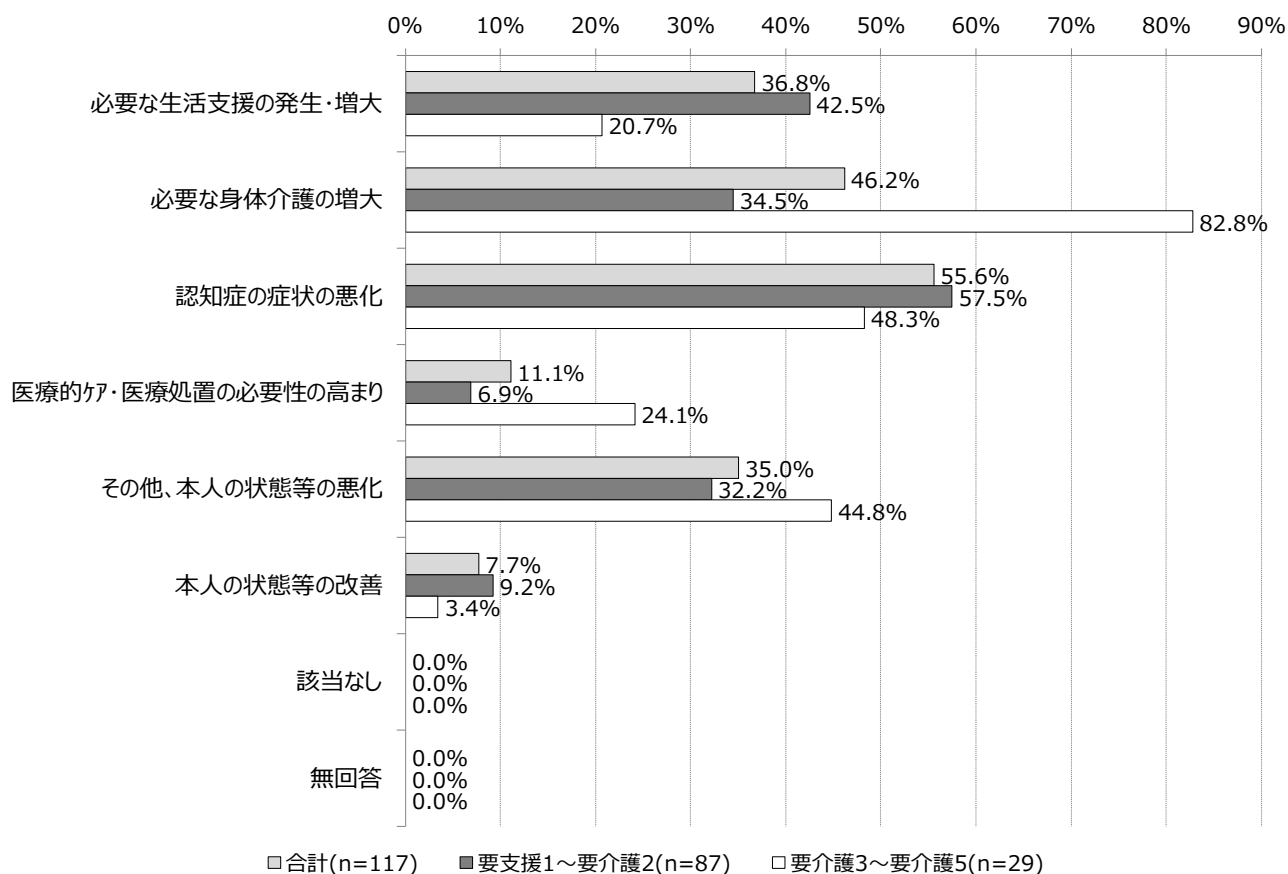
◇世帯類型



現在のサービス利用では、生活が難しくなっている利用者 117 人（以下、「対象者」と言います。）について、世帯類型では「独居」が 41.9%と高く、「夫婦のみ」も 12.0%に上り高齢者世帯は合わせて 53.9%に上ります。一方、子ども等との「同居」は合わせて 46.1%となっています。

2. 現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている理由について

◇本人の状態等に属する理由

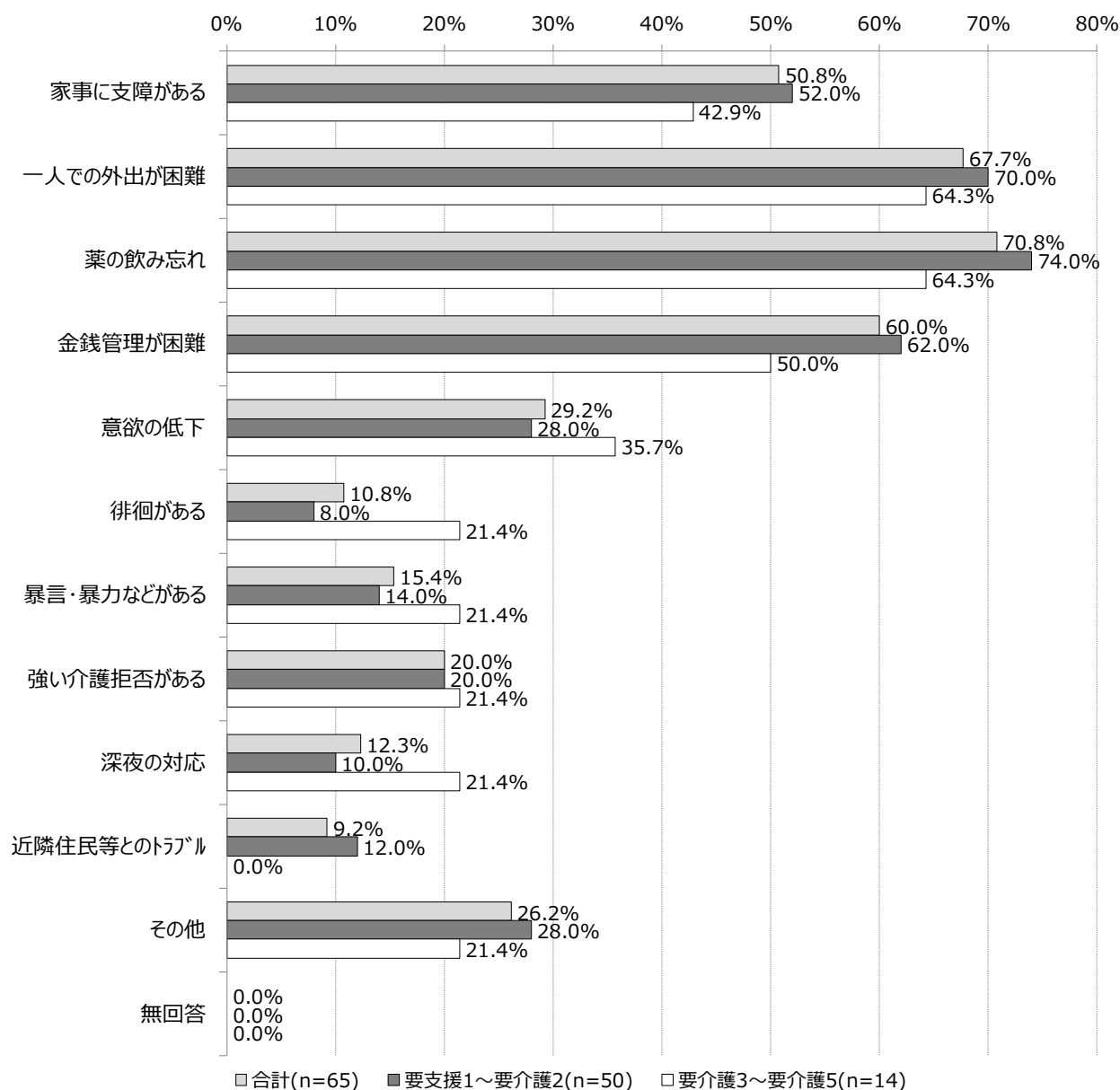


対象者の生活の維持が難しくなっている理由について、本人の状態等に属する理由としては「認知症の症状の悪化」が55.6%と最も多く、ついで「必要な身体介護の増大」が46.2%と多い結果となりました。

要支援1～要介護2の人を抽出すると、「認知症の症状の悪化」が際立って多く、要介護度が比較的軽度な人の生活をサポートするには、認知症の対応がポイントになると考えられます。

要介護3～要介護5の人を抽出すると、「必要な身体介護の増大」が82.8%と非常に多くなっており、要介護度が重度な人の生活をサポートするには、認知症の対応は勿論、身体介護の対応がポイントになると考えられます。

◇本人の状態等に属する理由 具体的な「認知症の症状」



「認知症の病状の悪化」が理由の人の具体的な内容を見ると、「薬の飲み忘れ」が70.8%と最も多く、ついで「一人での外出が困難」67.7%、「金銭管理が困難」60.0%となっています。

要支援1～要介護2の人を抽出すると、ほぼ同様の結果で、「薬の飲み忘れ」が74.0%と最も多く、ついで「一人での外出が困難」70.0%、「金銭管理が困難」62.0%となっています。

要介護3～要介護5の人を抽出すると、「薬の飲み忘れ」、「一人での外出が困難」が64.3%、次いで「金銭管理が困難」50.0%となっています。

5 将来推計

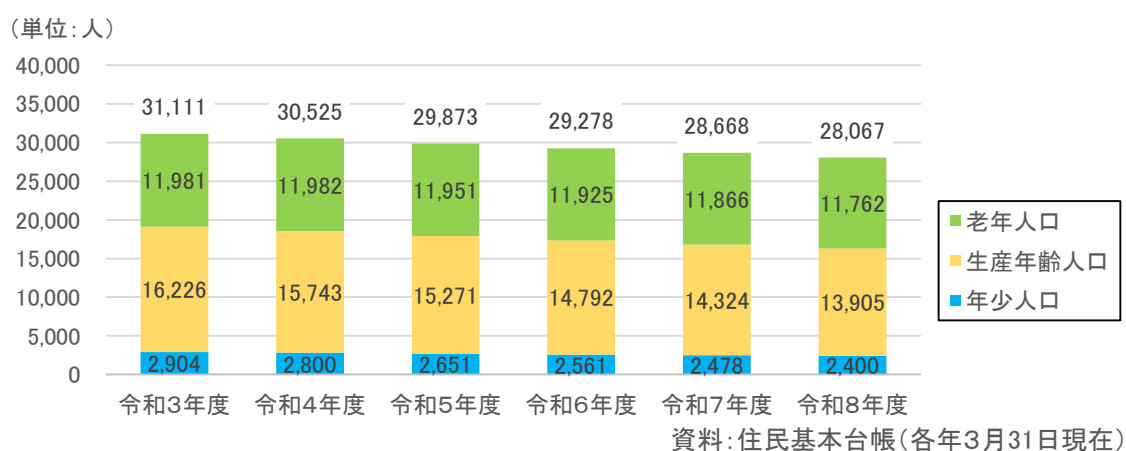
(1) 人口推計

人口推計によると、人口は年々減少し、計画期間最終年度の令和8年度には28,067人にまで減少すると推測されます。

年齢三区分別に人口推計（A）をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）すべてにおいて減少傾向にあります。

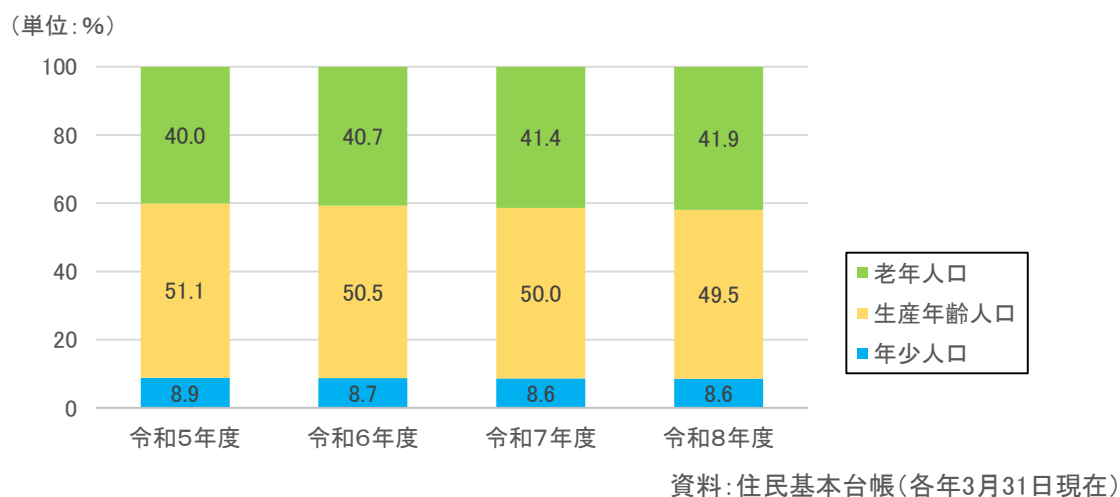
人口推計の割合（B）でもても高齢者割合の増加は顕著で、令和5年度には老年人口割合は40.0%ですが、令和8年度には41.9%になると予測されます。

■年齢三区分別 人口推計（A）



資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法※3による推計値

■年齢三区分別 人口推計の割合（B）



資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法※3による推計値

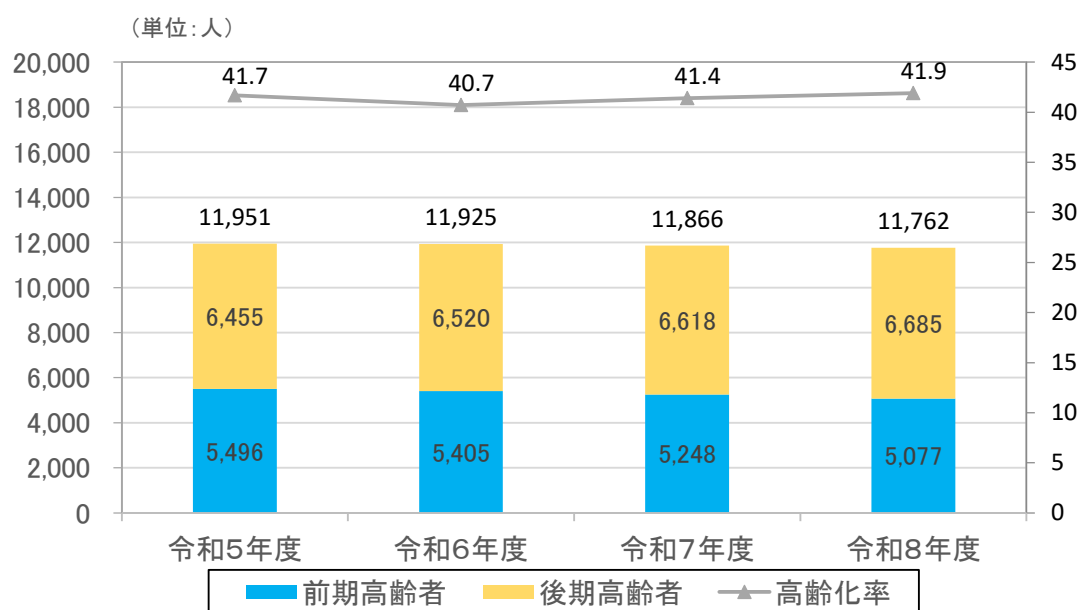
※3 コーホート変化率法：各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(2) 高齢者人口の推計

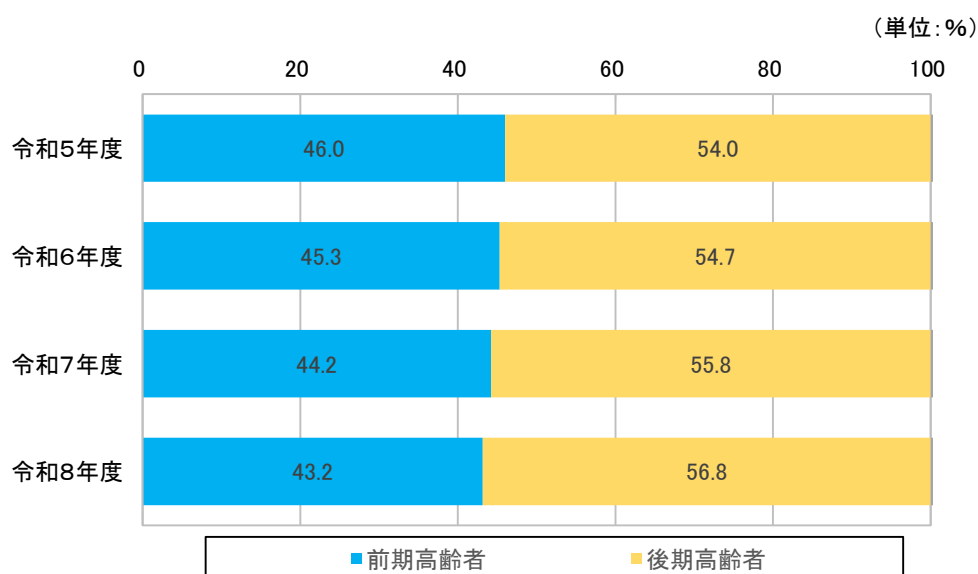
高齢者人口の推計（A）をみると、計画期間の3年間では、緩やかな減少傾向で推移すると予測されます。

また、65歳以上の高齢者を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けてその比率（B）をみると、令和5年度の前期高齢者の割合が最も高く、以降減少傾向となり、後期高齢者の割合が増加しています。これは、令和6年以降、団塊の世代が年々後期高齢者に移行することが影響していると考えられます。

■高齢者人口の推計（A）



■前期高齢者・後期高齢者の比率（B）

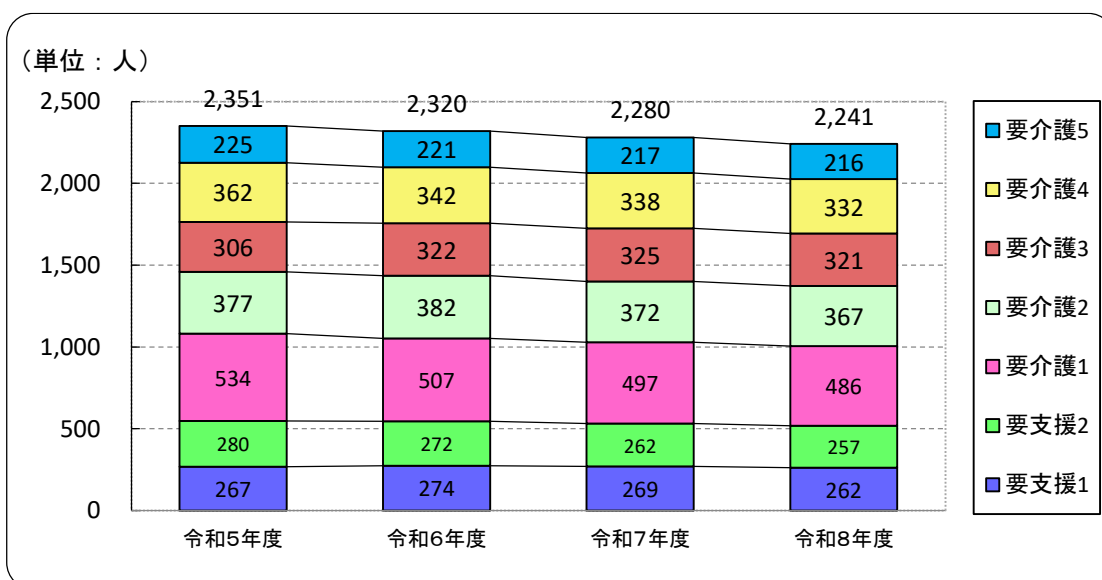


(3) 要介護等認定者数の推計

令和5年度以降の要介護等認定者数（A）は、減少傾向で推移し、令和8年度の要介護等認定者数は2,241人と予測されます。

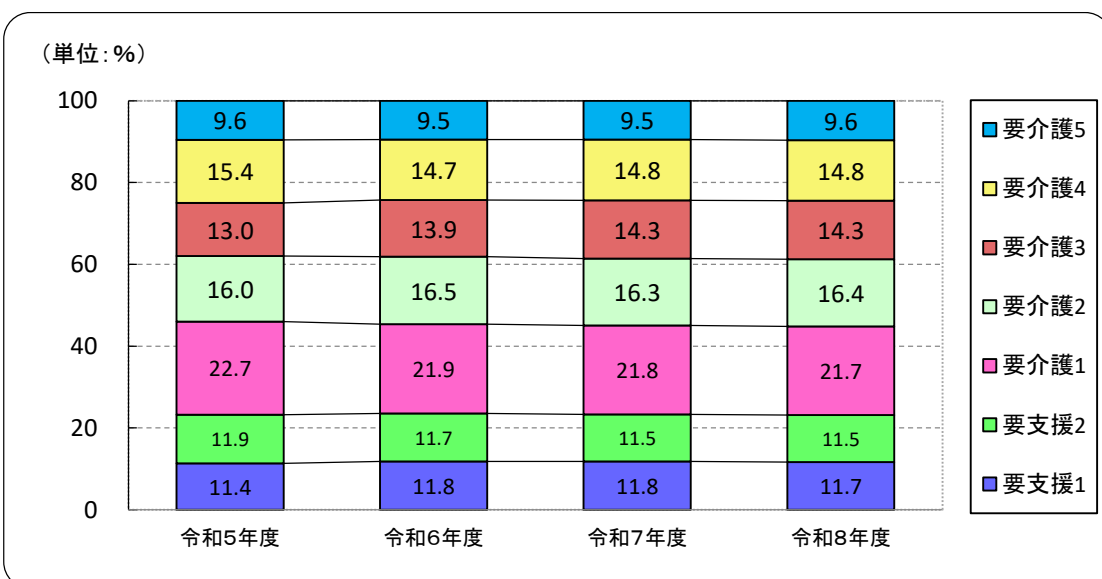
要介護認定者の推計の構成比（B）は、要支援1・2と要介護1が若干の減少傾向、要介護2・3・4・5は概ね横ばいで推移すると予測されます。

■要介護等認定者数の推計（A）



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

■要介護等認定者の推計〔構成比〕（B）

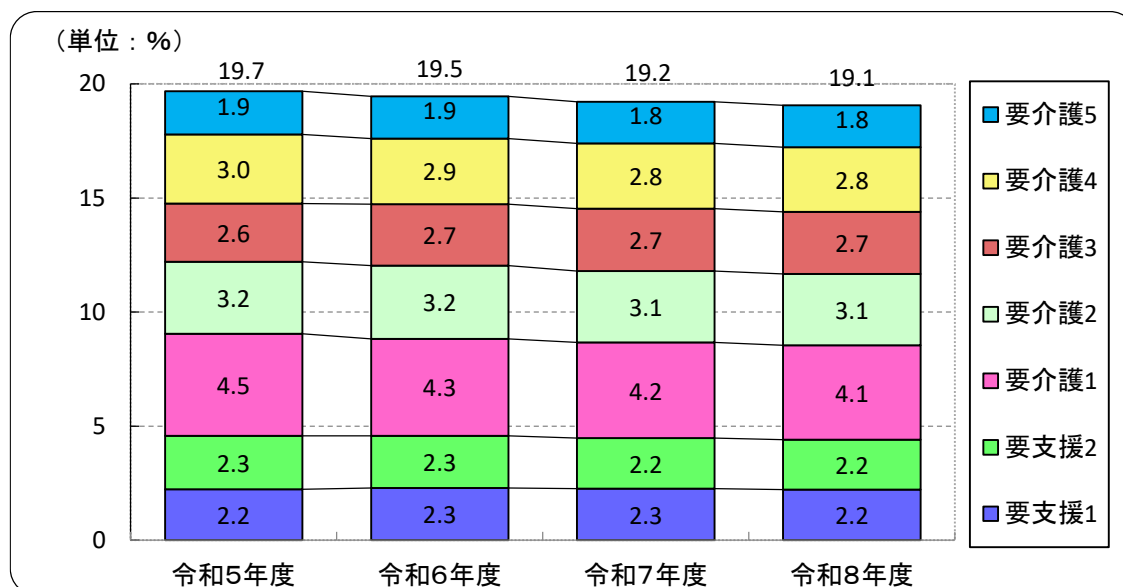


資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

被保険者数に対する要介護等認定者の割合が、認定率となります。

認定率も被保険者である 65 歳以上の高齢者と要介護等認定者数が減少するため、令和 8 年度にかけて減少傾向で推移すると予測されます。

■要介護等認定者の推計（認定率）



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

6 第8期計画の検証

ここでは、第8期計画期間（令和3年度から令和5年度）における老人福祉計画、介護保険事業計画の進捗状況を振り返り、第9期計画策定への課題又は継続して取り組む事項として取りまとめます。

（１）地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

第6期計画以降、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。地域共生社会の考え方として、「支える側」「支えられる側」の区別なく、住民がともに支え合う地域福祉推進の理念を実現するため、包括的な支援体制づくりが求められます。これに対し、高齢者福祉だけでなく、障害福祉、子ども・子育て、地域福祉も含めた支援体制の検討を進めてきました。

具体的には、生活支援コーディネーター配置による、生活支援体制整備事業や高齢者の支援体制強化に向けた地域ケア会議、地域個別ケア会議の開催を推進してきました。

（２）自立支援・重度化防止等に向けた取り組み

介護保険事業計画必須記載事項である、自立支援・重度化防止の取り組みに対し、活動指標に対する結果は、「個別ケース会議の開催回数」（実績／目標＝1回／4回）〔実績はいずれも令和4年度〕、「一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）の高齢者健康教育「ふれあい教室」の開催回数と参加人数」（81回／71回、1,237人／2,000人）を設定し、成果目標に対しては「要介護認定者に占める要介護3～5の割合」（38.6％／35.5％）、「要介護（要支援）認定率」（19.6％／19.1％）となり、コロナ禍で予定通りの活動が困難な状況においても「ふれあい教室」の開催回数が目標を上回りました。

（３）認知症に関する施策の総合的な推進

第8期計画では、国の基本指針により、認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進が示されました。これに対し、本市においては、認知症関連の施策については、高齢者見守りネットワーク体制の構築として、「見守りSOSネットワーク事業」、「GPS端末機利用料助成事業」の推進に取り組んできました。また、認知症サポーター養成講座等については、コロナ禍のため目標回数をやや下回りましたが、開催を継続しました。さらに、家族支援の取り組みとしての「認知症カフェ」については、毎年開催が増加しており、令和5年には2拠点目を開設し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果でも、「認知症カフェ」の認知度が令和2年度調査（29％）より10ポイント上昇しました。

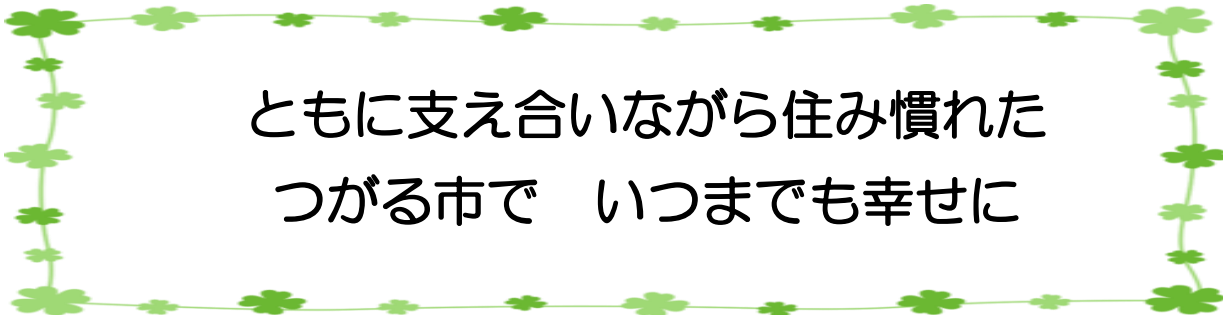
第3章

計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

本市では、人口減少と高齢化が進行する中で、住み慣れたつがる市で地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進し、高齢者一人ひとりを支える家族や地域住民がともに支え合いながら、明るく活力に満ち、健やかに、安心して、いつまでも幸せに暮らし続けることができるまちをめざします。



ともに支え合いながら住み慣れた
つがる市で いつまでも幸せに

2 基本目標（大項目）

基本理念を実現するため、以下の5つの基本目標（大項目）を設定します。

（1）ともに支え合うまちづくり

第8期計画より、地域共生社会の実現が国の基本指針で示されており、第9期計画においても、地域包括ケアシステムの深化・推進を通じた、地域共生社会の実現が基本指針として示されています。要介護高齢者がいる世帯において、その介護者である配偶者も要介護者である場合、あるいは子育て中の母親の場合等、介護以外の課題が複雑に絡み合っている場合があります。このような、8050 問題、老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー問題等、地域生活課題は複雑化・深刻化しており、さらに、虐待やDV 問題、生活困窮者、「制度の狭間」にある人など、様々な理由で支援を受けることができず、地域で孤立している人もいます。そのような人たちが地域社会とつながり、生きがいを持って暮らせるよう、縦割りの分野を超えて関係機関が一体となって、地域生活課題に対応しなければなりません。

本市においては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でも高齢者のみ世帯、高

高齢者独居世帯が増加傾向にあり、世帯における課題を家族で抱え込むような事態になることも懸念されます。これに対し、すべての住民を対象とする重層的支援体制の整備として、「断らない包括的な相談支援」等、地域のプラットフォームの形成を図る「地域づくりに向けた支援」が求められます。市内の支援関係機関で地域共生の実現に向けた方向性を共有し、各機関が連携し、包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャルワーク仕組みづくりを進めていきます。

また、地域包括ケアシステムの推進に向けて、行政、地域包括支援センターを中心に在宅介護サービスの提供体制を確保するとともに、保健や福祉サービスによる予防や生活支援の充実を図ります。さらに、今後、後期高齢者の増加や、それに伴う医療依存度の高い重度要介護者等の増加が想定されるため、いつまでも住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅医療・介護連携の推進を図ります。

一方、担い手の確保については、地域の社会資源を有効に活かし、関連する法人（NPO）や団体、民間の事業者、ボランティアや地域住民も地域包括ケアシステムを支える人材として育成に取り組めます。

（２）生きがいづくり・介護予防のしくみづくり

人生 100 年時代と言われ、平均余命が伸び続ける状況において、高齢者が地域で生き生きと充実した生活を送ることができる環境が望まれます。一方、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「生きがいあり」の回答が、前回調査より 11 ポイントも減少し 49%と半数を割っていました。このような状況に対し、生きがいづくり、健康の維持確保、介護予防、質の高い在宅生活の支援等を行います。そのため、福祉サービスにおける質の向上や、介護予防・自立支援などを積極的に推進します。

また、生産年齢人口の減少に伴い、人手不足が課題となっています。高齢者がいつまでも生き生きと社会参加ができ、活動的に生活できるよう、生きがい活動支援として就業支援や趣味講座にも積極的に取り組みます。

ひとり一人の暮らし

- 多様性の尊重
- 気にかける関係性
- 活躍の場づくり
- 安心感のある暮らし

誰もが役割を持てる地域共生社会

働き手の創出

地域資源の有効活用

就労や社会参加の機会の提供

民間企業による生活支援への参入

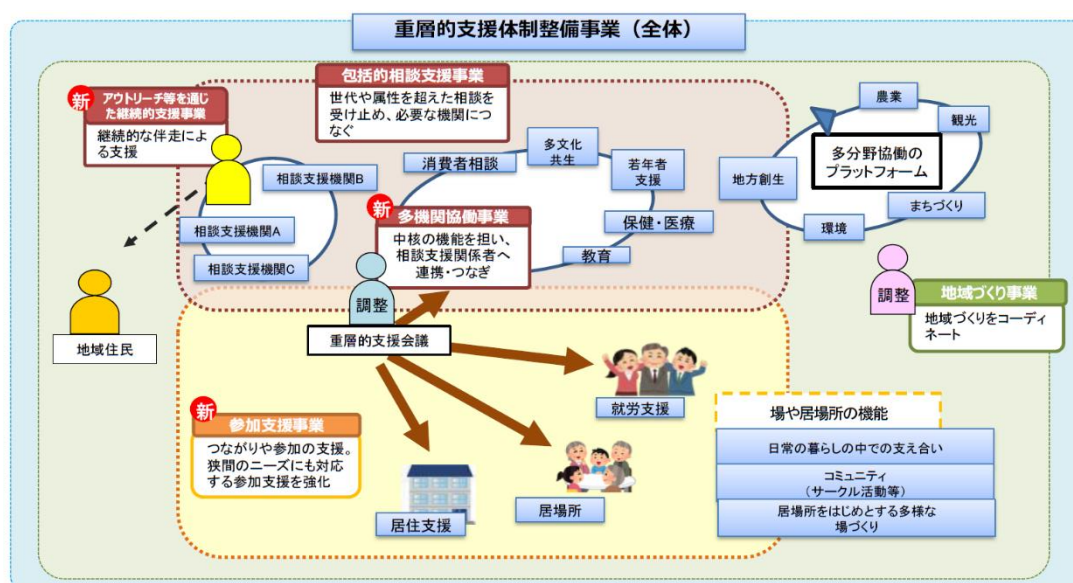
様々な社会・経済活動

農林漁業 環境 商工業 交通等...

◆つがる市が目指す地域包括ケアシステムのイメージ図◆



◆重層的支援体制整備のイメージ図◆



出典：厚生労働省・地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について

（３）自分らしく暮らせるしくみづくり

令和５年６月には、認知症基本法が成立し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進するという目的が示されました。認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症への社会の理解を深め、地域共生社会を目指す中で、認知症の人とその家族の視点を重視した認知症の人を含めたすべての人にやさしいしくみづくりを推進します。

（４）権利と尊厳を護るしくみづくり

認知症基本法の成立を受けて、サービス提供等のしくみだけでなく、高齢者の尊厳を守り、安心して日常生活が送れるよう、高齢者への虐待を未然に防ぎ、また発生時の早期発見への体制づくりを進めます。市内では、高齢者独居世帯、高齢者のみ世帯の割合が増えていることもあり、このような早期発見等が難しい場合も想定されます。

また、認知症等により、判断能力が低下しても、自分にふさわしい制度やサービスを選択し、利用契約を締結したり、財産を適切に管理することができるよう、成年後見制度の利用を促進するための「中核機関」を中心に、地域連携ネットワークを構築します。

（５）持続可能な介護保険サービスの体制づくり

本市では、地域特性上、居宅サービスよりも施設サービス利用の割合が高くなっています。また、在宅介護実態調査でも、前回調査時よりも施設入所申し込み者が多くなっており、施設ニーズがより高くなっています。一方で、第１号被保険者数は減少の局面にかかっており、介護給付費の一人あたりの金額は増加傾向にあります。今後、持続可能な介護保険サービスの体制を考える上で、まずは施設サービス拡充の前に、居宅サービスによるサービス提供体制の構築、「地域包括ケアシステムの深化・推進」に取り組みます。また、介護給付の適正化にも取り組み、介護保険財政の安定化を目指します。

今後も、在宅ケアを推進する観点と後期高齢者が増えることに対し、訪問診療の拡充が必要となります。高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることができるよう地域密着型サービスなど、誰もがサービスを利用できる体制を強化し基盤整備を推進します。

さらに、介護現場における人材不足等の課題に対し、作業負担の軽減や効率化に向けた施策も促進します。

近年の大規模な自然災害や感染症に対する対策として、介護サービス事業所等と連携を図り、災害や感染症に備えた体制を整備します。

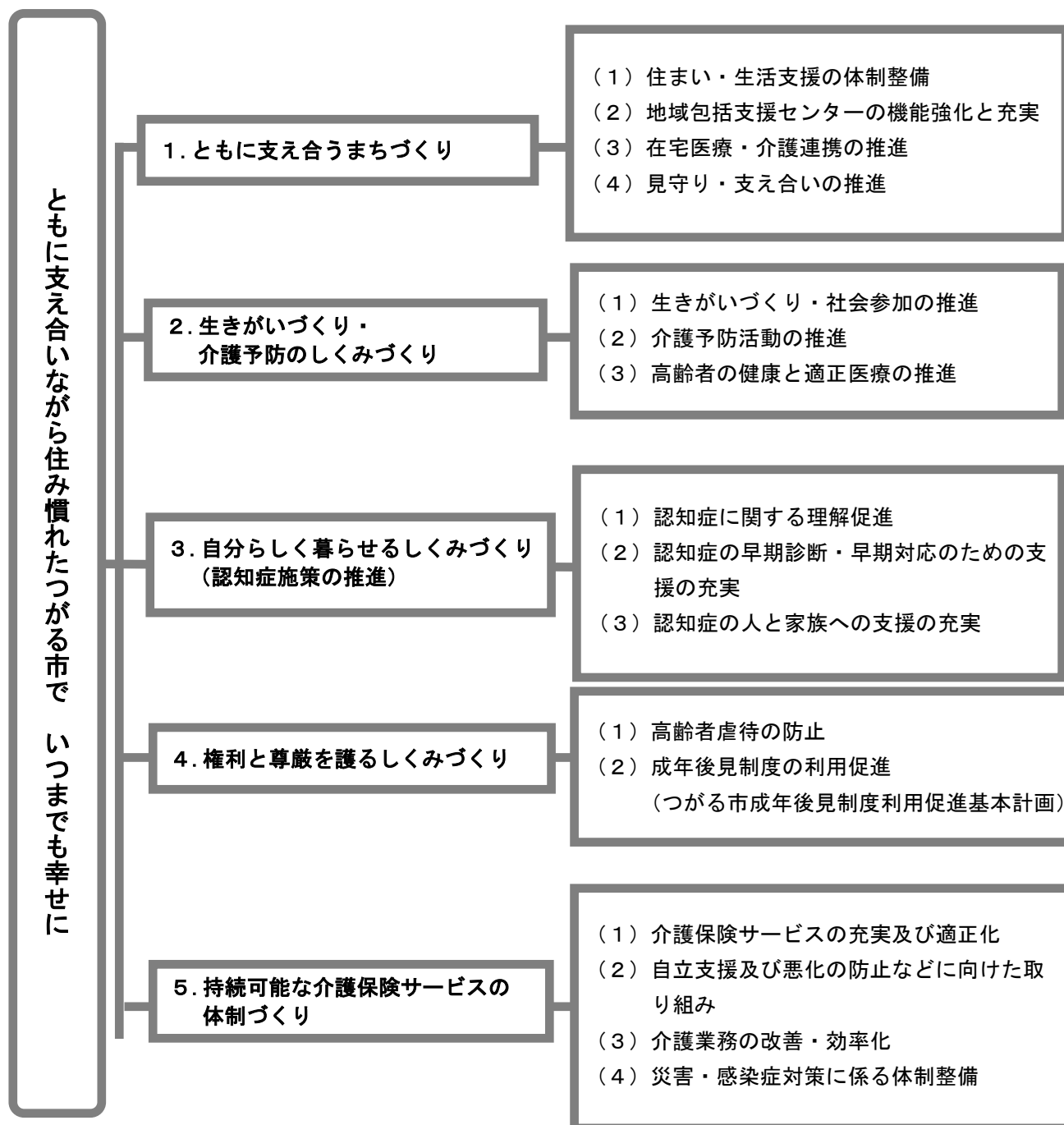
3 施策体系

5つの基本目標（大項目）を目指し、以下の体系で施策を推進します。

《基本理念》

《基本目標》（大項目）

《施策目標》（中項目）



4 施策目標（中項目～小項目）

基本理念となる「ともに支え合いながら住み慣れたつがる市で、いつもでも幸せに」を目指すにあたり、基本目標となる大項目5項目を定めました。また、この5項目を構成する施策目標を中項目として設定しています。さらに、これら施策目標の達成に向けて取り組む施策・事業が小項目として位置づけられます。

1. とともに支え合うまちづくり

（１）住まい・生活支援の体制整備

- ①生活支援体制整備事業
- ②冬期間の除雪に対するサービス
- ③外出支援サービス
- ④緊急通報体制等整備事業
- ⑤高齢者短期入所事業（ショートステイ）
- ⑥高齢者の住環境の整備
- ⑦寝具乾燥消毒サービス事業

（２）地域包括支援センターの機能強化と充実

- ①地域包括支援センターの運営
 - ア 総合相談支援業務
 - イ 地域ケア会議の充実
 - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

（３）在宅医療・介護連携の推進

- ①地域の医療・介護の資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討
- ③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
- ④医療・介護関係者の情報共有支援
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥医療・介護関係者の研修
- ⑦地域住民への普及啓発
- ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

(4) 見守り・支え合いの推進

- ①地域活動団体の活性化とボランティアの育成
 - ア ボランティア活動の推進
- ②地域の見守り体制整備の拡充
- ③一人歩き高齢者見守りネットワーク体制の構築
 - ア 認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業
 - イ 認知症高齢者等GPS端末機利用料助成事業
- ④認知症支援に係る人材とボランティアの育成
- ⑤介護家族支援事業
 - ア 介護用品支給事業
 - イ 家族介護慰労金支給事業
 - ウ 家族介護継続支援事業(家族介護者交流事業)

2. 生きがいづくり・介護予防のしくみづくり

(1) 生きがいづくり・社会参加の推進

- ①老人クラブへの支援
- ②高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- ③シルバー人材センターの活性化
 - ア 高齢者の就業に関する情報
 - イ 高齢者の就業促進
- ④趣味講座の拡充

(2) 介護予防活動の推進

- ①一般介護予防事業
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ＜1＞高齢者健康相談
 - ＜2＞高齢者健康教育
 - ＜3＞出前講座等
 - ＜4＞運動機能向上事業
 - ＜5＞口腔機能向上事業（お口の健康教室）
 - ＜6＞運転を続けるための教室
 - ウ 地域リハビリテーション事業
- ②介護予防・生活支援サービス事業
 - ア 介護予防ケアマネジメント
 - イ 訪問型サービス（第1号訪問事業）
 - ウ 通所型サービス（第1号通所事業）

エ その他の生活支援サービス（配食サービス等）

（３）高齢者の健康と適正医療の推進

ア 健康的な生活習慣づくりの推進

イ 保健事業と介護予防の一体的な事業の推進

３．自分らしく暮らせるしくみづくり（認知症施策の推進）

（１）認知症に関する理解促進

（２）認知症の早期診断・早期対応のための支援の充実

（３）認知症の人と家族への支援の充実

４．権利と尊厳を護るしくみづくり

（１）高齢者虐待の防止

（２）成年後見制度の利用促進（つがる市成年後見制度利用促進基本計画）

①成年後見制度利用促進に向けた体制整備

ア 広報・普及啓発

イ 相談体制の整備

ウ 協議会の開催

エ 担い手の育成

オ 周辺自治体との協力

②成年後見制度利用支援事業

５．持続可能な介護保険サービスの体制づくり

（１）介護保険サービスの充実及び適正化

①地域密着型サービス及び施設サービスの整備

②居宅サービス

ア 訪問介護

イ 訪問入浴・介護予防訪問入浴

ウ 訪問看護・介護予防訪問看護

エ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

オ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

カ 通所介護

キ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

ク 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

ケ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- コ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- サ 特定福祉用具購入費・介護予防特定福祉用具購入費
- シ 住宅改修費・介護予防住宅改修費
- ス 居宅介護支援・介護予防支援
- セ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

③地域密着型サービス

- ア 定期巡回・随時対応型訪問介護
- イ 夜間対応型訪問介護
- ウ 地域密着型通所介護
- エ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- オ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護
- カ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- キ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ク 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ケ 看護小規模多機能型居宅介護

④施設サービス

- ア 介護老人福祉施設
- イ 介護老人保健施設
- ウ 介護療養型医療施設
- エ 介護医療院

⑤介護給付の適正化等

- ア 介護給付適正化事業
- イ 地域密着型サービス事業所への監査及び実地指導
- ウ 制度の周知

⑥共生型サービスの導入推進

(2) 自立支援及び悪化の防止などに向けた取り組み

- ①多職種による専門的視点を交えた個別ケース会議
- ②通所型介護予防事業の充実

(3) 介護業務の改善・効率化

- ①文書の削減・見直し
- ②ICT・介護ロボットの活用

(4) 災害・感染症対策に係る体制整備

- ①災害対策に係る体制整備
- ②感染症対策に係る体制整備

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 とともに支え合うまちづくり

いつまでも安心して過ごせるまち、そして地域共生社会の実現に向けて、複雑化・深刻化した地域生活課題等に対しても、地域社会とつながり、生きがいを持って暮らせるよう、縦割りの分野を超えて関係機関が一体となり、すべての住民を対象とする重層的支援体制の整備等、地域のプラットフォームの形成を図る「地域づくりに向けた支援」を推進していきます。

(1) 住まい・生活支援の体制整備

①生活支援体制整備事業

生活支援・介護予防サービスの体制整備にあたって、元気な高齢者をはじめ住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどを主体とする多様なサービスの提供体制の構築を推進します。

《現状》

平成27年4月に生活支援コーディネーター（第1層）を社会福祉協議会に配置し、協議体と連携しながら地域における支え合いの体制づくりを進めてきました。現在では、日常生活圏域の5地区全てに生活支援コーディネーター（第2層）を配置し、一部の地域では第2層協議体を設置しています。生活支援コーディネーターは、地域資源の把握と関係性づくりを行い、第2層協議体では地域の特色や課題を情報共有するとともに、支え合いに関する話し合いを行っています。多様な人々が連携しながら日常生活圏域における新たな通いの場が発足しています。

■事業の実績、第9期計画見込み

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーター数（第1層）		1	1	1	1	1	1
生活支援コーディネーター数（第2層）		5	5	5	5	5	5
協議体 設置状況	第1層協議体	1	1	1	1	1	1
	第2層協議体	0	1	2	3	4	5

※令和5年度は見込み

《今後の方向》

地域における活動を基盤として生活支援体制を整備し、「支え合い事業」の充実へとつなげていきます。

②冬期間の除雪に対するサービス

65 歳以上の単独世帯、高齢者のみの世帯及びこれらに準ずる世帯に対して除雪等の支援を行います。

《現状》

令和 4 年度より、1 冬期間の利用回数を 10 回から 20 回にサービス内容を拡大したことにより、利用実績が伸びています。しかし除雪作業の担い手が不足している地域があり課題となっています。

《今後の方向》

高齢者が安心して生活できるよう、地域の関係機関と連携を図り、除雪支援体制整備の強化に努めていきます。

■事業の実績、第 9 期計画見込み

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数／月	16 人	26 人	30 人	30 人	35 人	40 人
利用回数／月	152 回	295 回	300 回	300 回	350 回	400 回

※令和 5 年度は見込み

■利用者負担額及び委託料

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者負担額	500 円	500 円	500 円
委託料（市負担額）	700 円	800 円	800 円

③外出支援サービス

おおむね 65 歳以上の高齢者で、一般の交通機関を利用することが困難な方又は下肢が不自由な方に対し、移送用車両（リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン車等）により、利用者の居宅と医療機関の間を送迎する事業です。

《現状》

利用者数は、年度で少しばらつきがあります。

■事業の実績、第9期計画見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数／月	3人	2人	1人	2人	2人	2人
利用回数／月	4回	3回	1回	2回	2回	2回

※令和5年度は見込み

■利用者負担額及び委託料

利用者負担額	委託料（市負担額）
無 料	2,500円/回

※令和5年度単価

《今後の方向》

通常の交通機関の利用が困難な高齢者等が、設備が整った移送用車両を利用することにより、健全な医療を受けることができ、健康の維持向上が図られることから引き続き事業を推進していきます。

また、高齢者の外出支援として、今後は外出支援サービスに加え、訪問型サービス（D型）による移動支援施策を整備するほか、公共交通機関路線再編に伴い発足した地域内交通（乗り合いタクシー）、運転免許返納者に対するタクシー料金助成事業等を行っている各所管課と連携しながら、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援していきます。

④緊急通報体制等整備事業

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者及び寝たきり高齢者、身体が虚弱なため日常生活を営むのに支障がある高齢者世帯又は一人暮らしの重度身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、福祉安心電話協力員の協力のもと急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進に資することを目的とします。

《現状》

施設入所や長期入院等により在宅生活を終了し緊急通報装置の取外しを行う貸与者が増加していることから、設置台数は減少傾向にありますが、急病や火災発生時に緊急通報システムにより難を逃れた事例もあり、緊急通報装置を適正に設置することで安否確認等に効果的活用が図られています。

《今後の方向》

緊急時の対応に不安を持っている一人暮らし高齢者等が安心して自立した生活が送れるように、設置台数の確保に努め事業を継続し推進していきます。また、福祉安心電話協力員や社会福祉協議会等との連携を強化し、見守り活動にも努めていきます。

■事業の実績、第9期計画見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置台数	207台	200台	180台	170台	160台	150台
通報件数	8件	103件	30件	25件	23件	22件

※令和5年度は見込み

■事業の利用者負担額及び委託料

利用者負担額	委託料（市負担額）
無 料	2,508,000円

※令和5年度委託料

⑤高齢者短期入所事業（ショートステイ）

65歳以上の高齢者で、本人の病気やけが又は家族の事情により、一時的に在宅生活が不可能となった場合に、施設（特別養護老人ホーム等）に短期入所して、日常生活の支援を受けることができるサービスです。

《現状》

利用人数は少ない状況ですが、緊急時など一時的に在宅生活が困難になった場合に効果的に活用されています。

《今後の方向》

緊急時など一時的に在宅生活が困難になった場合のために必要な事業であることから、今後も継続していきます。

■事業の実績、第9期計画見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数	16日	7日	7日	14日	21日	28日
利用者数	3人	1人	1人	2人	3人	4人

※令和5年度は見込み

■事業の利用者負担額及び委託料

利用者負担額	委託料（市負担額）
2,000円/日	5,000円/日

※令和5年度単価

⑥高齢者の住環境の整備

高齢者が家庭や住み慣れた地域で、安心、安全、自立した生活を送るためには、それぞれの生活課題に即した施設及び住環境の整備が必要です。

《現状》

第8期中は新規整備しておりません。

《今後の方向》

高齢者が家庭や住み慣れた地域で安心、安全、自立した生活を送るためには、それぞれの生活課題に即した施設及び住環境の整備が必要です。

福祉施策と住宅施策の連携を緊密にし、介護を必要とする高齢者にも対応できる施設や住環境の整備を推進します。

つがる市内の高齢者用住宅・施設等設置状況

区分	施設名	入居条件	部屋状況	定員
養護老人ホーム	つがる市立養護老人ホーム「ぎんなん荘」	65歳以上の方で、環境上及び経済的理由から自宅で生活することが困難な方で、市が養護の状況、生活の状況を調査したうえで入所判定会議により入所の可否を決定する。	個室・2人部屋	30人
生活支援ハウス	つがる市森田保健福祉センター	市内に居住する高齢者の一人暮らし又は夫婦のみの世帯で独立して生活するのに不安のある方に一定期間生活する場所を提供する。	個室・2人部屋	10室 14人
高齢者世話付住宅（市営住宅）	ことぶき団地	60歳以上の高齢者で、一人暮らし又は高齢者世帯、かつ低所得者の方。その他の入居要件はつがる市営住宅条例に準ずる。	個室	9室

令和6年3月1日現在

⑦寝具乾燥消毒サービス事業

おおむね65歳以上の寝たきり状態の方、重度身体障害者及びこれらに準ずる高齢者で寝具の衛生管理が必要な方に対し、高齢者宅に出向き、寝具の衛生管理のため乾燥消毒及び水洗い等のサービスを行う事業です。

《現状》

利用者は一定数ありますが、少ない状況です。

《今後の方向》

対象者の衛生的な生活環境の向上のためにも必要なサービスであり、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、潜在している対象者が利用につながるよう普及に努め、利用者の増加を図ります。

■事業の実績、第9期計画見込み

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数／月	2人	1人	1人	2人	4人	6人
利用回数／月	4回	2回	1回	4回	6回	8回

※令和5年度は見込み

■事業の利用者負担額及び委託料

区 分	利用者負担額	委託料（市負担額）
洗い	1,000円	600～4,000円
洗い・消毒	1,300円	1,100～5,000円

※令和5年度単価

（２）地域包括支援センターの機能強化と充実

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関です。

①地域包括支援センターの運営

市では、委託型の地域包括支援センターを1箇所設置しています。また、地域包括支援センターの協力機関として在宅介護支援センターを設置しています。

地域包括支援センターが中心となり、地域のさまざまな関係機関との連携・協働体制をつくり、地域包括ケアシステムを支えるネットワークの構築を推進しています。

ア 総合相談支援業務

■地域包括支援センター及び協力機関

機 関 名		住 所	担当地区
つがる市地域包括支援センター 69-7117		稲垣町豊川宮川42-3 （稲垣老人福祉センター内）	市内全域
協 力 機 関	木造在宅介護支援センター 42-4620	木造若緑52 （社会福祉協議会木造支所内）	木造地区 （旧町・川除・出精）
	在宅介護支援センター柏風園 49-5012	木造筒木坂鳥谷沢18-9 （特別養護老人ホーム柏風園内）	木造地区 （柴田・館岡・ 越水・出来島）
	森田在宅介護支援センター 49-7005	森田町森田月見野277-3 （社会福祉協議会森田支所内）	森田地区
	柏在宅介護支援センター 25-2115	柏桑野木田若宮255-1 （特別養護老人ホーム桑寿園内）	柏地区
	稲垣在宅介護支援センター 46-2902	稲垣町豊川宮川136-1 （社会福祉協議会稲垣支所内）	稲垣地区
	車力在宅介護支援センター 56-3051	車力町花林48 （社会福祉協議会車力支所内）	車力地区

■相談実績、第9期計画見込み

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター	実件数	597件	713件	720件	740件	780件	800件
	延べ件数	1,458件	1,620件	1,650件	1,700件	1,750件	1,800件
協力機関	実件数	729件	799件	800件	820件	860件	900件
	延べ件数	1,060件	1,041件	1,100件	1,150件	1,200件	1,250件

※令和5年度は見込み

イ 地域ケア会議の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える地域づくりを目的とした、個別ケア会議・地域ケア会議を行っております。

■地域ケア会議開催実績、第9期計画見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別ケア会議 開催回数	1回	1回	2回	6回	6回	6回
地域ケア会議 開催回数	17回	20回	20回	20回	20回	20回

※令和5年度は見込み

《現状》

つがる市を日常生活圏域ごとに5つの地区に分け地域ケア会議を開催しております。また、個別事案に関しては随時個別ケア会議を開催しております。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域包括支援センターでは、地域における連携協働体制の構築、介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とし、包括的・継続的マネジメント業務の効果的な実施のため、介護支援専門員連絡会及び介護支援専門員研修会、事例検討会を開催するほか、主任介護支援専門員連絡会の開催支援等を行っています。

《今後の方向》

- 慢性疾患を有する要介護高齢者・認知症高齢者の増加や、複雑化・多様化している相談件数の増加等を背景とした業務量の増加に対応できるよう、センターの役割に応じた人員体制の強化を図ります。
- 引き続き、センターの協力機関である在宅介護支援センターと連携を密にしながら効果的な総合相談業務を行います。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化します。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、関係者や地域住民等との連携を強化し、個別ケア会議・地域ケア会議の充実を図ります。
- ホームページ・広報等により、市民へ相談窓口の周知を図ります。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、次の8つの事業項目に取り組みます。

①地域の医療・介護の資源の把握

情報をマップやリストにまとめ、広報誌やホームページに掲載します。

②在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討

医療・介護関係者と連携し、在宅医療・介護に関する現状分析、課題抽出、対応策の検討を行い、施策に反映させていきます。

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

病院に入院している要介護（要支援）状態の方が、退院後も必要な医療・介護サービスを切れ目なく受けられるよう、入退院調整ルール*を活用し医療と介護が一体的に提供される体制づくりに取り組みます。

*患者の入退院にあたり、病院とケアマネジャーが着実に連絡・つながを行うために策定されたルール。

④医療・介護関係者の情報共有支援

情報共有シートを用いた連絡帳を活用し、在宅療養者と家族、支援に関わる医療・介護関係者との情報共有を支援します。

⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

つがる市地域包括支援センターに相談窓口を設置し、在宅医療・介護に関する相談受付、医療・介護関係者の連絡調整を行います。

■事業の実績、第9期計画見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	158件	128件	143件	150件	150件	150件

※令和5年度は見込み

⑥医療・介護関係者の研修

多職種研修会、意見交換会等の機会を充実させ、医療・介護関係者の連携強化を図ります。

《現状》

第8期計画期間中は新型コロナウイルス感染拡大により、顔を合わせた多職種研修会や意見交換会等は開催しておりません。ただし、医療・介護関係者の情報共有支援・情報連携の体制強化を目的としたICTシステムの導入検討会および研修会を令和4年度に実施しています。

《今後の方向》

多職種研修会、意見交換会等の機会を充実させ、医療・介護関係者の連携強化を図ります。

■事業の実績、第9期計画見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
多職種研修会	中止	2回	1回	2回	2回	2回

※令和5年度は見込み

⑦地域住民への普及啓発

広報やホームページ、市民向け講座等により、看取りや終末期ケアに関する情報を発信します。

■事業の実績、第9期計画見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民向け公開講座	※1回	※1回	※1回	1回	1回	1回

※令和3年度～5年度は認知症施策と合同での実施。認知症に関する映画上映会を開催。

⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

西北五地域における入退院調整ルールの運用について、定期的な協議及び見直しを行い、広域的な連携・体制整備を行います。

(4) 見守り・支え合いの推進

①地域活動団体の活性化とボランティアの育成

ア ボランティア活動の推進

高齢社会における活力のある地域社会づくりのためには、行政による支援だけではなく、地域住民の支え合いが不可欠であり、ボランティア活動への積極的な参加が重要です。

当市のボランティア活動は、主につがる市社会福祉協議会がまとめ役及びボランティア連絡協議会事務局として活動促進を図っています。

《現状》

ボランティア連絡協議会加盟団体：19 団体・個人 25 人

※令和4年度末時点

《今後の方向》

生活支援コーディネーターと連携し、地域住民の抱える問題を把握し、不足しているサービスの開発を目的に、この担い手として期待されるボランティアの育成・フォローアップに努めます。

②地域の見守り体制整備の拡充

高齢者の見守り体制を強化するため、多様な団体や民間企業等、地域のあらゆる関係機関との連携を強化していくとともに、当市の高齢者福祉サービス事業（配食サービス、緊急通報装置利用支援等）を充実していきます。

③一人歩き高齢者見守りネットワーク体制の構築

認知症の人が安全に外出できる見守り体制整備として、アとイに取り組み、住民や地域の関係機関との連携強化を図りました。

ア 認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業

「見守り・SOSネットワーク」とは、認知症により外出した時に自宅に戻れなくなるおそれのある高齢者等の情報をあらかじめ登録（事前登録制）することにより、日常の見守りや行方不明になった場合の発見活動、身元確認を容易にするために、市が警察署をはじめとした関係機関や地域の方々などの協力を得て、地域ぐるみで取り組むネットワークです。

また、登録者には、鞆等に身に着けるキーホルダーや衣類・持ち物に貼っておける反射シール等も配布し、事故防止にも努めています。

《現状》

地域の見守りボランティアや民生委員、また、高齢者支援に関わる関係機関との連携強化を図っています。

■事業の実績、第9期計画見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
関係機関との連絡会等開催回数	11回	2回	2回	2回	2回	2回
事前登録制 新規登録者数	7人	8人	5人	5人	5人	5人

《今後の方向性》

地域の多様な団体や地域のあらゆる関係機関との連携を強化するとともに普及啓発に努めます。

つがる市認知症高齢者見守り・SOSネットワークの お知らせ

◆見守り・SOSネットワークとは？◆

認知症高齢者の方やその疑いがある方は、記憶力や判断力が低下し、道や場所を間違えるなど、家に戻れなくなることがあります。

- ① 行方不明を未然に防止する(見守り)
- ② 行方不明になった場合は、できるだけ早く発見する(生命を守る)



ために、つがる市や警察署をはじめ、関係機関や地域の方々などの協力を得て、地域ぐるみで取り組むネットワークです。

事前登録から日常的な見守りへ ～登録の流れ～

事前に身体的特徴や写真などを登録できます。

事前登録情報を元に、警察の捜索や関係者による地域の発見活動を早期に開始できるメリットがあります。

【家族など】



一人で外出したとき
帰ってこれるか心配...

事前登録申請

【つがる市介護課】



*事前登録を希望される方は、つがる市介護課へ。
登録対象者や申請方法などの詳細は、裏面をご覧ください。

*登録後、登録番号を記載したキーホルダー、
アイロンシート、反射シールを配布します。

見守り・SOSネットワーク
つがる市 - 1



情報共有

地域の関係機関は、業務や日常生活の中で
気にかけて、見守りを行います。

<関係機関>

- ◆つがる警察署
- ◆つがる市消防本部
- ◆つがる市地域包括支援センター
(市内在宅介護支援センター)

異変発見時
の情報提供

*登録対象者が生活する地区
のみなさん(近所の方、ボラ
ンティアなど)へ、可能な範
囲で見守りの協力をお願いし
ます。

<地域のみなさん>



行動の異変を発見

申請・問い合わせ先：つがる市健康福祉部介護課 電話 0173-42-2111(内線 243)

イ 認知症高齢者等GPS端末機利用料助成事業

徘徊症状のある在宅高齢者を介護する家族に、GPSを利用して認知症高齢者の所在を探索することができる機器の利用料の一部を助成する事業です。

《現状》

令和4年度より事業を開始し、介護家族の経済的負担軽減等に努めています。

■事業の実績、第9期計画見込み

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用助成件数			1人	1人	2人	3人	4人
内訳	申請のみ		1人	0人			
	助成決定		0人	1人			

《今後の方向性》

見守り・SOSネットワーク事業と並行しながら、関係機関と連携を強化し普及啓発に努めます。

④認知症支援に係る人材とボランティアの育成

市では、地域で認知症の人を見守り手助けする認知症サポーターを養成するため地域・企業・学校に働きかけ、キャラバン・メイトと協働し認知症サポーター養成講座の開催に努めています。また、市では、キャラバン・メイトの有志が集う自主活動グループ「ロバの会」が主体的に活動を展開しています。今後は、認知症サポーター養成講座を受講し、チームオレンジ（認知症サポーター上級者）の活動に関心のある人を対象に「認知症サポーターステップアップ講座」を実施し、認知症サポーターの活躍の場や機会を広げていきます。そのために、まず、市内で活動しているキャラバン・メイトと認知症地域支援推進員等を対象に、チームオレンジについて学ぶ機会を設けます。

■認知症サポーター養成講座等開催に係る事業の実績、第9期計画見込み

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座	開催回数	6回	5回	9回	10回	12回	14回
	受講者数	171人	82人	126人	130人	150人	170人
認知症サポーターステップアップ講座	開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	受講者数	10人	13人	15人	15人	17人	20人

※令和5年度は見込み

⑤介護家族支援事業

ア 介護用品支給事業

要介護4又は5に相当する在宅の高齢者であって、市町村民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族に対して介護用品（年額70,000円まで）を支給します。

《現状》

利用者数は年度ごとにほぼ横ばいで推移しています。

《今後の方向》

介護している家族の、精神的、身体的及び経済的負担の軽減が期待されることから、事業を継続し、市民や関係機関への事業の周知徹底を図ります。

■事業の実績、第9期計画見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給者数	29人	29人	30人	30人	32人	34人
支給総額	1,556千円	1,431千円	1,550千円	1,550千円	1,690千円	1,830千円

※令和5年度は見込み

イ 家族介護慰労金支給事業

要介護4又は5に相当する在宅の高齢者で過去1年間介護保険サービス等を利用していない市町村民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族を対象に慰労金（年額100,000円）を支給します。

《現状》

利用者数は年度ごとに横ばいで推移しています。

《今後の方向》

介護用品支給事業と同様に介護している家族に対し、精神的、身体的及び経済的負担の軽減が期待されることから、事業を継続し、市民や関係機関への事業の周知徹底を図ります。

■事業の実績、第9期計画見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給者数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
支給総額	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円

※令和5年度は見込み

ウ 家族介護継続支援事業（家族介護者交流事業）

高齢者を介護している家族を介護から一時的に解放し、日帰り旅行等の交流会やマッサージ等を実施することにより、介護者の精神的及び身体的リフレッシュを図る事業です。

《現状》

令和3年度は感染症対策のため中止となりましたが、延べ利用人数は、毎年80人を超え、介護者の心身の疲労回復につながっています。

《今後の方向》

介護家族が一堂に会し参加者相互の交流を深めることにより、日頃の介護の疲れを癒し、また疑問等が解消されることで、閉鎖的な居宅での介護のトラブル防止にもつながるため、今後も事業を継続していきます。

委託事業者と連携し、対象者が利用しやすい環境づくりに努め、利用者数の増加を見込みます。

■事業の実績、第9期計画見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	中止	4回	4回	5回	5回	5回
延べ利用者数	中止	81人	90人	110人	115人	120人

※令和5年度は見込み

■事業の利用者負担額及び委託料

利用者負担額	委託料（市負担額）
無 料	1地区100,000円以内（5地区）

2 生きがいくくり・介護予防のしくみづくり

高齢者が長年培った知識や経験を活かして、地域社会で活躍できるよう、事業の推進や社会参加活動などの充実を図ります。

高齢者が積極的に社会参加や学習・健康づくり活動、さらにはボランティア活動などに参加することのできる機会が提供され、活力ある地域社会が形成されるよう取り組んでいきます。

(1) 生きがいくくり・社会参加の推進

①老人クラブへの支援

老人クラブは、その知識と経験を活かして、地域を豊かにする社会奉仕活動、教養・健康づくり・スポーツ活動、ボランティア活動に取り組み、様々な分野で活動しています。

《現状》

当市における老人クラブは、会員の高齢化や社会参加の場の多様化、クラブの後継者不足などからクラブ数及び会員数は減少傾向にあります。

《今後の方向》

高齢者の仲間づくりを通じた生きがいと健康づくりを推進するため、組織及び活動を活性化し地域社会活動が積極的に行われるよう、老人クラブと老人クラブ連合会の運営費について補助を実施し、老人クラブ活動が積極的に行われるよう引き続き支援していきます。

■老人クラブ数及び会員数の実績、第9期計画見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ数	91 クラブ	90 クラブ	88 クラブ	88 クラブ	88 クラブ	89 クラブ
会 員 数	2,635 人	2,545 人	2,417 人	2,420 人	2,425 人	2,450 人

※令和5年度は見込み

◎老人クラブの活動状況

区 分	事業名及び概要
社会参加活動 (奉仕活動)	○清掃奉仕：公園、墓等の清掃(草刈り) ○地域美化運動：花壇の管理、植樹(花) ○廃品回収：空き缶回収 ○友愛奉仕活動：高齢者等の慰問、一人暮らし高齢者への一声運動 ○地域の催物に対する協力：バザー等
教養講座の 開催	○健康教育講座：健康管理、健康食講座、介護予防教室等 ○社会問題等教養講座 ○生きがい講座：書道、子供達との交流(田植え・稲刈り) ○交通安全教育
健康づくり・ スポーツ活動	○高齢者体操、グラウンドゴルフ、ゲートボール等

②高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

地域の各団体の参加と協力のもと、家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等に、既存の施設等を活用して各種サービスを提供します。スポーツ・娯楽活動・世代間の交流活動、陶芸等の創作活動や教養・生きがい講座等を行い、社会的孤立感の解消及び自立生活の支援を図り、社会参加を促進します。

《現状》

地域性があり、開催回数なども異なるほか、新型コロナウイルスの影響で中止や事業の時間短縮があったものの、関係機関の協力のもと、多くの高齢者が参加しており、生きがいづくりや介護予防事業の場としての役割を果たしています。利用者は年度により増減しています。

《今後の方向》

木造地区において新たに冬期間(12月～3月)の開催を検討します。

今後も各団体と連携を強化し、より多くの高齢者が参加できるよう引き続き事業を推進していきます。

■温泉施設を活用した通いの場の実績、第9期計画見込み

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
木造地区	開催回数	42回	39回	40回	72回	72回	72回
	延べ参加者数	1,732人	1,614人	1,700人	3,000人	3,000人	3,000人
森田地区	開催回数	90回	97回	100回	100回	100回	100回
	延べ参加者数	2,152人	2,710人	2,800人	2,800人	2,800人	2,800人
柏地区	開催回数	127回	143回	150回	150回	150回	150回
	延べ参加者数	3,167人	3,502人	3,600人	3,600人	3,600人	3,600人
稲垣地区	開催回数	118回	143回	145回	150回	150回	150回
	延べ参加者数	4,341人	4,859人	4,900人	5,000人	5,000人	5,000人
車力地区	開催回数	34回	45回	50回	50回	50回	50回
	延べ参加者数	1,075人	1,463人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
合 計	開催回数	411回	467回	485回	522回	522回	522回
	延べ参加者数	12,467人	14,148人	14,500人	15,900人	15,900人	15,900人

※令和5年度は見込み

③シルバー人材センターの活性化

シルバー人材センターは、就業を希望する高齢者に対し、その能力と意欲に応じた就業の機会を確保し提供します。就業を通じた健康維持や社会貢献等による生きがいの創出のため、シルバー人材センターの会員確保や就業の確保に努めます。

ア 高齢者の就業に関する情報

健康・体力・価値観の違いなど高齢者の多様なニーズに対応するため、シルバー人材センターの活動等就業機会に関する情報提供を行っています。

イ 高齢者の就業促進

シルバー人材センターでは、需要内容の変化や会員の加齢等により、要望に応じ切れない課題があり、農業就業者の会員確保など新たな取り組みを検討しています。

経験や技術を生かした社会貢献や社会参加、生きがいづくりの機会を希望する60歳以上の人に、臨時・短期的な就業の場を提供しているシルバー人材センターに対して運営補助を行い、シルバー人材センターの円滑な運営を支援していきます。

■シルバー人材センターの登録者数

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	197人	197人	188人

※令和5年度は見込み

④趣味講座の拡充

《現状》

講座に参加することで、外出の機会になるとともに、介護予防に対する意識付けが行われています。継続的な参加者が多くを占め、新規参加者・男性の参加割合が少ない状況です。

《今後の方向》

早期から介護予防に関心を持ち意識して日常生活を送ることが重要であり、より多くの方が参加できるようホームページ、広報等で周知を図っていきます。

■趣味講座の実績、第9期計画見込み

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
陶 芸	開催回数	17回	24回	24回	24回	24回	24回
	延べ参加者数	57人	80人	80人	85人	90人	95人
生け花	開催回数	8回	10回	10回	10回	10回	10回
	延べ参加者数	62人	49人	50人	55人	60人	65人
書 道	開催回数	17回	22回	22回	22回	22回	22回
	延べ参加者数	81人	94人	95人	100人	105人	110人
着物の着付	開催回数	14回	18回	18回	18回	18回	18回
	延べ参加者数	68人	92人	95人	100人	105人	110人

※令和5年度は見込み

※令和5年度より木造農村環境改善センターで開催

(2) 介護予防活動の推進

①一般介護予防事業

一般介護予防事業では、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進し、生活機能の維持や向上を図るための事業を展開し、できる限り要介護状態にならずに自らが望む生活を送り続けることができるよう支援していきます。

ア 介護予防把握事業

訪問活動や相談場面において、基本チェックリストを用いて介護予防の必要性を判定し、介護予防活動へつなげています。

イ 介護予防普及啓発事業

《現状》

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、介護予防に関するパンフレット等を配布しています。また、温泉施設を活用した通いの場利用者を対象に月１～２回介護予防教室（健康相談、ふれあい教室）を開催し、さらには老人クラブや高齢者などが集うシルバーサロン等に出向いて介護予防に関する講話、運動等を盛り込んだ介護予防教室を実施しています。

■介護予防普及啓発事業の実績、第９期計画見込み

＜１＞高齢者健康相談

区 分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
木造地区	開催回数	42回	39回	45回	48回	48回	48回
	延べ参加者数	577人	526人	819人	960人	1,050人	1,150人
木造地区 (ミニ湯治)	開催回数	42回	39回	45回	48回	48回	48回
	延べ参加者数	1,732人	1,614人	1,800人	1,920人	1,960人	2,000人
森田地区	開催回数	9回	12回	12回	12回	12回	12回
	延べ参加者数	101人	166人	200人	220人	240人	260人
柏地区	開催回数	8回	12回	12回	12回	12回	12回
	延べ参加者数	152人	221人	200人	200人	210人	210人
稲垣地区	開催回数	15回	15回	12回	12回	12回	12回
	延べ参加者数	141人	224人	260人	280人	300人	320人
車力地区	開催回数	8回	12回	11回	12回	12回	12回
	延べ参加者数	82人	96人	100人	110人	120人	130人

＜２＞高齢者健康教育「ふれあい教室」

区 分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
木造地区	開催回数	16回	22回	22回	22回	22回	22回
	延べ参加者数	276人	389人	430人	460人	500人	540人
森田地区	開催回数	9回	12回	12回	12回	12回	12回
	延べ参加者数	182人	291人	250人	260人	270人	280人
柏地区	開催回数	8回	12回	12回	12回	12回	12回
	延べ参加者数	140人	206人	200人	200人	210人	210人
稲垣地区	開催回数	15回	23回	12回	12回	12回	12回
	延べ参加者数	139人	196人	200人	220人	240人	260人
車力地区	開催回数	8回	12回	12回	12回	12回	12回
	延べ参加者数	120人	155人	150人	150人	160人	170人

＜３＞出前講座等

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
開催回数	8回	16回	17回	20回	20回	20回
延べ参加者数	228人	249人	270人	300人	310人	320人

＜４＞運動機能向上事業

（足から始める運動教室 ※令和５年度より教室名変更「新体幹トレーニング教室」）

区 分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
開催回数		21回	24回	30回	30回	30回	30回
	運動強度「軽め」コース	7回	8回	10回	10回	10回	10回
延べ参加者数		349人	477人	550人	570人	590人	610人
	65歳以上	212人	352人	403人	416人	430人	445人

＜５＞口腔機能向上事業（お口の健康教室）

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
開催回数	中止	2回	3回	3回	3回	3回
延べ参加者数	中止	11人	20人	23人	26人	30人

＜６＞運転を続けるための教室

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
開催回数	中止	1回	1回	1回	1回	1回
延べ参加者数	中止	14人	20人	25人	30人	35人

※上記表＜１＞～＜６＞の令和５年度は見込み

《今後の方向》

これまで実施してきた取り組みを継続していくとともに、介護予防のさらなる普及啓発のため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査「介護予防への取り組み状況について」において回答割合の高かった「現在は何もしていないが、いずれは何かに取り組もうと思っている」人や「どのように取り組めばよいか分からない」人に対する介護予防教室参加などの動機づけとなる取り組みを、地域包括支援センター等と連携し、引き続き推進します。

ウ 地域リハビリテーション事業

地域における介護予防事業を強化するために、県のリハビリテーション専門職等派遣調整業務等を活用し、住民運営の通いの場や地域ケア会議、介護予防教室等へリハビリテーション専門職が参画し、介護予防事業の強化に努めています。今後も、さらなる介護予防の推進と普及啓発に取り組んでいきます。

②介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、対象者も多く介護予防の効果が大きいと見込まれる介護予防・生活支援サービス事業を推進し、要介護状態になるリスクが高い高齢者の機能維持・改善につなげていきます。

訪問型、通所型のサービスが中心ですが、サービス提供の主体については、介護事業所、ボランティア等を含め、今後、地域の課題解決や地域の支え合い体制づくりを推進するため、多様なサービスの充実を図ります。

ア 介護予防ケアマネジメント

総合事業における介護予防ケアマネジメントは、介護保険事業における介護予防支援と同様、地域包括支援センター等が要支援者などに対するアセスメントを行い、介護予防サービスだけでなく地域のインフォーマルサービスも考慮しながら、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

イ 訪問型サービス（第1号訪問事業）

要支援者・総合事業対象者に対し、訪問型サービスを提供することにより、在宅生活の中で高齢者自身の生活行為が定着していくことを支援します。「閉じこもり」・「認知症」・「うつ病」になるおそれのある事業対象者のうち、通所型サービスの参加が困難な方に訪問による個別支援を行い、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、相談・指導を行います。

ウ 通所型サービス（第１号通所事業）

通所型サービスは、自立した生活機能の維持・向上にむけて、集団で取り組む介護予防サービスです。

「介護予防に資するアクティビティ（身体機能の維持・向上、認知症の予防などを図るサービス）」とともに「運動器の機能向上」・「栄養改善」・「口腔機能の向上」に関するメニューを設け、利用者の状態に応じて必要なメニューが提供されます。

エ その他の生活支援サービス（配食サービス等）

地域における自立した日常生活の支援のためのサービスであり、栄養改善を目的とした配食や見守り、通所型サービス、訪問型サービスに準じた生活支援サービスを提供します。

《今後の方向》

通所型サービス、訪問型サービスは、現時点では介護予防通所介護相当、また介護予防訪問介護相当のサービスが主体になっています。

今後は住民主体による支援（Ｂ型）のサービス及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、外出同行や移送サービス等のニーズが高いことから、訪問型サービスの移動支援（Ｄ型）をはじめとした移動支援体制の構築を推進していきます。

また、リハビリテーション専門職等が早期・集中的に関わることで、生活上のつまづきを具体的に解決し、元気になるきっかけづくりの場となる「短期集中予防サービス」通所型サービス（Ｃ型）の導入を進め、自立支援及び悪化防止に努めていきます。

（３）高齢者の健康と適正医療の推進

ア 健康的な生活習慣づくりの推進

健康寿命延伸に向けて、健康づくり意識の普及啓発など、関係課との連携を強化します。

イ 保健事業と介護予防の一体的な事業の推進

フレイル予防や介護予防、生活習慣病等の疾病・重症化予防を目的に関係課と連携した取り組みを推進します。

3 自分らしく暮らせるしくみづくり（認知症施策の推進）

国の「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として、施策を推進しています。

（１）認知症に関する理解促進

認知症について正しく理解し、地域で適切なサポートを受けながら暮らしつづけるために、学びの機会や地域で見守り支える人材の育成などの支援体制の整備に努めています。

■認知症普及啓発に係る事業の実績、第９期計画見込み

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
認知症普及啓発事業 （映画上映会）	１回	１回	１回	１回	１回	１回
参加人数	約200人	約200人	約200人	200人	200人	200人

※認知症サポーター養成講座はP65を参照

（２）認知症の早期診断・早期対応のための支援の充実

○認知症総合支援事業

医療と介護の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を行う認知症初期集中支援チーム（地域包括支援センター設置）による個別支援を実施しています。また、認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催し、認知症初期集中支援チームの業務の評価を行っています。

■事業の実績、第９期計画見込み

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
認知症初期集中支援 チーム員会議 開催回数	２回	０回	１回	１回	１回	１回
認知症初期集中支援 チーム員検討委員会 開催回数	１回	１回	１回	１回	１回	１回

○認知症地域支援・ケア向上事業

「認知症ケアパス」を活用し、認知症に関する基礎的な情報や相談窓口、認知症の状態に応じた医療・介護サービス等の周知に努めました。令和５年度では、「つがる市認知症ケアパス」のパンフレット内容を見直しました。

(3) 認知症の人と家族への支援の充実

認知症カフェ（認知症の人と家族、地域の人や介護・医療の関係者などさまざまな方が集い、情報を共有しお互いを理解する場所）の取り組みや介護をしている家族を対象にした介護教室等の開催に努めました。また、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、認知症情報連携ツールを作成しましたが、効果的な活用が課題となっています。

■認知症普及啓発に係る事業の実績、第9期計画見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ開設数	1	1	2	2	2	2
つがる市民「みんなのカフェ」	8回	11回	12回	12回	12回	12回
かしわオレンジカフェ			6回	12回	12回	12回

《今後の方向》

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができ、支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を推進していくために、令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症施策を総合的に推進します。これまでの取り組みに加え、認知症の人本人とともに、本人の視点で、本人の声を大切にした地域共生の取り組みについて検討しながら推進していきます。

○認知症に関する理解の促進・本人発信支援

認知症の知識と認知症の人の理解を深め、自分事として考えていける市民が増えていくように普及啓発を着実に進めます。また、改めて個別支援や認知症カフェの懇談、見守り・SOSネットワーク、地域ケア会議、ピアサポーター（本人自身が認知症であることを公表し同じ悩みを持つ人の話を聞くなどのサポートを行う人）などを通し、認知症の人本人の理解を深め、本人の意見を把握できるように関係団体と連携していきます。

○認知症の予防

社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持など認知症の発症を遅らせることを目的に、高齢者が身近で通える場「通いの場」の拡充に努めます。また、生活習慣病の予防や介護予防を目的に一般介護予防事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みの充実を図ります。

○本人を中心とした地域支援体制の整備

本人が自分らしくあたりまえに暮らし続けることができる地域づくりをめざし、地域の支え合いの仕組みを検討します。本人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等を認知症サポーターを中心とした支援者につなぐ仕組み（チームオレンジ）の整備に努めます。

○医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症の早期診断・早期対応の支援の充実に向けて、かかりつけ医や認知症サポート医等の医療・介護従事者とのネットワークを強化します。

○本人と家族支援の充実

認知症カフェ（認知症の人と家族、地域の人や介護・医療の関係者等が集い情報を共有しお互いを理解する場所）の紹介・参加を促し介護者の負担の軽減を図るとともに、市内全域での開設に努めます。

4 権利と尊厳を護るしくみづくり

高齢者は身体機能の低下や認知症の進行に伴い、虐待や消費者被害などの権利侵害を受ける可能性が高まります。また、高齢者自身が被害を認識したり、助けを求めることができない場合もあるため、発見が難しく、事態が深刻化することがあります。

高齢者の権利侵害の未然防止、問題の早期発見・早期対応に向けて、関係機関と連携し取り組みを強化していきます。

(1) 高齢者虐待の防止

- ・相談、通報により、高齢者虐待が疑われた場合は、地域包括支援センターと連携し、早急に事実確認を行い、迅速かつ適切な支援につなげていきます。
- ・介護保険事業所、民生委員、警察等の関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見に努めます。
- ・地域住民、介護従事者、高齢者の支援に関わる方々へ、高齢者虐待防止についての普及啓発と意識の向上を図ります。

(2) 成年後見制度の利用促進（つがる市成年後見制度利用促進基本計画）

- ・高齢化が急激に進み、高齢者や障害者の単独世帯、高齢者のみの世帯、障害者と高齢の親等の世帯も増加しています。このような方々の権利を守るために、成年後見制度が重要な手段であり、今後もさらなる高齢化が進むことが見込まれる中、制度利用の必要性が高まっていくと考えられます。「つがる市成年後見制度利用促進基本計画」をここに定め、地域福祉計画や障害福祉計画等関連計画と連携し、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

《今後の方向》

①成年後見制度利用促進に向けた体制整備

- ・成年後見制度の利用促進及び権利擁護支援に関する地域連携ネットワークを構築し、認知症、知的障害、精神障害等により、財産管理や契約等の法律行為における意思決定が困難な方が、必要な支援を受けながら安心して生活できる地域づくりを目指します。
- ・地域連携ネットワークづくりの中核となる機関（中核機関）を設置し、地域の関係団体と連携しながら、段階的に体制整備を進めていきます。

※令和5年4月より、五所川原市・鶴田町と共同で中核機関として「西北五圏域権利擁護センター」を五所川原市社会福祉協議会内に開設しました。

＜主な取り組み＞

ア 広報・普及啓発

- ・制度についてのリーフレットを各所・各関係機関等に配置するほか、市の広報誌やホームページに掲載します。
- ・地域住民や関係機関に向けて、勉強会や出前講座を行います。

イ 相談体制の整備

- ・既存の相談窓口である地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会と連携し、対象者の早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・消費者トラブルや多重債務など、介護・福祉関係者だけでは解決が困難な個別事例に対して、中核機関内で法律の専門職等を含めた検討会議を開催し、支援内容の検討及び関係者のバックアップを行います。

ウ 協議会の開催

- ・地域の専門職団体や関係機関と連携し、権利擁護に関する意見交換、つがる市が抱える課題の共有、課題解決に向けた対応策の検討及び評価を行います。

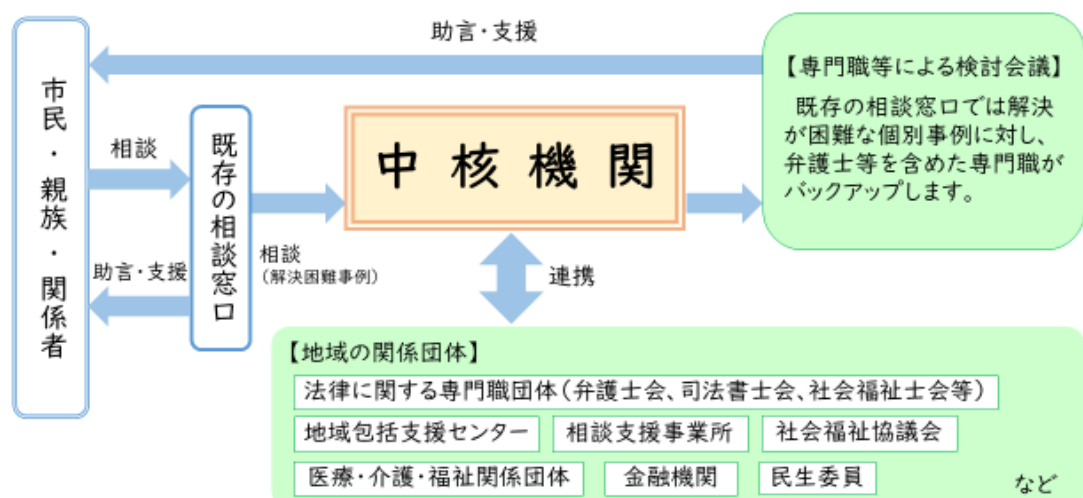
エ 担い手の育成

- ・今後の成年後見制度の需要に対応していくため、後見人の候補者（市民、法人等）の育成とバックアップ体制の構築を目指します。

オ 周辺自治体との協力

- ・広域的な地域連携ネットワークのあり方について、五所川原定住自立圏6市町（五所川原市、鰯ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、つがる市）で協議していきます。

＜地域連携ネットワークのイメージ＞



②成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、親族がいない等の理由で申立を行うことが困難な場合は、市長による申立を行います。
- ・経済的な理由により、申立に必要な費用や、成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難な場合は、費用の助成を行います。

第5章

介護保険サービス

第5章 介護保険サービス

1 日常生活圏域

つがる市は青森県の西北部、津軽平野の中央部から西に位置し、旧木造町、旧森田村、旧柏村、旧稲垣村、旧車力村が平成17年2月11日に合併して誕生しました。

東は岩木川を境に北津軽郡中泊町、五所川原市に接し、西は日本海に面し、その海岸線は「七里長浜」と呼ばれて、その長浜は、北は中泊町小泊・五所川原市市浦、南は西津軽郡鰺ヶ沢町まで続き、海岸沿いは「屏風山」と呼ばれる丘陵地帯が続いています。南方には津軽の秀峰「岩木山」と世界遺産「白神山地」を望み、中心部は、岩木川により育まれた広大な津軽平野が拓け、津軽藩の新田開発以来の一大穀倉地帯が形成されています。

気候は、日本海の影響を受ける典型的な日本海型気候で、夏季は比較的冷涼で、冬季は強い冬型の気圧配置が続くため降雪が多く、また日本海特有の強い西風の影響による地吹雪のため交通が途絶することがあるなど、住民生活に影響を及ぼしています。

日常生活圏域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、現在整備されている介護給付等対象サービスを提供する事業所等の状況を勘案し、その圏域ごとに基盤整備をしていくことが必要とされています。

本市においては、第8期と同様に旧町村を1つの圏域として設定し、「木造地区」「森田地区」「柏地区」「稲垣地区」「車力地区」の5圏域とします。

■つがる市の概況

区 分		人口（人）	世帯数（世帯）	高齢者数（人）	高齢化率（％）
つがる市		29,511	13,460	11,926	40.4
日常生活圏域	木造地区	13,567	6,296	5,811	42.8
	森田地区	3,706	1,768	1,461	39.4
	柏地区	4,986	2,172	1,513	30.3
	稲垣地区	3,393	1,452	1,542	45.4
	車力地区	3,859	1,772	1,599	41.4

※令和5年10月1日現在

2 介護保険サービス

(1) 介護保険サービスの充実及び適正化

介護が必要な状態になっても十分なサービスが利用できるように、介護保険サービス等の充実を図ることは必要です。介護保険サービスの必要量については、整備目標を設定しサービス提供体制の充実に努めます。

また、医療ニーズの高い高齢者の増加に伴い医療と介護の連携を図るとともに、質の高いサービス提供のため、サービス事業者への指導・助言をはじめ、サービスの適正化を図り、利用者本位のサービスが提供される取り組みを進めます。

①地域密着型サービス及び施設サービスの整備

平成 18 年 4 月に始まった地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態や、認知症になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう創設されましたが、サービス利用が必要な高齢者がいることや、認知症により介護が必要になる高齢者の増加が見込まれることから、地域密着型サービスの整備を行ってきました。

第 9 期中は、新規でのサービスの整備は、見込んでいません。

②居宅サービス

後期高齢者人口の増加に伴い、認定者の増加が見込まれることから、居宅サービス利用者の増加も見込まれます。利用者本位の適正なサービスが提供されなければならないことから、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者との連携に努めます。

サービスごとの現状と見込みは次のとおりです。

■居宅サービスの体系

介護サービス	介護予防サービス
訪問介護	介護予防訪問入浴
訪問入浴	介護予防訪問看護
訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
訪問リハビリテーション	介護予防居宅療養管理指導
居宅療養管理指導	介護予防通所リハビリテーション
通所介護	介護予防短期入所生活介護
通所リハビリテーション	介護予防短期入所療養介護
短期入所生活介護	介護予防福祉用具貸与
短期入所療養介護	介護特定予防福祉用具購入費
福祉用具貸与	介護予防住宅改修費
特定福祉用具購入費	介護予防支援
住宅改修費	介護予防特定施設入居者生活介護
居宅介護支援	
特定施設入居者生活介護	

※以下、利用実績、利用見込みの利用者数は、年間延べ人数、給付費は、年間総額となります。

※令和5年度の利用者数、給付費は見込みとなります。

※利用見込みの年度は、4月国保連審査分（3月サービス提供分）～翌年3月国保連審査分（翌年度2月サービス提供分）となります。よって、令和6年度は、1カ月分（令和6年3月分）のみ介護報酬改定前の給付費が算定されます。

ア 訪問介護

利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けたサポートを行います。

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事、生活援助など必要な日常生活の世話をを行います。

《現状》

居宅サービスの主たるサービスとして、令和5年度には利用者が減少していますが、給付費が増加傾向にあります。

《今後の方向》

訪問介護については、第9期中は、減少傾向を見込みます。

■利用実績（第8期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	利用者数	426	429	406
	給付費	440,724	444,836	463,980

※令和5年度は見込み

■利用見込み（第9期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	利用者数	403	393	383
	給付費	461,607	449,424	436,878

イ 訪問入浴・介護予防訪問入浴

利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。

利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行い、生活面での自立に向けたサポートを行います。

《現状》

訪問入浴介護については、第8期中では増加傾向が見られました。

また、介護予防訪問入浴介護については、第8期中は、利用実績はありませんでした。

《今後の方向》

訪問入浴介護については、今後も一定のニーズがあることから利用者の増加を見込んでいます。

介護予防訪問入浴介護については、第8期中の利用実績がないことから、第9期中は利用者を見込んでいません。

■利用実績（第8期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴介護	利用者数	13	14	18
	給付費	8,895	9,121	14,402
介護予防訪問入浴介護	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

※令和5年度は見込み

■利用見込み（第9期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴介護	利用者数	25	24	23
	給付費	17,942	17,015	16,383
介護予防訪問入浴介護	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

ウ 訪問看護・介護予防訪問看護

療養生活の支援と心身機能の維持回復を図ります。

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが利用者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な補助を行います。

《現状》

第8期中は、利用者は減少していますが、給付費は増減しています。

また、介護予防訪問看護では、第8期中毎年度2人の利用実績があり、給付費が増加傾向にあります。

《今後の方向》

今後、地域包括ケアシステム推進のための医療と介護の連携にも重要なサービスと位置づけています。医療機関からの早期退院の要望等に対応するため、訪問看護サービスの利用者は横ばいを見込んでいます。

介護予防訪問看護については、第8期同様の利用者を見込んでいます。

■利用実績（第8期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	利用者数	29	23	19
	給付費	12,286	10,220	12,332
介護予防訪問看護	利用者数	2	2	2
	給付費	214	256	733

※令和5年度は見込み

■利用見込み（第9期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問看護	利用者数	22	21	21
	給付費	13,553	12,786	12,786
介護予防訪問看護	利用者数	2	2	2
	給付費	617	618	618

エ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けます。

理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

《現状》

訪問リハビリテーションについては、第8期中は10名前後の利用実績がありました。

介護予防訪問リハビリテーションは、第8期中は、令和3年度、令和4年度に1人の利用実績がありました。

《今後の方向》

訪問リハビリテーションについては、退院された後の利用や継続した需要も見込まれるため、利用者は横ばいを見込んでいます。

介護予防訪問リハビリテーションは、第9期中の利用者を見込んでいません。

■利用実績（第8期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問リハビリテーション	利用者数	10	9	10
	給付費	4,330	3,743	3,740
介護予防訪問リハビリテーション	利用者数	1	1	0
	給付費	283	173	0

※令和5年度は見込み

■利用見込み（第9期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション	利用者数	10	10	10
	給付費	4,698	4,704	4,704
介護予防訪問リハビリテーション	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

オ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。

病院、診療所の医師、歯科医師、薬剤師などが自宅訪問し、心身の状況や環境などを把握して、療養上の管理及び指導を行います。

《現状》

居宅療養管理指導は、利用者や給付費は比較的少ないものの、グループホームのほか、居宅への訪問指導を中心とした一定の利用があり、利用者数、給付費とも横ばい傾向にあります。

介護予防居宅療養管理指導は、第8期中は、若干の利用実績がありました。

《今後の方向》

居宅療養管理指導は、利用者が継続して利用するため、第9期中は、横ばいで推移を見込んでいます。

介護予防居宅療養管理指導は、第9期中の利用者を見込んでいません。

■利用実績（第8期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導	利用者数	14	11	13
	給付費	1,629	1,333	1,482
介護予防居宅療養管理指導	利用者数	0	0	0
	給付費	91	9	0

※令和5年度は見込み

■利用見込み（第9期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅療養管理指導	利用者数	15	15	14
	給付費	1,609	1,611	1,431
介護予防居宅療養管理指導	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

カ 通所介護

利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

利用者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事などの日常生活上の世話や、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを利用し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けます。

《現状》

通所介護は、令和3年度より若干の増減を繰り返しながら、令和5年度は減少となっています。

《今後の方向》

通所介護については、第9期中の利用者は、減少傾向を見込みます。

■利用実績（第8期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	利用者数	479	453	459
	給付費	369,622	348,400	355,403

※令和5年度は見込み

■利用見込み（第9期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護	利用者数	448	440	428
	給付費	347,704	343,172	333,466

キ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

利用者の心身機能の維持、体力の増進を図り日常生活上での自立を図ります。
利用者が老人保健施設や病院、診療所等へ通い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリを行います。

《現状》

通所リハビリテーションは、第8期中は、70人／月前後の利用になっています。

介護予防通所リハビリテーションも、給付費はややばらつきがあるものの、利用者数は、減少傾向にあります。

《今後の方向》

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションとも、第9期中の利用者は減少傾向を見込みます。

■利用実績（第8期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所リハビリテーション	利用者数	79	72	70
	給付費	64,319	54,442	53,501
介護予防通所リハビリテーション	利用者数	21	18	17
	給付費	7,677	6,831	7,100

※令和5年度は見込み

■利用見込み（第9期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所リハビリテーション	利用者数	72	70	69
	給付費	54,887	53,526	52,965
介護予防通所リハビリテーション	利用者数	16	15	15
	給付費	6,950	6,482	6,482

ク 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的精神的負担の軽減を図ります。

利用者が特別養護老人ホーム等へ短期入所し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを行います。

《現状》

短期入所生活介護は、第8期中には利用者数は、60人／月前後ですが、給付費は増加傾向にあります。利用者数に対し給付費の増加が大きく、利用者1人当たりの給付費が増加しています。

介護予防短期入所生活介護は、令和5年度には、大幅に増加しております。

《今後の方向》

短期入所生活介護は、施設の定員からも多くの増加は見込めませんが、第8期の実績を元に横ばいで推移を見込んでいます。

介護予防短期入所生活介護は、横ばいで推移すると見込んでいます。

■利用実績（第8期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所生活介護	利用者数	58	62	68
	給付費	104,446	96,831	124,055
介護予防短期入所生活介護	利用者数	2	2	4
	給付費	944	888	4,074

※令和5年度は見込み

■利用見込み（第9期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所生活介護	利用者数	66	66	63
	給付費	118,004	116,670	111,880
介護予防短期入所生活介護	利用者数	2	2	2
	給付費	2,066	2,068	2,068

ケ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的精神的負担の軽減を図ります。

利用者が老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所し、看護や医学的管理のもと、介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活上の世話などのサービスを行います。

《現状》

短期入所療養介護については、第8期中は、利用者は横ばい傾向ですが、給付費は減少傾向にあります。

介護予防短期入所療養介護は、第8期中は利用実績はありませんでした。

《今後の方向》

短期入所療養介護は、減少傾向にあることから、第9期中は、第8期中の実績平均の約3人で利用者数を見込みます。

介護予防短期入所療養介護は、第9期中の利用者を見込んでいません。

■利用実績（第8期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護	利用者数	3	3	2
	給付費	2,952	2,691	2,034
介護予防短期入所療養介護	利用者数	0	0	0
	給付費	0	47	0

※令和5年度は見込み

■利用見込み（第9期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所療養介護	利用者数	3	3	3
	給付費	3,414	3,418	3,418
介護予防短期入所療養介護	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

コ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

家庭生活等を送る中で、日常生活上の便宜を図ります。

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ車椅子、ベッド、歩行支援用具等の福祉用具の貸出を行います。

《現状》

福祉用具貸与は、第8期中を通して利用者数は、減少傾向ですが、給付費は増加傾向にあります。

介護予防福祉用具貸与も同様に、利用者数は減少傾向ですが、給付費は増加傾向にあります。

《今後の方向》

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与とも認定者数の減少に伴う利用者数、給付費の減少を見込んでいます。

■利用実績（第8期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	利用者数	487	481	460
	給付費	55,124	56,186	56,646
介護予防福祉用具貸与	利用者数	134	131	130
	給付費	8,226	8,657	9,367

※令和5年度は見込み

■利用見込み（第9期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具貸与	利用者数	458	448	437
	給付費	56,468	55,101	53,649
介護予防福祉用具貸与	利用者数	128	125	122
	給付費	9,246	9,033	8,819

サ 特定福祉用具購入費・介護予防特定福祉用具購入費

家庭生活等を送る中で、日常生活上の便宜を図ります。

心身の機能が低下し日常生活に支障のある利用者に対して、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ入浴補助用具、腰掛便座などの福祉用具の購入を支援します（同一年度で 10 万円以内）。

《現状》

特定福祉用具購入費は、利用者、給付費ともに減少傾向にあります。

介護予防特定福祉用具購入費も同様に、利用者数、給付費ともに減少傾向にあります。

《今後の方向》

特定福祉用具購入費は、第 9 期中は、4 人を見込んでいます。

介護予防特定福祉用具購入費は、令和 5 年度同等の利用者数を見込みます。

■利用実績（第 8 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
特定福祉用具購入費	利用者数	7	6	3
	給付費	2,630	2,250	926
介護予防特定福祉用具購入費	利用者数	2	2	1
	給付費	615	643	239

※令和 5 年度は見込み

■利用見込み（第 9 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
特定福祉用具購入費	利用者数	4	4	4
	給付費	1,176	1,176	1,176
介護予防特定福祉用具購入費	利用者数	1	1	1
	給付費	239	239	239

シ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

心身の機能が低下している利用者の生活支援や、介護者の負担軽減を図ります。
手すりの取り付けや段差の解消など、住宅改修により自宅の生活環境を整える費用を支援します（同一住宅で、同一利用者の合計が 20 万円以内）。

《現状》

住宅改修費は、年度による利用者数、給付費にばらつきがありますが、一定の利用があります。令和 3 年度の利用者数、給付費が最も多くなっています。

介護予防住宅改修費も同様に、利用者数、給付費ともばらつきがありますが、令和 5 年度の利用者数、給付費が最も多くなっています。

《今後の方向》

住宅改修費、介護予防住宅改修費とも、第 9 期中は、一定の利用者数、給付費を見込んでいます。

■利用実績（第 8 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
住宅改修費	利用者数	5	3	3
	給付費	5,534	4,264	3,758
介護予防住宅改修費	利用者数	2	2	4
	給付費	2,457	2,488	5,341

※令和 5 年度は見込み

■利用見込み（第 9 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
住宅改修費	利用者数	4	4	4
	給付費	4,949	4,949	4,949
介護予防住宅改修費	利用者数	1	1	1
	給付費	1,216	1,216	1,216

ス 居宅介護支援・介護予防支援

在宅サービスなどが適切に利用できるように、利用者の依頼を受け介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介などを行います。

介護予防支援は、つがる市地域包括支援センターが行います。

《現状》

居宅介護支援では、第8期を通して、利用者数は減少傾向ですが、給付費は横ばい傾向にあります。

介護予防支援も同様に、利用者数は減少傾向ですが、給付費は横ばい傾向にあります。

《今後の方向》

居宅介護支援、介護予防支援ともに第9期中は利用者数、給付費とも減少を見込んでいます。

■利用実績（第8期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	利用者数	917	893	870
	給付費	160,514	161,005	160,678
介護予防支援	利用者数	149	146	145
	給付費	8,150	7,974	8,085

※令和5年度は見込み

■利用見込み（第9期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	利用者数	844	827	806
	給付費	158,966	156,092	152,005
介護予防支援	利用者数	145	141	137
	給付費	8,203	7,988	7,760

セ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護付きの有料老人ホーム等に入所している利用者に、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

《現状》

つがる市外に所在する介護事業所として指定を受けている、特定施設に入所者の利用が若干あります。

特定施設入居者生活介護は、利用者数、給付費とも、増加傾向で推移しています。

介護予防特定施設入居者生活介護は、第8期中は、実績がありませんでした。

《今後の方向》

特定施設入居者生活介護は、横ばいでの推移を見込んでいます。

介護予防特定施設入居者生活介護は、第9期中の利用者を見込んでいません。

■利用実績（第8期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設入居者生活介護	利用者数	5	5	7
	給付費	11,817	13,457	19,306
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

※令和5年度は見込み

■利用見込み（第9期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定施設入居者生活介護	利用者数	5	5	5
	給付費	13,143	13,160	13,160
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

③地域密着型サービス

地域密着型サービスは、つがる市民の方が利用できるサービスです。

平成 28 年度には、通所介護のうち定員 19 人未満の小規模通所介護が、地域密着型サービスに移行し、より地域のニーズに応じた形での事業所設置、運営が求められるようになりました。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、この地域の医療機関の再編に伴い、必要な場合には整備を検討します。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関しては、人員確保やこれらサービスを適切に実施できる事業者があるか、状況を見極める必要があることから、第 9 期事業計画の見込み量には含めないこととします。

また、小規模多機能型居宅介護については、整備に向けた協議を今後検討しつつ、看護小規模多機能型居宅介護は、看護師の配置等の人員確保の課題もあるため、現時点では、整備しない方針となっています。

サービスごとの現状と見込みは次のとおりです。

■地域密着型サービスの体系

介護サービス	介護予防サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
地域密着型通所介護	
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
看護小規模多機能型居宅介護	

※以下、利用実績、利用見込みの利用者数は、年間延べ人数、給付費は、年間総額となります。

※令和 5 年度の利用者数、給付費は見込みとなります。

※利用見込みの年度は、4 月国保連審査分（3 月サービス提供分）～翌年 3 月国保連審査分（翌年度 2 月サービス提供分）となります。よって、令和 6 年度は、1 カ月分（令和 6 年 3 月分）のみ介護報酬改定前の給付費が算定されます。

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、訪問介護と訪問看護が密接に連携して、短時間の定期巡回を行いながら、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話をを行い、また利用者からの通報により、看護師等による療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

《現状》

このサービスは整備されていません。

《今後の方向》

現在、整備の予定はありませんので、第9期の見込み量には含めないこととします。ただし、この地域の医療機関等の再編に伴い、環境が整い次第必要に応じて対応いたします。

イ 夜間対応型訪問介護

介護が必要な要介護者に、夜間に定期的な巡回訪問又は通報により、居宅で入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話をを行います。

《現状》

このサービスは整備されていません。

《今後の方向》

第9期においては整備しない方針です。

ウ 地域密着型通所介護

定員 19 人未満の小規模事業所において、介護が必要な高齢者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事などの日常生活上の世話や、機能訓練、レクリエーションなどを行います。要支援者に対する介護予防給付はありません。

《現状》

地域密着型通所介護は、第 8 期中、利用者数は年度によりばらつきはありますが、給付費は減少傾向で推移しています。

《今後の方向》

地域密着型通所介護は、第 9 期中は、利用者及び給付費とも減少傾向を見込んでいます。

■利用実績（第 8 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域密着型通所介護	利用者数	141	142	132
	給付費	119,884	114,370	109,307

※令和 5 年度は見込み

■利用見込み（第 9 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域密着型通所介護	利用者数	139	137	133
	給付費	110,443	109,336	106,064

エ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

介護が必要な認知症高齢者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事などの日常生活上の世話や、機能訓練、レクリエーションなどを行います。

《現状》

認知症対応型通所介護は、第 8 期中、利用者数は、減少傾向にあります。一方、介護予防認知症対応型通所介護は、第 8 期中は実績がありませんでした。

《今後の方向》

認知症対応型通所介護は、第8期の減少傾向を受け、3人の利用見込みとしました。

介護予防認知症対応型通所介護は、第9期中は利用を見込んでいません。

■利用実績（第8期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型通所介護	利用者数	7	4	4
	給付費	5,586	2,189	1,192
介護予防認知症対応型通所介護	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

※令和5年度分は見込み

■利用見込み（第9期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所介護	利用者数	3	3	3
	給付費	1,591	1,593	1,593
介護予防認知症対応型通所介護	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

オ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

介護が必要な要介護者に、心身の状況や置かれる環境などに応じ、ホームヘルパーによる自宅への訪問やサービス拠点への通い、もしくは短期間宿泊を1カ所で提供する機能を有し、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

《現状》

このサービスは整備されていません。

《今後の方向》

第9期においては整備しない方針です。

カ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症である要介護・要支援者に対し、共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練を行います。

《現状》

認知症対応型共同生活介護は、第8期中、利用者数は、170人前後で推移しています。給付費は、横ばい傾向にあります。

介護予防認知症対応型共同生活介護は、第8期中、利用者は1人のみとなっています。

《今後の方向》

認知症対応型共同生活介護は、第9期中、利用者数、給付費とも横ばいで推移を見込んでいます。

介護予防認知症対応型共同生活介護は、第9期中は利用を見込んでいません。

■利用実績（第8期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	利用者数	170	164	164
	給付費	517,683	498,931	514,901
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数	1	0	0
	給付費	1,453	0	0

※令和5年度は見込み

■利用見込み（第9期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	利用者数	161	170	170
	給付費	511,644	541,567	541,567
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

キ 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護付きの有料老人ホーム等で、定員 29 人以下の特定施設に入所している利用者に、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

《現状》

このサービスは整備されていません。

《今後の方向》

第 9 期においては整備しない方針です。

ク 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

居宅において適切な介護を受けることが困難な方に対し、特別養護老人ホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。（入所定員 29 人以下の施設）

《現状》

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、第 8 期を通して、利用者数は、横ばいで推移しています。

《今後の方向》

第 9 期中の利用者の見込みについては、新規施設や増床の計画もないことから、令和 5 年度の実績同等の利用者数を見込んでいます。

■利用実績（第 8 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	利用者数	59	58	58
	給付費	191,928	193,161	191,992

※令和 5 年度は見込み

■利用見込み（第 9 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	利用者数	58	58	58
	給付費	194,864	195,111	195,111

ケ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービスです。小規模多機能型居宅介護に加え、介護度が高く、医療ニーズの高い要介護者に対して、必要に応じて訪問看護を行います。

《現状》

このサービスは整備されていません。

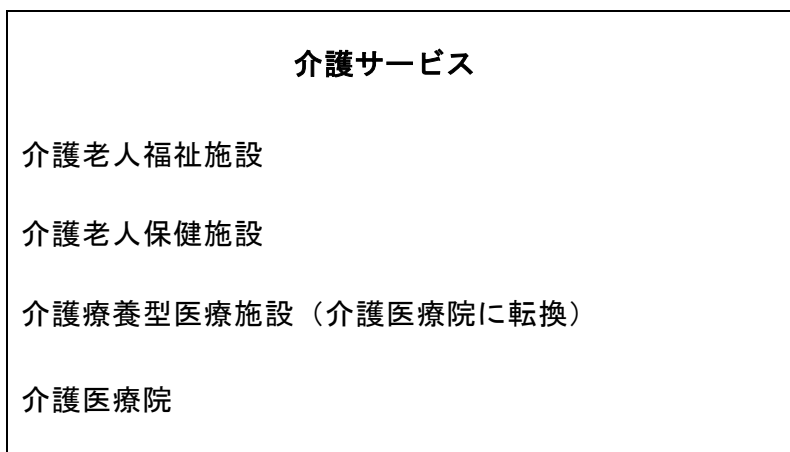
《今後の方向》

第9期においては整備しない方針です。

④施設サービス

市内にある介護療養型医療施設については、令和4年度中に介護医療院へ転換されました。

■施設サービスの体系



※以下、利用実績、利用見込みの利用者数は、年間延べ人数、給付費は、年間総額となります。

※令和5年度の利用者数、給付費は見込みとなります。

※利用見込みの年度は、4月国保連審査分（3月サービス提供分）～翌年3月国保連審査分（翌年度2月サービス提供分）となります。よって、令和3年度は、1カ月分（令和6年3月分）のみ介護報酬改定前の給付費が算定されます。

ア 介護老人福祉施設

在宅において適切な介護を受けることが困難な方に対し、特別養護老人ホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。（入所定員 30 人以上の施設）

《現状》

介護老人福祉施設は、市内では新たな施設の開設や増床はありませんでした。利用者、給付費ともばらつきがありますが、横ばいで推移傾向にあります。

《今後の方向》

第 9 期では、新たな施設の開設がない前提で、令和 5 年度同等の利用者数を見込みます。

■利用実績（第 8 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護老人福祉施設	利用者数	204	209	206
	給付費	623, 639	641, 543	639, 845

※令和 5 年度は見込み

■利用見込み（第 9 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護老人福祉施設	利用者数	206	206	206
	給付費	648, 049	648, 869	648, 869

イ 介護老人保健施設

入院治療の必要がなくなった方に対し、在宅復帰を目指すため介護老人保健施設（老健）において、看護、医学的管理のもと介護、機能訓練等の必要な医療・日常生活の世話をを行います。

《現状》

介護老人保健施設は第8期中、利用者数、給付費ともばらつきはありますが、概ね横ばいで推移しております。施設の定員が増えていないことから、同じ期間での入所、退所の件数が増加したことが要因として考えられます。

《今後の方向》

介護老人保健施設は令和5年度同等の利用者数、給付費を見込みます。

■利用実績（第8期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人保健施設	利用者数	200	196	194
	給付費	631,877	614,897	623,908

※令和5年度は見込み

■利用見込み（第9期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人保健施設	利用者数	191	191	191
	給付費	623,600	624,389	624,389

ウ 介護療養型医療施設

長期にわたる療養を必要とする方に対し、療養病床を備える病院等の介護療養型医療施設において、療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。

《現状》

市内の介護療養型医療施設は、令和３年度に介護医療院へ転換したことから利用者数、給付費ともに減少となっています。

《今後の方向》

市内の介護療養型医療施設においては、介護医療院へ転換したことから利用を見込みません。

■利用実績（第８期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護療養型医療施設	利用者数	45	5	5
	給付費	149,890	16,899	16,202

※令和５年度は見込み

■利用見込み（第９期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護療養型医療施設	利用者数			
	給付費			

エ 介護医療院

制度改正による、介護療養型医療施設の廃止を受けて、新たに位置付けられた介護保険施設サービスです。生活施設としての機能を重視し、医療法による医療も提供できる施設となっています。

《現状》

市内の介護療養型医療施設は令和３年度に介護医療院へ転換したことから利用者数、給付費ともに増加しています。

《今後の方向》

第９期中、利用者数、給付費とも横ばいで推移を見込んでいます。

■利用実績（第８期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護医療院	利用者数	134	161	162
	給付費	605,713	744,455	754,300

※令和５年度は見込み

■利用見込み（第９期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護医療院	利用者数	165	165	165
	給付費	745,944	746,888	746,888

⑤介護給付の適正化等について

ア 介護給付適正化事業

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付費の適正化のために国が示した「第6期介護給付適正化計画」では、事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの主要5事業のうち、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を任意事業として位置づけるとともに、実施の効率化を図るため、「住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプランの点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「縦覧点検・医療情報との突合」を合わせた3事業が給付適正化主要事業として再編となったことから、保険者である市もこの方針に従い、介護給付適正化事業に取り組みます。

《主要３事業》

＜１＞要介護認定の適正化

＜２＞ケアプランの点検

＜３＞縦覧点検・医療情報との突合

《主要３事業に関するつがる市の取り組み》

＜１＞要介護認定の適正化

- ・ 調査委託した調査票の内容の整合性を点検
- ・ 国、県が実施する研修会へ参加
- ・ 市内委託事業者への説明会の実施

＜２＞ケアプランの点検

①ケアプランの点検

利用者に合ったサービスが提供されるよう、国が作成したケアプラン点検支援マニュアルの積極的活用を進めるとともに課題を設け継続し実施しています。

また、青森県介護支援専門員協会のアドバイザー派遣事業の積極的な利用を推進します。

②住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査

- ・ 認定者（申請者）が、在宅において必要であるかの点検
- ・ 住宅改修についての制度上の手続きの周知
- ・ 必要に応じた現場確認を行うとともに施工状況等を点検
- ・ 青森県理学療法士会等のアドバイザー派遣事業の積極的な利用

③縦覧点検・医療情報との突合

青森県国保連合会から提供される各種帳票を積極的に活用するとともに独自のシステムによるチェックも実施し、縦覧点検・医療情報との突合を行っています。

イ 介護サービス事業所への監査及び実地指導について

市が指定権限を持つ地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所を主な対象として、第9期においても、サービスの質の向上や介護報酬算定方法など介護事業の運営の適正化を図るため計画的に指導を行います。

区 分	対 象	
実地指導	地域密着型介護老人福祉施設	2 事業所
	認知症対応型共同生活介護	12 事業所
	認知症対応型通所介護	5 事業所
	地域密着型通所介護	7 事業所
	居宅介護支援	14 事業所

ウ 介護保険制度の周知

第9期事業計画初年度の令和6年度に介護保険制度全般及び介護保険料に関するパンフレットを每户配布します。

また、出前講座の開催やホームページ掲載により介護保険制度についての周知、普及を図ります。

⑥共生型サービスの導入推進

今後、障害福祉サービス利用者の高齢化が進むのに伴い、使い慣れた事業所の利用が継続できるよう、共生型サービスの導入を推進します。

（２）自立支援及び悪化の防止などに向けた取り組み

地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取り組み及び目標設定に努めます。

第９期では、生活機能が低下した高齢者を早期に発見し、リハビリテーション専門職等が集中的に関わり、生活上のつまづきを具体的に解決し、元気になるきっかけを作り出すために「短期集中予防サービス」として通所型サービスの構築を目指します。

①多職種による専門的視点を交えた個別ケース会議

②通所型介護予防事業の充実

自立支援・重度化防止の推進

項目	内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度
活動指標	個別ケース会議の開催回数	６回	６回	６回
	一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）の高齢者健康教育「ふれあい教室」、運動機能向上教室「新体幹トレーニング」の開催回数と参加人数	１００回 (2,200人)	１００回 (2,300人)	１００回 (2,400人)
	通所型サービスＣ（短期集中予防サービス）事業所数	０カ所	１カ所	２カ所
成果目標	要介護認定者に占める要介護３～５の割合	38.1%	37.4%	36.4%
	要介護（要支援）認定率	19.4%	19.0%	18.4%

※令和５年度末の要介護３～５の割合 38.6%、認定率 19.6%

(3) 介護業務の改善・効率化

①文書の削減・見直し

職員の負担軽減及びサービスの質の向上を目指して、国の動向に注視しながら I C Tを活用した手続きの電子化や文章の削減など簡素化・効率化を目指していきます。

② I C T・介護ロボットの活用

地域医療介護総合確保基金の活用により、介護現場における I C T化や介護ロボットの導入を推進し、介護現場の負担軽減を図ります。また、県と連携を図りながら補助制度の周知及び申請手続きのサポートを行います。

(4) 災害・感染症対策に係る体制整備

①災害対策

日頃から介護サービス事業所と連携し、災害に関する具体的計画の策定、従業者への計画内容の周知、避難訓練の実施等について、実地指導を通じた確認等を行い、非常災害時の適切な体制確保を図ります。

②感染症対策

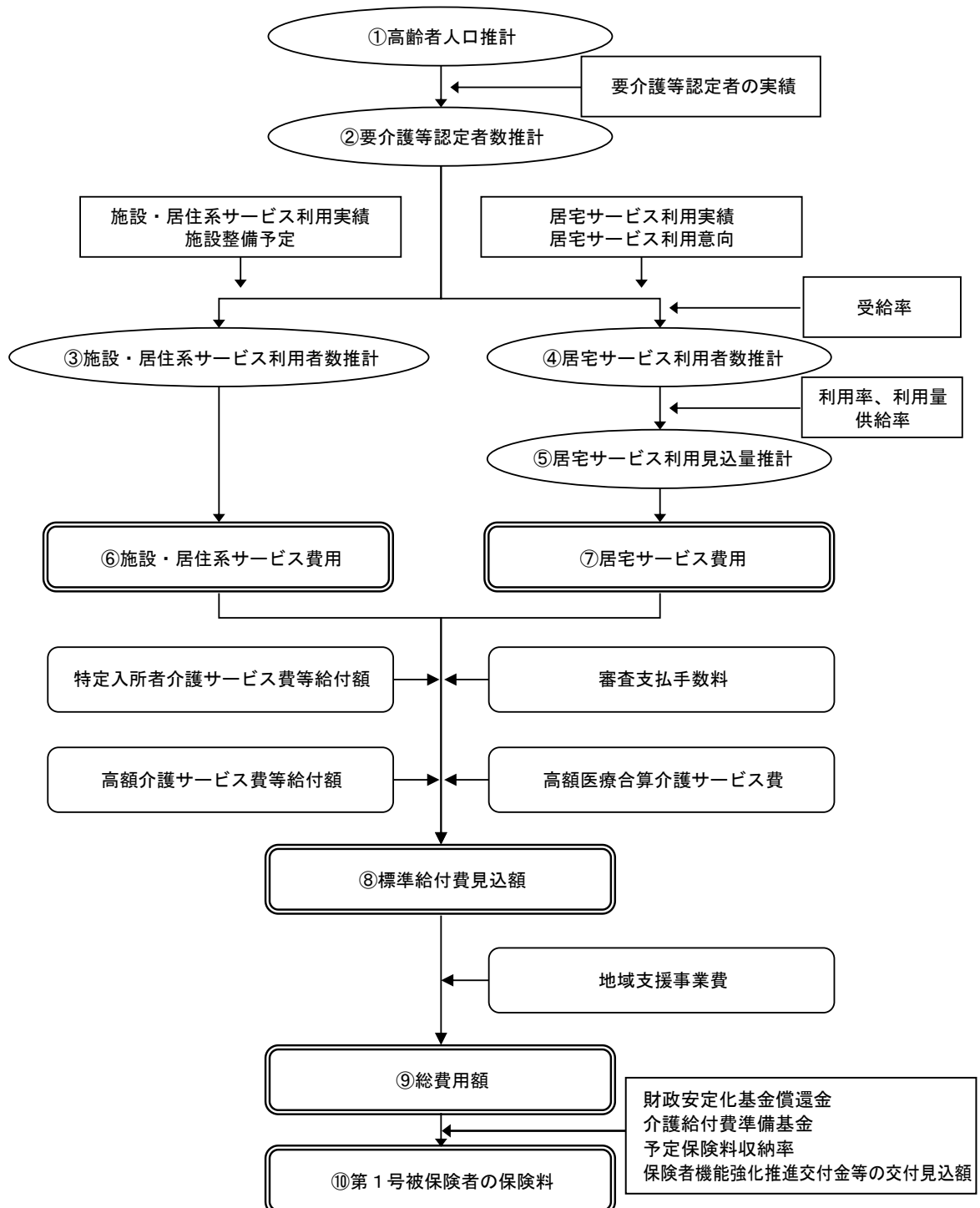
日頃から介護サービス事業所と連携し、感染症発生時の対応方法、保健所や協力医療機関との連携体制、サービスを継続するための備え等について、実地指導を通じた確認等を行い、感染症発生時でもサービスを継続するための体制整備を支援します。

3 介護保険事業費

(1) 介護保険事業費の算定手順

計画期間の要介護認定者及び各種サービス量の見込みにあたっては、国の指示に従い、以下のような手順で介護保険事業量を推計し、第1号被保険者の介護保険料を算定します。

■算定手順（厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムの算定手順）



(2) 介護保険事業費の見込み

介護給付費、介護予防給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料、地域支援事業費を合わせたものが介護保険事業費となります。

第9期事業計画3年間の総費用額は、約141億8千8百万円となります。

■介護サービス給付費の見込み(介護給付費)

(単位:千円)

区分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(1) 居宅サービス				
①	訪問介護	461,607	449,424	436,878
②	訪問入浴介護	17,942	17,015	16,383
③	訪問看護	13,553	12,786	12,786
④	訪問リハビリテーション	4,698	4,704	4,704
⑤	居宅療養管理指導	1,609	1,611	1,431
⑥	通所介護	347,704	343,172	333,466
⑦	通所リハビリテーション	54,887	53,526	52,965
⑧	短期入所生活介護	118,004	116,670	111,880
⑨	短期入所療養介護(老健)	3,414	3,418	3,418
⑩	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
⑪	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
⑫	福祉用具貸与	56,468	55,101	53,649
⑬	特定福祉用具購入費	1,176	1,176	1,176
⑭	住宅改修費	4,949	4,949	4,949
⑮	特定施設入居者生活介護	13,143	13,160	13,160
(2) 地域密着型サービス				
①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
②	夜間対応型訪問介護	0	0	0
③	地域密着型通所介護	110,443	109,336	106,064
④	認知症対応型通所介護	1,591	1,593	1,593
⑤	小規模多機能型居宅介護	0	0	0
⑥	認知症対応型共同生活介護	511,644	541,567	541,567
⑦	地域密着型特定施設入所者生活介護	0	0	0
⑧	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	194,864	195,111	195,111
⑨	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
(3) 施設サービス				
①	介護老人福祉施設	648,049	648,869	648,869
②	介護老人保健施設	623,600	624,389	624,389
③	介護医療院	745,944	746,888	746,888
④	介護療養型医療施設	0	0	0
(4) 居宅介護支援		158,966	156,092	152,005
介護給付費計		4,094,255	4,065,140	4,021,772

■介護サービス給付費の見込み（介護予防給付費）

（単位：千円）

区分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(1)介護予防サービス				
①	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
②	介護予防訪問看護	617	618	618
③	介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
④	介護予防居宅療養管理指導	0	0	0
⑤	介護予防通所リハビリテーション	6,950	6,482	6,482
⑥	介護予防短期入所生活介護	2,066	2,068	2,068
⑦	介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
⑧	介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
⑨	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
⑩	介護予防福祉用具貸与	9,246	9,033	8,819
⑪	介護予防特定福祉用具購入費	239	239	239
⑫	介護予防住宅改修費	1,216	1,216	1,216
⑬	介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
(2)地域密着型介護予防サービス				
①	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
②	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
③	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3)介護予防支援		8,203	7,988	7,760
予防給付費計		28,537	27,644	27,202

■総給付費（介護給付費と介護予防給付費の合計）

（単位：千円）

区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付費計	4,094,255	4,065,140	4,021,772
予防給付費計	28,537	27,644	27,202
総給付費	4,122,792	4,092,784	4,048,974

■標準給付費及び地域支援事業費の見込額

（単位：千円）

区分	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額（A）	13,577,773	4,566,847	4,530,154	4,480,772
総給付費	12,264,550	4,122,792	4,092,784	4,048,974
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	809,325	273,665	269,547	266,113
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	471,371	159,383	156,994	154,994
高額医療合算介護サービス費等給付額	22,776	7,708	7,582	7,486
算定対象審査支払手数料	9,751	3,300	3,246	3,205
地域支援事業費（B）	610,226	203,409	203,409	203,409
介護予防・日常生活支援総合事業費	440,792	146,931	146,931	146,931
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	122,842	40,947	40,947	40,947
包括的支援事業（社会保障充実分）	46,592	15,531	15,531	15,531
介護保険事業費（A）+（B）	14,187,999	4,770,256	4,733,562	4,684,181

・区分ごとに四捨五入しているため、合計が一致しないところがあります。

4 第1号被保険者の介護保険料

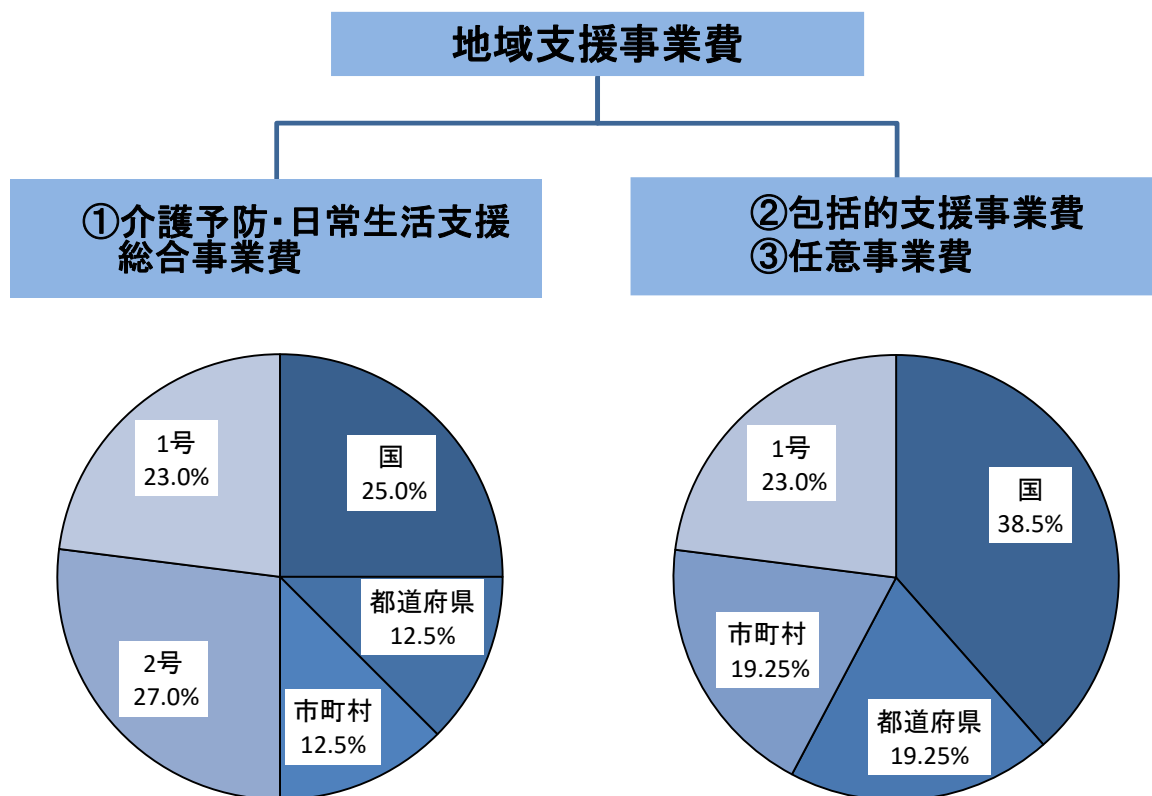
(1) 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業は介護保険制度に位置づけられた 65 歳以上の方に対する介護予防に関する事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防事業実施による介護保険給付費抑制効果を考慮し、第1号被保険者（市に住所を有する 65 歳以上の者）保険料及び公費に加え、第2号被保険者（市に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の者）保険料が財源に充てられます。

また、負担割合の構成では、包括的支援事業、任意事業は、第1号被保険者保険料及び公費となり、第1号被保険者負担分を除いた事業費用を国が2分の1、都道府県及び市町村が4分の1ずつを負担します。

■地域支援事業費の負担割合



(2) 介護保険給付費の負担割合

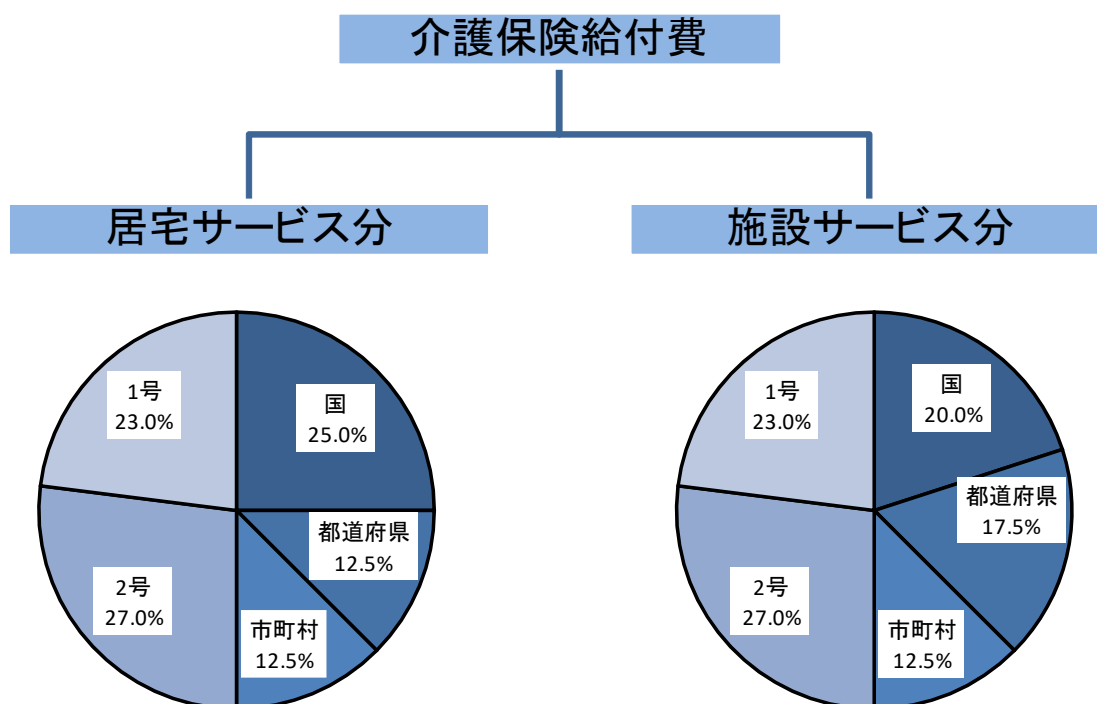
介護保険事業費用の大部分を占める介護保険給付費については、利用者負担（1割～3割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分の半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。

保険料の算出については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

被保険者の負担割合は、第9期計画期間では、第1号被保険者数の負担割合は第8期と同じく23%、また、第2号被保険者の負担割合も第8期と同じく27%となります。

なお、国、都道府県、市の負担割合は居宅サービス給付費と施設サービス給付費で異なっています。なお、国負担部分である居宅サービス給付費の25%、同じく国負担部分の施設サービス給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

■介護保険給付費の負担割合



(3) 第1号被保険者保険料の算出

第9期計画期間3年間の介護保険事業費見込額は、総額14,187,998,808円と見込まれます。これに、第1号被保険者の負担割合の23%を乗じたものを基に保険料収納必要額を算出します。さらに、予定保険料収納率等を設定し、第1号被保険者の介護保険料基準額を算出します。

保険料収納必要額関係

(単位:円)

区分	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①標準給付費見込額	13,577,772,888	4,566,847,011	4,530,153,718	4,480,772,159
総給付費	12,264,550,000	4,122,792,000	4,092,784,000	4,048,974,000
特定入所者介護サービス費等給付額(※)	809,325,226	273,664,665	269,547,142	266,113,419
高額介護サービス費等給付額(※)	471,370,888	159,382,574	156,994,119	154,994,195
高額医療合算介護サービス費等給付額	22,775,989	7,707,905	7,582,337	7,485,747
算定対象審査支払手数料	9,750,785	3,299,867	3,246,120	3,204,798
②地域支援事業費	610,225,920	203,408,640	203,408,640	203,408,640
③介護保険事業費(①+②)	14,187,998,808	4,770,255,651	4,733,562,358	4,684,180,799
④第1号被保険者負担分相当額(③×23%)	3,263,239,726	1,097,158,800	1,088,719,342	1,077,361,584
調整交付金交付率見込(上乘分)		4.43%	3.89%	3.50%
調整交付金見込額(上乘分)	552,728,759	208,820,117	181,938,782	161,969,860
調整交付金交付率見込		9.43%	8.89%	8.50%
⑤調整交付金見込額総額(千円未満四捨五入)	1,253,657,000	444,509,000	415,793,000	393,355,000
⑥財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
⑦保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	78,000,000			
⑧保険料収納必要額	2,632,510,968			
⑨予定保険料収納率	98.0%			

・(※) 財政影響額調整後の金額

①標準給付費見込額

介護サービス、介護予防サービスの給付に関わる給付額です。

②地域支援事業費見込額

「介護予防・日常生活支援総合事業費」と「包括的支援事業」「任意事業」に関わる費用です。

③介護保険事業費見込額

①標準給付見込額と②地域支援事業費見込額の合計です。

④第1号被保険者負担分相当額

第9期の第1号被保険者の介護保険事業費における負担は23%になります。

⑤調整交付金交付率見込及び交付金見込額

①標準給付見込額及び②地域支援事業費のうち「介護予防・日常生活支援総合事業費」の合計に対して、調整交付金交付率分が交付されます。

⑥財政安定化基金拠出金

保険者の給付費支払不足に備えて、県が設置する基金であり国・県・第1号被保険者保険料の拠出金により運営されます。

⑦保険者機能強化推進交付金等の交付見込額

第9期計画期間、3年間の保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の交付見込額です。

⑧第1号被保険者保険料収納必要額

第9期計画期間、3年間に第1号被保険者が収納すべき保険料総額です。

⑨予定保険料収納率

第9期での介護保険料の収納率は、98.0%で見込みます。

⑩所得段階別加入者数

所得段階	所得段階別加入者数				基準額に対する負担割合	加入者割合補正後被保険者数
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計		
第1段階	3,645	3,629	3,596	10,870	0.455	4,946
第2段階	1,259	1,253	1,242	3,754	0.685	2,571
第3段階	736	732	726	2,194	0.69	1,514
第4段階	1,771	1,762	1,747	5,280	0.9	4,752
第5段階	1,355	1,348	1,336	4,039	1.0	4,039
第6段階	1,345	1,338	1,326	4,009	1.2	4,811
第7段階	1,076	1,071	1,062	3,209	1.3	4,172
第8段階	391	389	385	1,165	1.5	1,748
第9段階	124	123	122	369	1.7	627
第10段階	73	72	72	217	1.9	412
第11段階	45	45	44	134	2.1	281
第12段階	19	19	19	57	2.3	131
第13段階	86	85	85	256	2.4	614
合計	11,925	11,866	11,762	35,553		30,618

⑪第1号被保険者の保険料基準月額

保険料収納必要額	÷	予定保険料収納率	÷	加入割合補正後被保険者数	÷	月数	=	保険料基準月額
2,632,510,968 円		98.0%		30,618 人		12		7,300 円

(4) 第1号被保険者所得段階別保険料負担割合

第1号被保険者の保険料は所得段階に応じて負担割合が異なり、第9期（令和6年度～令和8年度）における所得段階は、13段階区分となります。

また、第1段階～第3段階の方に対して、公費による負担軽減が図られます。

■ 保険料所得段階区分

所得段階	対 象 者	保険料率
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.455 (軽減後：基準額×0.285)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.685 (軽減後：基準額×0.485)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.69 (軽減後：基準額×0.685)
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9
第5段階 (基準額)	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	基準額×1.0
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得120万円未満の人	基準額×1.2
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円未満の人	基準額×1.3
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得720万円以上の人	基準額×2.4

■介護保険料（基準額 7,300 円 令和 6 年 4 月～令和 9 年 3 月）

所得段階	計算方法	月 額	年 額
第 1 段階	基準額 × 0.455 (軽減後：基準額 × 0.285)	3,320円 (2,080円)	39,840円 (24,960円)
第 2 段階	基準額 × 0.685 (軽減後：基準額 × 0.485)	5,000円 (3,540円)	60,000円 (42,480円)
第 3 段階	基準額 × 0.69 (軽減後：基準額 × 0.685) 基準	5,030円 (5,000円)	60,360円 (60,000円)
第 4 段階	基準額 × 0.9	6,570円	78,840円
第 5 段階 (基準額)	基準額 × 1.0	7,300円	87,600円
第 6 段階	基準額 × 1.2	8,760円	105,120円
第 7 段階	基準額 × 1.3	9,490円	113,880円
第 8 段階	基準額 × 1.5	10,950円	131,400円
第 9 段階	基準額 × 1.7	12,410円	148,920円
第10段階	基準額 × 1.9	13,870円	166,440円
第11段階	基準額 × 2.1	15,330円	183,960円
第12段階	基準額 × 2.3	16,790円	201,480円
第13段階	基準額 × 2.4	17,520円	210,240円

※月額、年額の（）内は、軽減後の金額。

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

(1) 地域包括ケアシステムの推進

今後も継続する高齢社会においては、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けていけるよう、住環境の確保をはじめとし、地域全体で高齢者を支える仕組みが必要です。

保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、地域全体で高齢者を支える地域ケア体制を構築することが重要となります。

また、総合的かつ効率的なサービス提供を行うため、地域全体で高齢者を支えるという意識の啓発をはじめ、地域包括支援センターを中心に、民生委員、ボランティア、保健・医療・福祉担当課などの関係機関の連携による地域包括ケアシステムの推進に努めていきます。

(2) 医療・介護人材確保の方策

保健福祉サービスの量的整備とともに、サービスの質的向上を図るために研修等により介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上に努め、合わせて新たな有資格者の確保に努めます。

さらに、地域包括ケアシステムの推進も見据え、医療・看護関係の有資格者だけでなく、ボランティアや地域住民をも含めた、生活支援の担い手の育成と確保に努めます。

(3) 連携体制

①地域との連携

これからの高齢社会を支えるためには、地域住民の理解と協力が必要です。地区の特性を生かした地域づくりや継続的な地域福祉の推進のため、住民活動の育成と支援や助成に努めます。

②民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は地域住民の状況を把握しており、行政とのパイプ役としても大きな役割を果たしています。

今後は、一人暮らしの高齢者等が増加することからも、ますます協力を求める場面が多くなるため、これまで以上に連携を図っていけるよう努めます。

③医師会、歯科医師会との連携

高齢者が安心して元気に暮らしていくには、保健・福祉・医療サービスが包括的に受けられる体制づくりが望まれます。

また、介護予防においても、関係機関が連携を取りながら一体的に情報を提供していくことが必要です。

このため、特に、地域包括ケアシステムの推進においては、訪問診療を中心とした、在宅要介護者の医療ニーズに応えるためにも、医師会・歯科医師会等との連携強化に努めていきます。

④社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、高齢者の生きがいづくり事業等の推進及び地域ボランティア活動の拠点として、市の福祉活動推進に大きな役割を担っております。

日常生活支援総合事業では、担い手として、ボランティアの協力も期待されており、今後も社会福祉協議会と連携しながら地域における福祉活動や住民相互の支え合い、助け合い活動を支援していきます。

⑤保健所等との連携

保健所等との連携を強化しながら健康づくりの推進に努めます。

また、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業を推進し、生活習慣病の予防や食生活の改善、さらに疾病の早期発見、早期治療に向けて今後も連携を強化します。

⑥各担当課との連携

保健・医療・福祉を担う担当課において、現在の連携体制を継続するとともに、今後も担当者間における連携を密接に行い、効率的、総合的観点からの対応ができるよう積極的に推進します。

(4) 相談・情報提供体制の充実

介護者の悩みや不安を解消し、的確な情報を提供するための相談体制の確立強化が必要であり、地域包括支援センターや市担当課窓口、または、身近な民生委員などにも相談が可能な体制の整備を図り、住民からの各種相談に対し、速やかに対応できる体制の確立を図ります。

今後、増加が懸念される認知症高齢者についても、理解を深め、相談につながるよう認知症サポーター養成等を中心とした取り組みを継続します。

また、介護保険制度に関するパンフレット、ポスター及び広報などの媒体を広く活用して介護保険に関する情報の提供を図り、制度の周知とサービス利用についての広報活動の推進に努めます。

さらに、県と連携して、介護保険指定事業者情報や介護サービス情報等の提供に努めます。

(5) 指導体制の強化

介護保険制度の開始から 24 年が経過し、サービス提供事業者のサービスの質の向上が課題となっています。

サービス提供事業所の運営に関する情報については、運営法人、有資格者数、またマニュアルの整備状況等の情報をいつでも閲覧できる「介護サービス情報の公表」が提供されています。

この情報を活用し、利用者がサービス提供事業者を適切に選択し、利用者を通じて事業者の質の向上が図られるように、この制度の周知に努めます。

また、利用者保護の観点から、介護サービスへの利用者からの苦情については、サービスを利用している本人や家族に対して、必要に応じてサービス内容について実態調査を実施し、提供事業者ごとにサービスの質の向上が図られるよう指導・支援します。

(6) 各種地域計画・まちづくり施策等との連携

老人福祉計画及び介護保険事業計画は、高齢者が住み慣れた地域で健康を維持しつつ、安心して住み続けることができ、要介護状態になった時には高齢者の希望に応じて必要な介護を受けながら、地域における生活が継続できることを目的としています。

このためには、医療、介護だけでなく、生活全般を支える視点から、高齢者の生きがい対策としての生涯学習、高齢者が地域で生活するためバリアフリーの思想を取り入れたまちづくり、高齢者に利用しやすい交通機関の計画等、様々な地域計画・まちづくり施策との連携が必要となります。

本計画の策定・推進にあたっては、こうした各種計画と整合性をもたせるとともに、各種まちづくり施策と連携を図りながら推進していきます。

2 計画の進捗管理

計画目標の着実な達成と円滑な運営を図り、老人福祉、介護保険事業サービス利用者の満足度調査等を実施し、計画実施状況評価などを行う進行管理体制を整備します。また、次期計画策定に向けた目標設定等の協議を行っていきます。

(1) 老人福祉計画・介護保険事業計画の運営管理

計画目標の着実な達成と円滑な運営を図るために、本計画の実施状況の点検及び評価をつがる市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において以下のように行います。

また、実施時期についても、次期計画に反映できるよう合わせて検討します。

- 老人福祉計画・介護保険事業計画についての評価
- 高齢者福祉・介護保険サービス提供状況の質的、量的評価
- 保険料、利用者負担額に対する評価
- 市民・サービス利用者の満足度や意向から見た評価
- その他高齢者事業に関すること

(2) 点検・評価方法の確立

計画の点検、評価を行うための指標とするため調査等を行い、制度の浸透状況や市民の意向を把握します。

住民満足度の向上のため、「計画⇒実施⇒検証評価⇒改善（Plan・Do・Check・Action）」のすべての段階に住民が参加し、住民とともに継続的、かつ柔軟に実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。

実施にあたっては、できるだけ多くの参加が可能となるように、アンケートの他、意見交換会等の開催も検討します。

(3) 点検・評価結果の反映

計画の点検、評価の結果を取りまとめ、第9期計画期間中の実施事業に反映させるべき案件、次期計画に反映させる案件等を検討します。

資料編

資料編

1 つがる市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 8 月 4 日告示第 72 号
改正 平成 20 年 8 月 27 日告示第 65 号
平成 23 年 2 月 14 日告示第 17 号

(設置)

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づくつがる市老人福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づくつがる市介護保険事業計画を策定するため、つがる市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) つがる市老人福祉計画に関すること。
- (2) つがる市介護保険事業計画に関すること。

(構成)

第 3 条 委員の定数は 25 人以内とし、次の者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者
- (2) 医療関係者
- (3) 老人保健関係者
- (4) 老人福祉関係者
- (5) 介護保険事業者
- (6) その他市長が必要と認める者

(組織)

第 4 条 策定委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、策定委員会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱した日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 策定委員会の会議には、第 3 条に規定する者のほか、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、説明又は意見をきくことができる。

(事務局)

第 7 条 策定委員会の庶務は、介護課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 4 日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月 27 日告示第 65 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 14 日告示第 17 号）

この告示は、公布の日から施行する。

2 つがる市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員名簿

委員 19 人

選出区分	所 属 等	氏 名
被保険者	公 募	川崎 司
		菊池 優子
		工藤 友子
医療関係者	医療法人 誠仁会尾野病院 事務長	田中 浩史
	つがる市民診療所 事務長	木津 裕人
老人保健関係者	保健協力員	葛西 友恵
	市役所 健康推進課 係長	松橋 修子
老人福祉関係者	民生委員児童委員連絡協議会 会長	吉田 博身
	老人クラブ連合会 会長	柴谷 松雄
	社会福祉協議会 事務局長	長内 克之
介護保険事業者	社会福祉法人潮音会 特別養護老人ホーム 柏風園 園長	西久保 哲司
	社会福祉法人柏友会 特別養護老人ホーム 桑寿園 副園長	成田 和代
	地域包括支援センター所長	乳井 香澄
市長が必要と認める者	第8期計画策定委員会 会長	秋田 豊年
	行政相談員	木村 光雄
	岡本整骨院 院長	岡本 幸治
	養護老人ホーム ぎんなん荘施設長	成田 利香子
	公益社団法人認知症の人と家族の会 青森県支部つがる地域会	秋田谷 一
	第1層生活支援コーディネーター	長谷川 優希

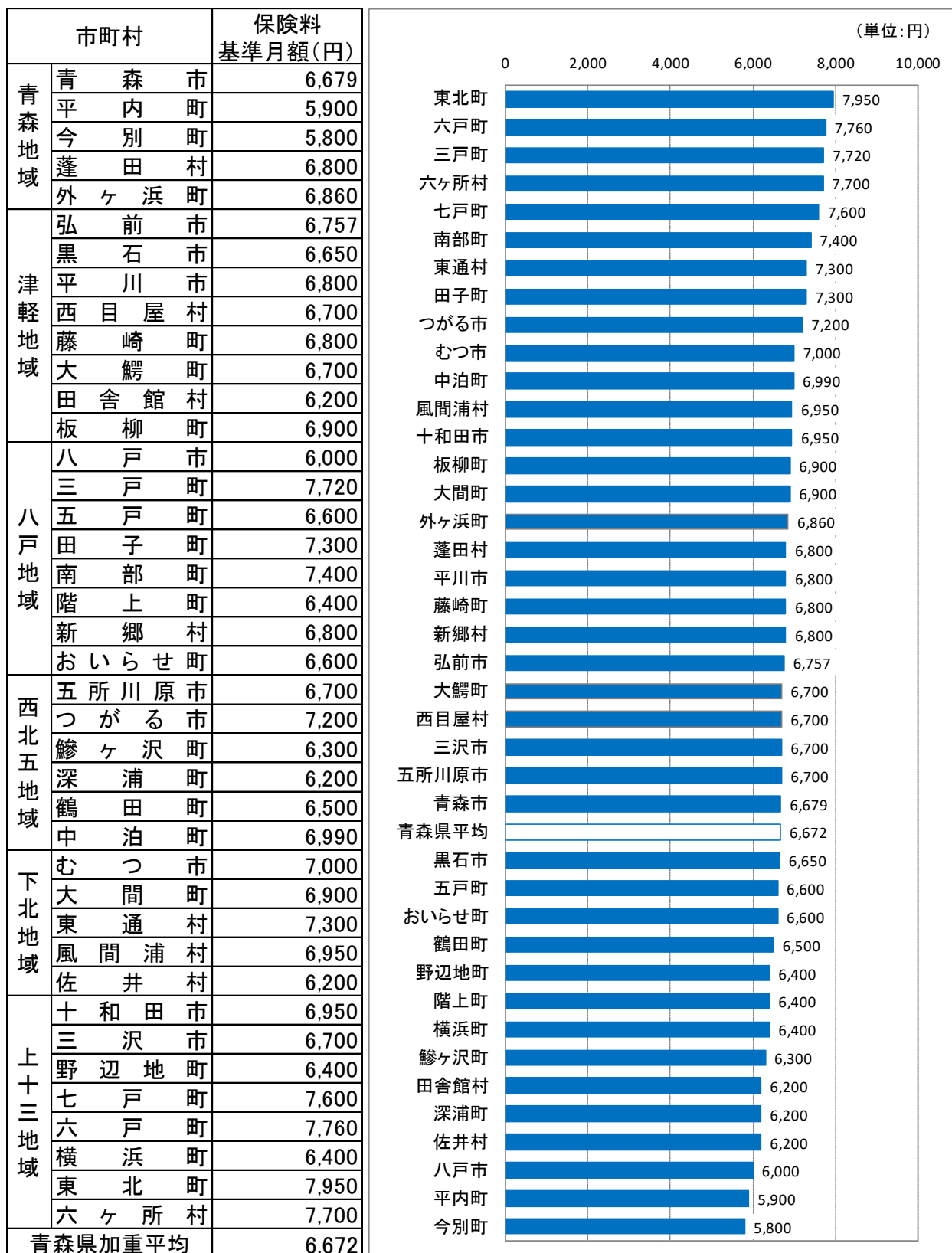
※委員の任期は令和5年6月26日から令和6年3月31日まで

3 策定委員会の経過

年 月 日	内 容
令和5年6月26日(月)	・ 委嘱状交付式 ① 委嘱状交付 ② 組織会（会長、副会長選任） ・ 第1回策定委員会 ① 今後の日程等について ② アンケート調査結果について ③ 将来高齢者人口等の推計結果について
令和5年9月28日(木)	・ 第2回策定委員会 ① 第8期事業・施策について ア. 各種指標について イ. 介護保険サービスの給付実績について ウ. 基本目標に係る取組について
令和5年11月24日(金)	・ 第3回策定委員会 ① 第9期介護保険料推計（概算保険料）について ② 介護サービス提供量/計画について ③ 第9期計画骨子案（基本理念）について
令和6年2月8日(木)	・ 第4回策定委員会 ① 介護保険料について ② 老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について
令和6年3月	・ 第5回策定委員会 ① 老人福祉計画・第9期介護保険事業計画について

4 介護保険料の状況（令和3年度～令和5年度）

（1）青森県内市町村別保険料基準月額（令和3年度～令和5年度）

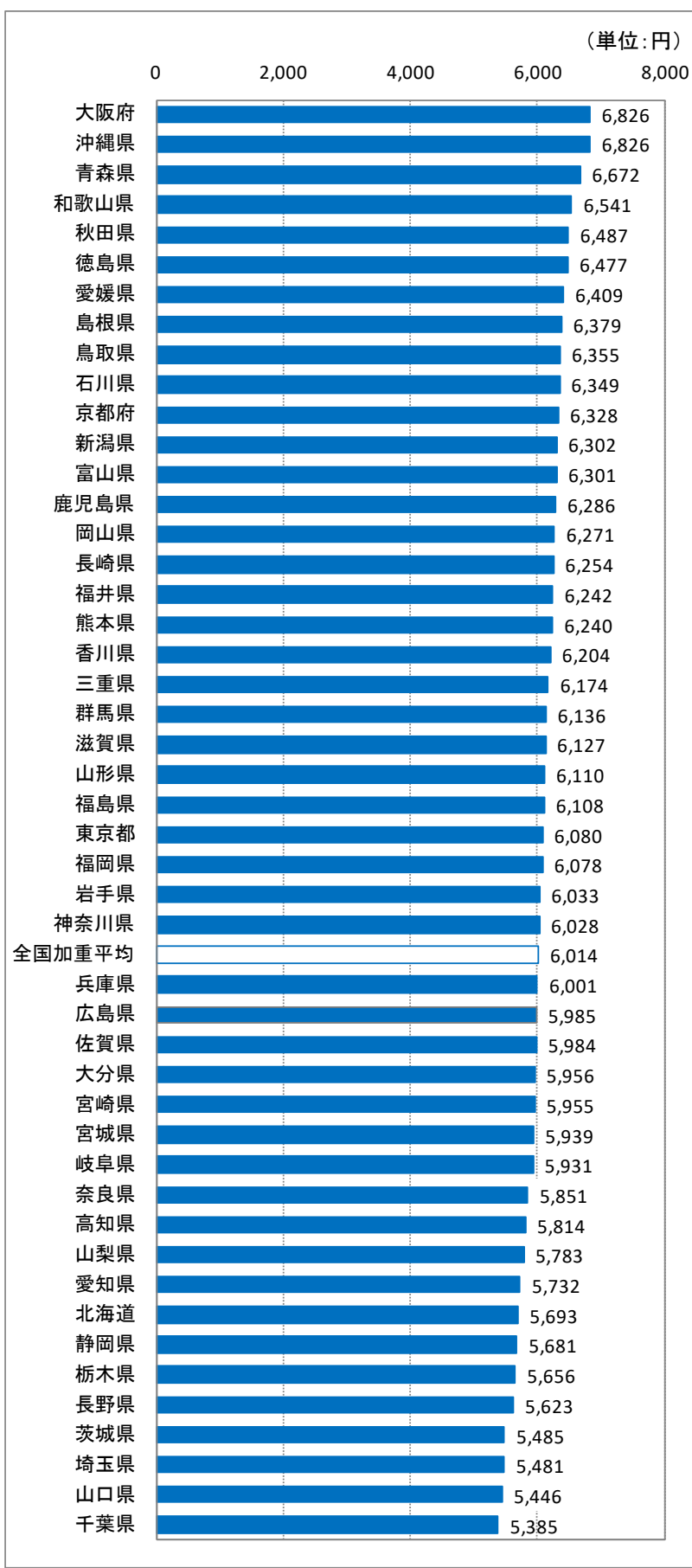


※基準月額：条例上の保険料基準額（年額）／12

※加重平均保険料＝各市町村の（基準額×（令和3年度～令和5年度の平均高齢者人口））の合計
各市町村の（令和3年度～令和5年度の平均高齢者人口）の合計

(2) 都道府県別平均保険料基準月額（令和3年度～令和5年度）

都道府県	保険料 基準月額(円)
沖 縄 県	6,826
大 阪 府	6,826
青 森 県	6,672
和 歌 山 県	6,541
秋 田 県	6,487
徳 島 県	6,477
愛 媛 県	6,409
島 根 県	6,379
鳥 取 県	6,355
石 川 県	6,349
京 都 府	6,328
新 潟 県	6,302
富 山 県	6,301
鹿 児 島 県	6,286
岡 山 県	6,271
長 崎 県	6,254
福 井 県	6,242
熊 本 県	6,240
香 川 県	6,204
三 重 県	6,174
群 馬 県	6,136
滋 賀 県	6,127
山 形 県	6,110
福 島 県	6,108
東 京 都	6,080
福 岡 県	6,078
岩 手 県	6,033
神 奈 川 県	6,028
全 国 加 重 平 均	6,014
兵 庫 県	6,001
広 島 県	5,985
佐 賀 県	5,984
大 分 県	5,956
宮 崎 県	5,955
宮 城 県	5,939
岐 阜 県	5,931
奈 良 県	5,851
高 知 県	5,814
山 梨 県	5,783
愛 知 県	5,732
北 海 道	5,693
静 岡 県	5,681
栃 木 県	5,656
長 野 県	5,623
茨 城 県	5,485
埼 玉 県	5,481
山 口 県	5,446
千 葉 県	5,385



老人福祉計画 第9期介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)

発行日	令和6年3月
発行・編集	つがる市
〒038-3192	青森県つがる市木造若緑 61 番地 1
	TEL0173(42)2111 FAX0173(49)1230
